

## 5-1 社会経済活動との両立（県民・事業者への協力要請）

### （1）県民への協力要請

#### 外出・移動制限

##### 1 概要

本県では、県民に対して、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく協力要請や特措法に基づかない「お願い」を行ってきた。

その内容は多岐に渡るが、「外出・移動制限に関すること」、「飲食店等の利用に関すること」、「感染防止対策に関すること」、「その他」に大別し、本項では「外出・移動制限」について記載する。

##### 2 経緯・取組内容

###### （1）第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

※文中の日付はすべて令和2年

1月27日以降、本県では新型コロナウイルス対策会議や特措法に基づかない任意の対策本部の会議において、発生動向の共有や対応策の検討を実施してきた。

その中で、国が3月26日に特措法に基づく政府対策本部を設置したことを受け、本県においても同日、特措法に基づく埼玉県新型コロナウイルス対策本部を設置するとともに、第8回新型コロナウイルス対策本部会議（以下、「新型コロナウイルス対策本部会議」を「県対策本部会議」という。）を開催し、知事訓示において、県民や事業者に対し外出自粛等のお願いを行った。

3月29日の知事記者会見では、県民に対し、時差出勤や在宅勤務などの工夫を進めること、3密になる集まりや夜間の外出の回避、歓楽街をはじめ不要不急の用件で都内に赴くことの回避をお願いした。

4月2日には第9回県対策本部会議を開催し、引き続き4月19日まで週末は不要不急の外出を自粛すること、歓楽街をはじめ不要不急の用件で都内に赴かないこと、数名以上の会食や夜間外出の回避をお願いした。

4月7日には政府が本県を含む7都府県に緊急事態宣言を発出したことに伴い、第10回県対策本部会議を開催し、県民に対して特措法第45条第1項に基づき、生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出を自粛するよう要請した。

4月16日には第11回県対策本部会議を開催し、生活必需品の買い物をする場合でも少人数でソーシャルディスタンスを確保するよう、県民に対するお願いを行った。

4月20日には内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から4月

16日付け閣副第454号通知が発出され、大型連休期間においては、特措法45条第1項の規定に基づき、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するよう住民に協力を要請するとされたことを受け、第12回県対策本部会議を開催し、県民に対して特措法第45条第1項に基づき、大型連休期間においても都道府県をまたいだ移動はもとより、不要不急の外出を自粛するよう要請した。

4月28日には第13回県対策本部会議後の知事記者会見において、「ゴールデンウイークにおける県民の皆様へのお願い」として、①不要不急の外出の回避。県内外への旅行や帰省も自粛。②お買い物も、必要最低限にとどめ、混雑時を避け、なるべく一人で出かけることをお願いした。

5月1日の第14回県対策本部会議後の知事記者会見では、1都3県の共同キャンペーン「いのちを守る STAY HOME 週間」として、県民に対し、①これまで以上に外出の自粛を！ ②必要な買い物はなるべくお1人で！ ③レジャー・旅行・帰省は控えよう！とのお願いを行った。

5月4日には政府による緊急事態宣言の5月31日までの延長決定を受け、第15回県対策本部会議を開催し、5月7日以降の緊急事態措置として、県民に対し特措法第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外への運動や散歩など生活の維持のために必要な場合を除き、不要不急の外出の自粛を要請した。また、特に遊興施設など、いわゆる「3つの密」がそろう場への外出や集まりへの参加について自粛を要請した。

5月25日には政府により、本県を含む1都3県の緊急事態宣言が解除されたことに伴い、第18回県対策本部会議を開催し、特措法第45条第1項に基づく外出自粛要請を解除した一方、特措法第24条第9項に基づき、県外への不要不急な移動を控えること、夜の繁華街への外出の自粛などについての協力を要請した。

## (2) 第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

※文中の日付はすべて令和2年

6月16日に新規陽性者数が比較的落ち着いた状況を受け、第21回県対策本部会議を開催し、6月19日以降の県境をまたぐ外出について、自粛あるいは協力は求めないが、東京の夜の繁華街への外出は控えることと、店舗内で3密を回避することをお願いした。

7月に入り、都内では連日100人を超える新規陽性者が確認されたことなどをを受け、7月6日に第22回県対策本部会議を開催し、県内や東京の夜の繁華街への外出を避けること、特に感染症対策が十分ではない店舗の利用回避、大人数での会食回避を県民にお願いした。

7月8日には第23回県対策本部会議を開催し、これまでのお願いに加えて、高齢者や基礎疾患がある方の都内への不要不急の外出自粛をお願いした。

7月11日には第24回県対策本部会議を開催し、これまでのお願いに加え、もう一段強い協力要請として、特措法第24条第9項に基づき、発熱の症状があるなど体調の悪い人の外出自粛（医療機関への受診等を除く）を要請した。

8月6日には第26回県対策本部会議を開催し、お盆中の帰省におけるお願いとして、発熱等の症状がある方はくれぐれも帰省を控えることをお願いした。

### (3) 第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日）

令和2年11月18日に新規陽性者数が過去最多を記録するなど、感染状況が極めて憂慮すべき状況となったことや、年末年始に向けて感染リスクが高まる恐れがあること等を踏まえ、翌日の11月19日に第31回県対策本部会議を開催し、年末年始の行事等における感染防止の呼びかけとして、外出は人混みを避け、発熱等の症状がある方は控えること、旅行に行く場合は時期を分散し、大晦日や正月は自宅で過ごすことなどをお願いした。

その後、12月11日に過去最多の新規陽性者数を記録した状況等を踏まえ、12月15日に第34回県対策本部会議を開催し、県民に対して特措法第24条第9項に基づき、東京都との往来はできるだけ控えること（仕事、授業、受診を除く）を要請した。

12月23日には第35回県対策本部会議を開催し、特措法第24条第9項に基づき、高齢者や基礎疾患のある方の不要不急の外出自粛（仕事、授業等を除く）、高齢の親族に会うのはできるだけ自粛、買い物はできるだけ1人で、等の要請を行った。

さらに12月28日の第37回県対策本部会議では、再度、年末年始の過ごし方として、大晦日や正月は自宅で過ごすことを強くお願いしたほか、特措法第24条第9項に基づき要請している内容についても、改めて強く要請した。

年明けには緊急事態宣言の発令が見込まれる中、先んじて首都圏における人の流れを抑え、人と人との接触の機会を減少させるため、一步踏み込んだ感染症防止対策を行うこととし、令和3年1月4日に第38回県対策本部会議を開催し、特措法第24条第9項に基づき、令和3年1月8日から同31日までの間、午後8時以降の不要不急の夜間外出自粛を要請した。

1月7日には、国が本県を含む1都3県に対し緊急事態宣言を発令したことを受け、同日に第39回県対策本部会議を開催し、1月8日から2月7日までの緊急事態措置として、特措法第45条第1項に基づく外出自粛の要請（不要不急の外出や県境をまたぐ移動の自粛、午後8時以降の不要不急の夜間外出の自粛）を行った。

1月22日には第40回県対策本部会議後の知事記者会見において「1都3県共同メッセージ」として、外出自粛のお願いを行った。

2月2日には、国が緊急事態宣言を同年3月7日まで延長することを決定したことから、2月4日に第42回県対策本部会議を開催し、2月8日から3月7日までの緊急事態措置として、従前と同じ内容で特措法第45条第1項に基づく外出自粛の要請を行った。

(4) 第4波（令和3年2月23日～令和3年6月10日）

※文中の日付はすべて令和3年

3月5日に1都3県の緊急事態宣言が更に3月21日まで延長されることが決定されたことから、同日、第44回県対策本部会議を開催し、3月8日から3月21日までの緊急事態措置として、従前と同じ内容で特措法第45条第1項に基づく外出自粛の要請を行った。また、その他の要請として特措法第24条第9項に基づき、買い物はできる限り1人で行くことなどを要請した。

3月18日には国が3月21日で緊急事態宣言の解除を決定したことを受け、3月19日に第45回県対策本部会議を開催し、3月22日以降の段階的緩和措置を決定した。ここでは県民に対し、特措法第24条第9項に基づき、不要不急の外出自粛や県境をまたぐ移動の自粛を引き続き要請するとともに、買い物はできる限り1人で行くことなどをお願いした。

3月24日には第46回県対策本部会議を開催し、要請等の期限を4月21日までとした。また、4月1日以降の段階的緩和措置として、特措法第24条第9項に基づき、不要不急の外出自粛、県境をまたぐ移動の自粛を要請するとともに、買い物はできる限り1人で行くことなどをお願いした。

その後、変異株による感染拡大を踏まえ、4月15日に第47回県対策本部会議を開催し、まん延防止等重点措置の公示を行うよう国に要請した。

国は4月16日に本県に対する「まん延防止等重点措置」の公示を行ったことから、同日、第48回県対策本部会議を開催し、4月20日から5月11日までのまん延防止等重点措置等を決定した。ここでの、県民に対する外出・移動制限に関する要請等は次のとおり。

措置区域（さいたま市・川口市）	措置区域外
<b>特措法第24条第9項に基づく要請</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県境をまたぐ移動の自粛（特に、従来株より感染しやすい可能性がある変異株により感染が拡大している大都市圏等との往来自粛。加えて、大型連休等、人の移動が活発化する時期に際して、感染が拡大している地域との往來を強く自粛すること。）</li><li>・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛（医療機関への通院、食料・</li></ul>	

医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く)

- ・ 混雑している場所や時間を避けて行動すること

#### その他のお願い

- ・ 買い物は、できる限り一人で行くこと

4月23日に東京、大阪、京都、兵庫の4都府県に緊急事態宣言が発令されたことや、ゴールデンウィークに際し人流を抑制する必要があることなどを受け、4月24日に第49回県対策本部会議を開催し、県内の重点措置区域を拡大した。また、外出・移動制限に関して以下のとおり、ゴールデンウィーク期間等における感染拡大防止への協力のお願いを行った。

措置区域（*）	措置区域外
<b>その他のお願い</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 感染が拡大していることに鑑み、ゴールデンウィーク期間中の『日中を含む、不要不急の外出や移動』は控えてください。</li><li>・ 帰省・旅行については、延期又は自粛をお願いします。どうしても帰省する必要がある場合は、帰省までの間、感染リスクの高い場所に行くことを控えるなど、高齢者への感染につながらないように。</li><li>・ 不特定多数が集まる場（イベント・集客施設等）に行くことは、避けてください。</li><li>・ 買い物も一人で。</li></ul>	

\* さいたま市、川口市、川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町  
この飲食店等の利用制限に関する協力要請等は、2回のまん延防止等重点措置の延長を受け、6月20日まで継続された。

#### (5) 第5波（令和3年6月11日～令和3年12月14日）

※文中の日付はすべて令和3年

6月17日には本県のまん延防止等重点措置を7月11日まで延長する旨の公示を受け、第56回県対策本部会議を開催し、現在の外出・移動制限に関する協力要請を7月11日まで延長することを決定した。

7月8日には本県のまん延防止等重点措置が8月22日まで延長される旨の公示を受けたことから、同日に第59回県対策本部会議を開催し、現在の外出・移動制限に関する協力要請に以下の内容を加え、8月22日まで延長することを決定した。

措置区域（さいたま市・川口市）	措置区域外
<b>特措法第24条第9項に基づく要請</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>特に、緊急事態措置区域との往来は、極力控えること。</li> </ul>	
<b>その他のお願い</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>外出・移動の際には、可能な限りの感染防止対策を講じた上、目的とする場所以外に立ち寄ることなく直行・直帰を徹底すること</li> </ul>	

その後、新規陽性者数の急速な拡大を受け、7月29日には緊急事態措置区域への指定を国に要請し、翌30日には本県が緊急事態措置を実施すべき区域に追加されたことから、同日に第62回県対策本部会議を開催した。ここでは、特措法第45条第1項に基づき、不要不急の帰省や旅行など県境をまたぐ移動は、極力控えること、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、特に午後8時以降の外出を自粛すること、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動することなどを要請するとともに、その他のお願いとして、外出・移動の際には、可能な限りの感染防止対策を講じた上、目的とする場所以外に立ち寄ることなく直行・直帰を徹底すること、買い物はできる限り一人で行くことなどを呼び掛けた。

この要請等は2回の緊急事態宣言の延長により9月30日まで継続された。

9月28日に国が9月30日での緊急事態宣言の解除を決定したことを受け、同日に第68回県対策本部会議を開催し、段階的緩和措置として、10月24日まで、特措法第24条第9項に基づき、外出については混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること、特に午後9時以降の外出を自粛することなどを要請した。

#### （6）第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日）

※文中の日付で特別に記載のないものはすべて令和4年

令和3年10月24日に段階的緩和措置が終了した後は外出・移動制限に関する協力要請等は行っていなかったが、年末から年明けにかけて、極めて感染力の強いオミクロン株による市中感染が疑われる事例が確認され、新規陽性者数も急速な増加傾向が続いていたことから、1月12日に第74回県対策本部会議を開催し、特措法第24条第9項に基づき、県境をまたぐ移動の際は目的地以外に立ち寄らないよう徹底することを要請するとともに、その他のお願いとして、発熱等の症状がある場合は外出を控えるよう呼び掛けた。

その後、1月17日には国に対し、まん延防止等重点措置の適用を要請し、1月19日にはまん延防止等重点措置の公示を受けたことから、同日に第75回県対策本部会議を開催し、県内全域を措置区域とした上で、特措法第24条

第9項に基づき、2月13日まで、不要不急の県境をまたぐ移動を極力控えること、外出・移動の際は目的地以外に立ち寄らないこと、混雑している場所や時間を避けて行動することなどを要請するとともに、その他のお願いとして、買い物はできる限り1人で行くことなどを呼び掛けた。

なお、要請等については、2回のまん延防止等重点措置の延長により、3月21日まで継続された。

3月17日には、政府による3月21日でのまん延防止等重点措置の終了決定を受け、第80回県対策本部会議を開催し、3月22日以降のお願いとして、体調がすぐれない場合の外出自粛などを呼び掛けた。

(7) 第7波（令和4年6月6日～令和4年10月7日）

3月22日以降、本県において緊急事態措置やまん延防止等重点措置を講じることにはなかったが、オミクロン株BA.5系統を中心とする感染拡大を受け、7月下旬に政府が新たに「BA.5対策強化宣言」を導入したことから、8月3日に第81回県対策本部会議を開催し、本県においても同宣言を実施することを決定した上で、県民に対し、特措法第24条第9項に基づき、体調がすぐれない場合は外出（飲食店の利用やイベントへの参加等）を控えること、外出する場合には極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動することを要請した。

この「BA.5対策強化宣言」の期間は当初8月31日までの予定であったが、感染状況を踏まえ、8月26日に第82回県対策本部会議を開催し、現在の外出・移動制限に関する協力要請を9月30日まで延長することを決定した。

9月26日には第84回県対策本部会議を開催し、9月30日で「BA.5対策強化宣言」を終了することを決定し、10月1日以降のお願いとして、体調がすぐれない場合は外出（飲食店の利用やイベントへの参加等）を控えること、外出する場合には極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること、特に買い物は必要最小限の人数で行くことを呼び掛けた。

(8) 第8波（令和4年10月8日～令和5年5月7日）※5類移行時点を暫定的な終期とする

令和4年10月1日以降のお願いを継続していたが、国が令和5年4月27日に感染症法第44条の2第3項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症について、同年5月7日をもって同法の「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなる旨を公表し、5月8日に同法の「5類感染症」に位置づけることとしたことから、5月1日に第88回県対策本部会議を開催し、継続していた協力要請等を5月7日までとすることを決定した。

### 3 実施上の課題と対応

県民に対する外出・移動制限に関する要請等については、特措法に基づいて実施したのも多かったが、罰則を伴わないため、実効性に欠けるものも少なくなかった。この点については、令和3年9月13日に、知事自らが街頭に立ち、呼びかけを行う「街頭キャンペーン」を実施することで、実効性の確保を図った。

また、1都3県の枠組みにおいても、メッセージの発出や呼びかけを行うことで、本県と生活圈等の面で強い繋がりのあるエリア全体に対する注意喚起が図れたものとする。

### 4 ICTの活用

広報媒体としてSNS（Twitter）を活用して周知を図った。

### 5 広報・関係機関への周知

- ・ 知事記者会見による周知
- ・ 市町村や特措法に定める指定公共機関及び指定地方公共機関等へのメールによる周知
- ・ ホームページでの周知

### 6 自己評価

感染状況や国の方針が細かく変動する中で、状況に応じた要請やお願いをすることができた点は評価に値すると考えられる。

一方で、外出・移動制限に関する要請等は罰則等の強制力を伴わないものであったことから、その実効性については疑念が残った。

### 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

国において、各都道府県が行った一連の要請等の実績を精査し、外出・移動制限に関する要請として真に効果的なものを洗い出しておくこと。

### 8 根拠法令・事務連絡等

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策に関する新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施等について」（令和2年4月16日付け閣副第454号内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長通知）



## 9 事業費・財源

なし

## 10 5類移行に伴う対応

令和5年5月8日を以て、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類感染症に変更され、特措法に基づく基本的対処方針が廃止されたことに伴い、これまでに同方針に基づき実施していた協力要請等の措置を終了した。

## 飲食店等の利用制限

### 1 概要

本県では、県民に対して、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく協力要請や特措法に基づかない「お願い」を行ってきた。

その内容は多岐に渡るが、「外出・移動制限に関すること」、「飲食店等の利用に関すること」、「感染防止対策に関すること」、「その他」に大別し、本項では「飲食店等の利用制限」について記載する。

### 2 経緯・取組内容

#### (1) 第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

※文中の日付はすべて令和2年

1月27日以降、本県では新型コロナウイルス対策会議や特措法に基づかない任意の対策本部の会議において、発生動向の共有や対応策の検討を実施してきたが、3月26日には政府対策本部の設置に伴い、本県においても特措法に基づく埼玉県新型コロナウイルス対策本部を設置するとともに、第8回新型コロナウイルス対策本部会議（以下、「新型コロナウイルス対策本部会議」を「県対策本部会議」という。）を開催した。

3月29日の知事記者会見では、県民に対し、数名以上での会食を避けるようお願いした。

4月2日には第9回県対策本部会議を開催し、引き続き、数名以上での会食を避けるようお願いした。

4月7日には政府が本県を含む7都府県に緊急事態宣言を発出したことに伴い、第10回県対策本部会議を開催し、緊急事態措置としての外出自粛要請等を行ったが、飲食店等の利用制限に関わる要請等は行わなかった。

#### (2) 第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

※文中の日付はすべて令和2年

5月25日以降、感染状況は落ち着いていたが、感染の拡大防止と社会経済機能の協調のバランスを取る必要があることから、6月16日に第21回県対策本部会議を開催し、感染防止対策に取り組んでいる店舗を利用することなどを県民にお願いした。

7月に入り、都内では連日100人を超える新規陽性者が確認されたことなどを受け、7月6日に第22回県対策本部会議を開催し、県民に対して、特に

感染症対策が十分にとられていない店舗の利用や大人数での会食を避けるようお願いした。

7月8日には第23回県対策本部会議を開催し、県民に対して、特措法第24条第9項に基づき、夜の繁華街において感染症対策が十分にとられていない店の利用回避を要請するとともに、その他のお願いとして、大人数での会食の自粛を呼び掛けた。

7月11日には第24回県対策本部会議を開催し、県民に対して、特措法第24条第9項に基づき、夜の繁華街に限らず感染症対策が十分にとられていない施設の利用回避を要請するとともに、その他のお願いとして、大人数での会食の自粛を呼び掛けた。

8月6日には第26回県対策本部会議を開催し、会議後の知事記者会見において、お盆中の帰省に際するお願いとして、大人数での会食や飲み会は自粛することを呼び掛けた。

### (3) 第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日）

10月19日には、10日に1日あたりの新規陽性者数が過去最大の100人を記録したこと等を受け、第30回県対策本部会議を開催した。会議後の知事記者会見において、会食・飲み会でのお願いとして、感染症対策が十分にとられていない施設の利用回避、国の接触確認アプリやLINEコロナお知らせシステムの活用、大人数での会食・飲み会は自粛、対面を避けた配席や一定間隔の確保、回し飲みは避けること、発熱等の症状がある方は参加を控えることを呼び掛けた。

11月19日の第31回県対策本部会議においては、年末年始の呼び掛けとして、忘年会・新年会等での感染症対策が十分にとられていない施設の利用回避等や、帰省・旅行時の大人数での会食や飲み会の自粛を呼び掛けた。

その後、新規陽性者数が高い水準で推移する状況を踏まえ、12月1日には第33回県対策本部会議を開催し、特措法第24条第9項に基づき、4日から17日まで、午前5時から午後10時までの営業時間の短縮を要請しているさいたま市大宮区、川口市、越谷市内の「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」の午後10時以降の利用回避を要請した。

12月15日の第34回県対策本部会議では、この要請を27日まで延長するとともに、会食・飲み会は4人以下（家族の場合や介助者を除く）で行い、長時間にならないようにすること、感染症対策が十分にとられていない施設の利用は回避することを要請した。

さらに、12月23日の第35回県対策本部会議では、この要請を令和3年1月11日まで延長することを決定した上で、飲食を伴う忘年会や新年会、成

人式後の会食・飲み会はできる限り自粛することを要請した。

(4) 第4波（令和3年2月23日～令和3年6月10日）

令和3年1月7日に発令された緊急事態宣言が継続されている中、3月5日には第44回県対策本部会議を開催し、県民に対して特措法第24条第9項に基づき、営業時間の短縮を要請している県内の飲食店等の午後8時以降の利用回避、会食・飲み会は、4人以下（家族の場合や介助者を除く）で行い、長時間にならないようにすること、感染症対策が十分にとられていない施設の利用は回避することなどを要請した。また、卒業旅行、謝恩会、飲食を伴う花見、歓送迎会などは控えること、会食はできるだけ、同居家族以外ではいつも近くにいる人で行うことを働きかけた。

3月18日に同21日での緊急事態宣言の解除が決定されたことを受け、3月19日には第45回県対策本部会議を開催し、同月22日以降の段階的緩和措置を決定した。ここでは県民に対し、特措法第24条第9項に基づき、営業時間の短縮を要請している県内の飲食店等の午後9時以降の利用回避、感染症対策が十分にとられていない施設の利用回避などの要請と、卒業旅行、謝恩会、飲食を伴う花見、歓送迎会などは控えること、「昼飲み」「昼カラ」も長時間を避け、夜と同じ感染防止対策をとること、会食・飲み会はできるだけ、同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで、長時間にならないように行うことをお願いを行った。

その後、変異株による感染拡大を踏まえ、4月15日に第47回県対策本部会議を開催し、まん延防止等重点措置の公示を行うよう国に要請した。

国は4月16日に本県に対する「まん延防止等重点措置」の公示を行ったことから、同日、第48回県対策本部会議を開催し、まん延防止等重点措置等を決定した。ここでの、県民に対する飲食店等の利用制限に関する要請等は次のとおりで、期間は4月20日から5月11日までとした。

措置区域（さいたま市・川口市）	措置区域外
<b>特措法第31条の6第2項に基づく要請</b> ・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店に不要に出入りしないこと	<b>特措法第24条第9項に基づく要請</b> ・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店に不要に出入りしないこと
<b>特措法第24条第9項に基づく要請</b> ・ 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛	
<b>その他のお願い</b> ・ 飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の利用自粛	

- ・ 会食・飲み会は、できるだけ、同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで（家族の場合や介助者を除く）、長時間にならないようにすること

4月23日に東京、大阪、京都、兵庫の4都府県に緊急事態宣言が発令されたことや、ゴールデンウィークに際し人流を抑制する必要があることなどを受け、4月24日に第49回県対策本部会議を開催し、県内の重点措置区域を拡大した。ここでは、飲食店等の利用制限に関する一部の要請内容を次の下線部のとおり変更した。

措置区域（*）	措置区域外
<b>特措法第31条の6第2項に基づく要請</b> ・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、 <u>飲食店を利用しない</u>	<b>特措法第24条第9項に基づく要請</b> ・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、 <u>飲食店を利用しない</u>
<b>特措法第24条第9項に基づく要請</b> ・ <u>感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用自粛</u>	

- \* さいたま市、川口市、川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町  
 また、飲食店等の利用制限に関して以下のとおり、ゴールデンウィーク期間等における感染拡大防止への協力をお願いを行った。

措置区域（同上）	措置区域外
<b>その他のお願い</b> ・ 外食は一人か同居家族（介助者を除く）だけで。	

この飲食店等の利用制限に関する協力要請等は、2回のまん延防止等重点措置の延長を受け、6月20日まで継続された。

(5) 第5波（令和3年6月11日～令和3年12月14日）

6月17日には本県のまん延防止等重点措置を7月11日まで延長する旨の公示を受け、第56回県対策本部会議を開催し、現在の飲食店等の利用制限に関する協力要請を次の下線部のとおり変更し、7月11日まで延長することを決定した。

措置区域（さいたま市・川口市）	措置区域外
<b>特措法第24条第9項に基づく要請</b> ・ 感染対策が徹底されていない飲食店や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用自粛 <u>（飲食・飲酒については、お客様の命を守る取組に参加する「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」認証店の利用を推奨）</u>	

## その他のお願い

- ・ 飲食の際は90分を限度とする

この協力要請については、7月8日に本県のまん延防止等重点措置が8月22日まで延長される旨の公示を受けたことから、同日の第59回県対策本部会議において、8月22日まで延長することとした。

その後、新規陽性者数の急速な拡大を受け、7月29日には緊急事態措置区域への指定を国に要請し、翌30日には本県が緊急事態措置を実施すべき区域に追加されたことから、同日に第62回県対策本部会議を開催した。ここでは、特措法第45条第1項に基づき、感染対策が徹底されていない飲食店等や、休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること、飲食等については、お客様の命を守る取組に参加する「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」認証店（以下「認証店」）を利用いただきたいことを要請したほか、その他のお願いとして、飲食の際は90分を限度とすること、会食はできるだけ同居家族以外はいつも近くにいる4人まで（家族や介助者を除く）とすることを呼び掛けた。

なお、期間は8月2日から8月31日までとしたが、その後の緊急事態宣言の延長に伴い、9月30日まで継続された。

9月28日には国が9月30日での緊急事態宣言の解除を決定したことを受け、同日に第68回県対策本部会議を開催し、10月1日から10月24日までの段階的緩和措置として、感染対策が徹底されていない飲食店等や、休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること、飲食等については、認証店を利用いただきたいこと、飲食を主として業としている店舗及び結婚式場において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の利用を自粛すること、飲食の際は120分を限度とすること、会食はできるだけ、いつも近くにいる4人以内（同居家族及び介助者を除く。）とすることをお願いした。

その後、10月20日の第70回県対策本部会議では、10月25日以降のお願いとして、飲食等については認証店を利用することを呼び掛けた。

### （6）第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日）

※文中の日付で特別に記載のないものはすべて令和4年

年末から年明けにかけて、極めて感染力の強いオミクロン株による市中感染が疑われる事例が確認され、新規陽性者数も急速な増加傾向が続き、1月19日には本県に対し、まん延防止等重点措置の公示がなされたことから、同日に第75回県対策本部会議を開催した。ここでは、県内全域を措置区域とし、特措法第31条の6第2項に基づき、営業時間の短縮を要請した時間以降、飲

食店を利用しないことを要請するとともに、特措法第24条第9項に基づき、感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店の利用自粛、ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受ける認証店を除き、同一グループ、同一テーブルで5人以上の会食を控えることを要請した。

これらの要請については、その後のまん延防止等重点措置の延長に伴い、3月21日まで継続された。

3月17日には、政府による3月21日でのまん延防止等重点措置の終了決定を受け、第80回県対策本部会議を開催し、3月22日以降のお願いとして、飲食等については、認証店を利用することを呼び掛けた。

(7) 第7波（令和4年6月6日～令和4年10月7日）

※文中の日付はすべて令和4年

3月22日以降、本県において緊急事態措置やまん延防止等重点措置を講じることはなかったが、オミクロン株BA.5系統を中心とする感染拡大を受け、7月下旬に政府が新たに「BA.5対策強化宣言」を導入したことから、8月3日に第80回県対策本部会議を開催し、本県においても同宣言を実施することを決定した上で、県民に対し、特措法第24条第9項に基づき、飲食等については、認証店を利用することを要請した。

この「BA.5対策強化宣言」の期間は、当初8月31日までの予定であったが、感染状況を踏まえ、8月26日に第82回県対策本部会議を開催し、現在の協力要請を9月30日まで延長することを決定した。

9月26日には第84回県対策本部会議を開催し、9月30日で「BA.5対策強化宣言」を終了することを決定し、10月1日以降のお願いとして、当面の間、飲食等については認証店利用することを呼び掛けた。

(8) 第8波（令和4年10月8日～令和5年5月7日）※5類移行時点を暫定的な終期とする

令和4年10月1日以降のお願いを継続していたが、国が令和5年4月27日に感染症法第44条の2第3項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症について、同年5月7日をもって同法の「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなる旨を公表し、5月8日に同法の「5類感染症」に位置づけることとしたことから、5月1日に第88回県対策本部会議を開催し、継続していた協力要請等を5月7日までとすることを決定した。

### 3 実施上の課題と対応

特に、営業時間短縮や酒類提供制限の要請に応じていない飲食店等の利用自粛に関しては、当該要請に応じず営業を継続する店舗が存在する以上、県民に対してもこれを徹底させることが困難であった。

この点に対しては、委託業者による飲食店の見回りやその結果に基づく罰則の適用を伴う対応を講じ、店舗に対する要請の実効性を確保することで対応できたものとする。

### 4 ICTの活用

広報媒体としてSNS（Twitter）を活用して周知を図った。

### 5 広報・関係機関への周知

- ・ 知事記者会見による周知
- ・ 市町村や特措法に定める指定公共機関及び指定地方公共機関等へのメールによる周知
- ・ ホームページでの周知

### 6 自己評価

感染状況や国の方針が細かく変動する中で、状況に応じた要請やお願いをすることができた点は評価に値すると考えられる。

一方で、飲食店等の利用制限に係る要請等は罰則等の強制力を伴わないものであったことから、その実効性については疑念が残った。

### 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

国において、各都道府県が行った一連の要請等の実績を精査し、飲食店等の利用制限に関する要請として真に効果的なものを洗い出しておくこと。

### 8 根拠法令・事務連絡等

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

### 9 事業費・財源

なし

### 10 5類移行に伴う対応

令和5年5月8日を以て、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが



5類感染症に変更され、特措法に基づく基本的対処方針が廃止されたことに伴い、これまでに同方針に基づき実施していた協力要請等の措置を終了した。

## 感染防止対策

### 1 概要

本県では、県民に対して、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく協力要請や特措法に基づかない「お願い」を行ってきた。

その内容は多岐に渡るが、「外出・移動制限に関すること」、「飲食店等の利用に関すること」、「感染防止対策に関すること」、「その他」に大別し、本項では「感染防止対策」について記載する。

### 2 経緯・取組内容

#### (1) 第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

※文中の日付はすべて令和2年

1月27日以降、本県では新型コロナウイルス対策会議や特措法に基づかない任意の対策本部の会議において、発生動向の共有や対応策の検討を実施してきた。

その中で、国が3月26日に特措法に基づく政府対策本部を設置したことを受け、本県においても同日、特措法に基づく埼玉県新型コロナウイルス対策本部を設置するとともに、帰宅後の手洗いや咳エチケットを徹底することをお願いした。

その後、3月29日の知事記者会見及び4月2日の第9回新型コロナウイルス対策本部会議（以下、「新型コロナウイルス対策本部会議」を「県対策本部会議」という。）においても同様のお願いを行ったが、4月7日には政府が本県を含む7都府県に緊急事態宣言を発出した。

また、4月28日、第13回県対策本部会議後の知事記者会見では、「ゴールデンウィークにおける県民の皆様へのお願い」として、公園利用時の密の回避、散歩や運動時のソーシャルディスタンスの確保、自宅での手洗い・咳エチケット・換気の徹底をお願いした。

#### (2) 第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

※文中の日付はすべて令和2年

5月25日に緊急事態宣言が解除されて以降、新規陽性者数は比較的落ち着いた状況であったが、感染拡大防止と社会経済機能の協調のバランスをとる必要があることから、6月16日に第21回県対策本部会議を開催し、夏に向けて県民に対して熱中症にならないように屋外では適宜マスクを外すこと、

お中元セールなどではお店内で密閉・密集・密接の「3つの密」(以下、「3密」)を回避することをお願いした。

その後、新規陽性者数の増加を受け、7月8日の第23回県対策本部会議では、改めて3密の回避をお願いした。

8月6日の第26回新型コロナウイルス対策本部会議後の知事記者会見では、お盆中の帰省に際するお願いとして、帰省の際や高齢者に会う際には、3密の回避・手指消毒・マスクの着用・十分な換気などを徹底し、いつも以上の感染症対策を行うようお願いした。

### (3) 第3波(令和2年9月14日～令和3年2月22日)

11月になり、1日当たりの新規陽性者数が過去最多を記録したことや年末年始に向けて感染リスクが高まる恐れがあること等を踏まえ、同月19日には第31回県対策本部会議を開催し、年末年始の行事等における感染防止の呼びかけとして、3密の回避、マスクの着用、手洗い・手指消毒、換気と湿度の確保をお願いした。

その後、首都圏全体で感染が拡大していることを受け、12月23日に第35回県対策本部会議を開催し、特措法第24条第9項に基づき、家庭内でのマスクの着用の励行を要請した。

令和3年に入ると新規陽性者数が急拡大し、1月7日には本県を含む1都3県に対し緊急事態宣言が発令された。

1月29日の第41回県対策本部会議後の知事記者会見では、食事の際に気を付けてほしい新たな合言葉として「静美食(せいびしょく)」(\*)を紹介した。

(\*)書道家の宮田天風(てんぷう)氏から提案いただいたもので、日本は古くから礼儀を重んじる国であり、食事をする時は静かに作ってくれた人や食材に感謝するという慣習があることから、その気持ちを改めて思い起こし、静かに食材の味を楽しみ礼儀良く美味しく食べることを「静美食」という言葉で言い表している。これにより、飲食をする際の感染リスクを下げる効果が期待できるというもの。

### (4) 第4波(令和3年2月23日～令和3年6月10日)

※文中の日付はすべて令和3年

1月7日に発令された1都3県の緊急事態宣言は2月2日に延長決定がなされ、更に3月5日には3月21日まで延長されることが決定された。これに伴い、同日に第44回県対策本部会議を開催し、県民に対し、マスクの着用、手洗い・手指消毒、換気、3密の回避や飲食の際の「マスク飲食」「黙食」「個

食」「静美食」「ランチの時もマスク」の徹底、ソーシャルディスタンスの確保をお願いした。

3月18日には国が21日での緊急事態宣言の解除を決定したことから、3月19日に第45回県対策本部会議を開催し、3月22日以降の段階的緩和措置として引き続き、マスクの着用、手洗い・手指消毒、換気、3密の回避や飲食の際の「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」の徹底、ソーシャルディスタンスの確保をお願いした。

その後、変異株による感染拡大を踏まえ、4月15日に第47回県対策本部会議を開催し、まん延防止等重点措置の公示を行うよう国に要請した。

国は4月16日に本県に対する「まん延防止等重点措置」の公示を行ったことから、同日、第48回県対策本部会議を開催し、まん延防止等重点措置等として、次のとおり県民に対する感染防止対策に関するお願いを行った。

なお、このお願いは、まん延防止等重点措置の延長に伴い、同措置が緊急事態措置に切り替わる8月1日まで継続された。

措置区域	措置区域外
<p><b>その他のお願い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソーシャルディスタンスを確保し、マスクなしでの会話を避けること。 特に平日・休日ともに混雑した場所での食事は控えること</li> <li>・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底すること</li> <li>・ マスク・手洗い・アルコール消毒・換気、3密回避を徹底すること</li> </ul>	

(5) 第5波（令和3年6月11日～令和3年12月14日）

※文中の日付はすべて令和3年

その後、新規陽性者数の急速な拡大を受け、7月29日には緊急事態措置区域への指定を国に要請し、翌30日には本県が緊急事態措置を実施すべき区域に追加されたことから、同日に第62回県対策本部会議を開催した。ここでは、従前と同様に、ソーシャルディスタンスを確保しマスクなしでの会話を避けること、特に平日・休日ともに混雑した場所での食事は控えること、飲食の際は昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底すること、マスク・手洗い・アルコール消毒・換気、3密回避を徹底することをお願いした。

このお願いは8月31日までとしていたが、緊急事態宣言の延長に伴い、9月30日まで延長された。

9月28日に国が9月30日での緊急事態宣言の解除を決定したことを受け、同日に第68回県対策本部会議を開催し、段階的緩和措置として、10月

24日まで、特措法第24条第9項に基づき、帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底するよう要請するとともに、その他のお願いとして、3密回避・ソーシャルディスタンスの確保・マスクの着用・手洗い手指衛生など基本的感染防止対策を徹底すること、飲食の際は昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底することを呼び掛けた。

10月20日には、前述の段階的緩和措置が同月24日で終了することを受け、第70回県対策本部会議を開催し、10月25日以降のお願いとして、3密回避・ソーシャルディスタンスの確保・マスクの着用・手洗いなどの手指衛生等の基本的感染防止対策を徹底すること、帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し特に大人数での会食を控えることをお願いした。

その後、11月22日の第72回県対策本部会議では、帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、「3つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策（人と人との距離の確保・マスクの着用・手洗いなどの手指衛生）を徹底するようお願いした。

#### (6) 第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日）

年末から年明けにかけて、極めて感染力の強いオミクロン株による市中感染が疑われる事例が確認され、新規陽性者数も急速な増加傾向が続いていたことから、令和4年1月17日、国に対し、まん延防止等重点措置の適用を要請し、1月19日に公示がなされたことから、同日に第75回県対策本部会議を開催し、1月21日から2月13日まで、県民に対するその他のお願いとして、同居家族以外とのホームパーティを控えることを呼び掛けた。

2月10日にはまん延防止等重点措置の延長が決定されたことから、同日に第77回県対策本部会議を開催し、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止対策として、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とすること、会話をする際にはマスクの着用を基本とすること、感染リスクの高い場面・場所への外出は避けること、家庭内においても室内を定期的に換気するとともにこまめに手洗いを行うこと、子どもの感染防止対策を徹底すること、高齢者や基礎疾患のある者はいつも会う人と少人数で会うことをお願いを追加した。

3月17日には、政府が3月21日でのまん延防止等重点措置の終了決定をしたことから、同日に第80回県対策本部会議を開催し、3月22日以降のお願いとして引き続き、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止対策や移動先での感染リスクの高い行動を控えることを呼び掛けた。

(7) 第7波（令和4年6月6日～令和4年10月7日）

※文中の日付はすべて令和4年

3月22日以降、本県において緊急事態措置やまん延防止等重点措置を講じることはなかったが、オミクロン株BA.5系統を中心とする感染拡大を受け、7月下旬に政府が新たに「BA.5対策強化宣言」を導入したことから、8月3日に第81回県対策本部会議を開催し、本県においても同宣言を実施することを決定した上で、県民に対し、特措法第24条第9項に基づき、帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際して「3つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策（人と人の距離の確保・マスクの着用・手洗いなどの手指衛生）を徹底しながら移動先での感染リスクの高い行動を控えることや、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止対策を要請した。

この「BA.5対策強化宣言」の期間は、当初8月31日までの予定であったが、感染状況を踏まえ、8月26日に第82回県対策本部会議を開催し、現在の外出・移動制限に関する協力要請を9月30日まで延長することを決定した。

9月26日には第84回県対策本部会議を開催し、9月30日で「BA.5対策強化宣言」を終了することを決定し、10月1日以降のお願いとして、当面の間、従前の特措法第24条第9項に基づく要請の内容に協力するよう呼び掛けた。

(8) 第8波（令和4年10月8日～令和5年5月7日）※5類移行時点を暫定的な終期とする

令和5年2月16日には、国がマスク着用の考えを見直したことを受け、第86回県対策本部会議を開催し、以下のとおりマスク着用の考え方を見直した。

「マスクの着用」の考え方について

「マスクの着用」の考え方については、令和5年2月10日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」及び基本的対処方針の変更により方針が示されました。

本県においても、マスク着用の考え方の見直しの適用日（令和5年3月13日）から以下のとおりとします。

- マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とします。なお、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。
- 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な次の場面では、マスクの着用を推奨します。

- ・ 医療機関受診時
  - ・ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
  - ・ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（\*）に乗車する時（当面の取扱い）
- \* 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。
- 新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的です。
  - 症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控えてください。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクの着用をお願いします。
  - 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨します。
  - 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得ますが、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意してください。

その後も令和4年10月1日以降のお願いを継続していたが、国が令和5年4月27日に感染症法第44条の2第3項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症について、同年5月7日をもって同法の「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなる旨を公表し、5月8日に同法の「5類感染症」に位置づけることとしたことから、5月1日に第88回県対策本部会議を開催し、継続していた協力要請等を5月7日までとすることを決定した。

### 3 実施上の課題と対応

特に、感染防止対策に関する内容については、広く正確にわかりやすく周知を行うことが必要であったことから、1都3県や9都県市の枠組みにおいて共同メッセージを発出することで、本県と地理的、経済的に繋がりの深い県外の地域を含め、広範囲に効果的な周知を行った。

### 4 ICTの活用

広報媒体としてSNS（Twitter）を活用して周知を図った。

### 5 広報・関係機関への周知

- ・ 知事記者会見による周知
- ・ 市町村や特措法に定める指定公共機関及び指定地方公共機関等へのメールによる周知

- ・ホームページでの周知

## 6 自己評価

感染状況や国の方針が細かく変動する中で、状況に応じた要請や願いをすることができた点は評価に値すると考えられる。

一方で、感染防止対策に関する要請等は罰則等の強制力を伴わないものであったことから、その実効性については疑念が残った。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

国において、各都道府県が行った一連の要請等の実績を精査し、感染防止対策に関する要請として真に効果的なものを洗い出しておくこと。

## 8 根拠法令・事務連絡等

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

## 9 事業費・財源

なし

## 10 5類移行に伴う対応

令和5年5月8日を以て、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類感染症に変更され、特措法に基づく基本的対処方針が廃止されたことに伴い、これまでに同方針に基づき実施していた協力要請等の措置を終了した。



## その他の要請等

### 1 概要

本県では、県民に対して、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく協力要請や特措法に基づかない「お願い」を行ってきた。

その内容は多岐に渡るが、「外出・移動制限に関すること」、「飲食店等の利用に関すること」、「感染防止対策に関すること」、「その他」に大別し、本項では「その他」について記載する。

### 2 経緯・取組内容

#### (1) 第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

※文中の日付はすべて令和2年

3月26日の知事記者会見において、県民に対して、冷静な判断で商品の買い占めなどを控えるようお願いした。

3月29日の知事記者会見では、葬儀において感染が広がった例が報告されたことから、県民に対し、冠婚葬祭の開催には工夫をするようお願いした。

4月7日には政府が本県を含む7都府県に緊急事態宣言を発出したことに伴い、第10回新型コロナウイルス対策本部会議（以下、「新型コロナウイルス対策本部会議」を「県対策本部会議」という。）を開催し、県民に対して、生活必需品などの物資の確保に冷静な対応をとるようにお願いした。

#### (2) 第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

※文中の日付はすべて令和2年

5月25日の緊急事態宣言解除後、6月16日の第21回県対策本部会議では、県民に対して医療関係者やその家族へのいわれなき差別をやめるようお願いをした。

7月に入り、都内では連日100人を超えるなど新規陽性者数が増加する状況の中、7月11日に第24回県対策本部会議を開催し、特措法第24条第9項に基づき、国の接触確認アプリ及び県のLINEコロナお知らせシステムの活用を要請した。

8月6日には第26回県対策本部会議を開催し、会議後の知事記者会見において、お盆中の帰省におけるお願いとして、新しい旅のエチケットに留意し、オンライン帰省も検討することをお願いした。

(3) 第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日）

令和2年11月18日に新規陽性者数が過去最多を記録するなど、感染状況が極めて憂慮すべき状況となったことや、年末年始に向けて感染リスクが高まる恐れがあること等を踏まえ、翌19日に第31回県対策本部会議を開催し、年末年始の行事等における感染防止の呼びかけとして、室内の換気と一定湿度の確保や、国の接触確認アプリ及び県のLINEコロナお知らせシステムの活用をお願いした。

また、忘年会や新年会（大人数・長時間での開催自粛等）、帰省・旅行（「新しい旅のエチケット」に留意する等）、初詣・除夜の鐘（正月三が日にこだわらない分散参拝等）、成人式（会場や周辺では密を回避する等）、マラソン大会などのスポーツ大会（着替え場所等での3密回避等）、初売り（必要に応じて入場制限実施等）、賀詞交歓会（なるべく短時間で開催等）における感染防止対策についてもお願いした。

12月28日には第37回県対策本部会議後の知事記者会見において、年末年始の過ごし方として、初詣は正月三が日にこだわらず、混雑する日を避けた分散参拝をするようお願いした。

令和3年に入り感染状況の爆発的拡大に伴って、1月7日には本県を含む1都3県に対し緊急事態宣言が発令され、特措法第45条第1項に基づく外出自粛等が要請されることとなったが、本項に記載すべき要請等は行われなかった。

(4) 第4波（令和3年2月23日～令和3年6月10日）

※文中の日付はすべて令和3年

3月21日には緊急事態宣言が解除されたが、その後の変異株による感染拡大を踏まえ、国が4月16日に「まん延防止等重点措置」の公示を行ったことから、同日、第48回県対策本部会議を開催し、4月20日から5月11日までのまん延防止等重点措置等を決定した。

その後、4月23日に東京、大阪、京都、兵庫の4都府県に緊急事態宣言が発令されたことや、ゴールデンウィークに際し人流を抑制する必要があることなどを受け、4月24日に第49回県対策本部会議を開催し、路上・公園などにおける飲酒を控えることをお願いしたほか、ゴールデンウィーク期間等における感染拡大防止への協力をお願いとして、同居家族以外との宅飲みの自粛をお願いした。

(5) 第5波（令和3年6月11日～令和3年12月14日）

※文中の日付はすべて令和3年

政府が6月17日にまん延防止等重点措置を7月11日まで延長する公示を行ったことから、同日に第56回県対策本部会議を開催し、ホームパーティの自粛をお願いした。

その後、新規陽性者数の急速な拡大を受け、7月29日には緊急事態措置区域への指定を国に要請し、翌30日には本県が緊急事態措置を実施すべき区域に追加されたことから、同日に第62回県対策本部会議を開催した。ここでは、8月2日から8月31日まで緊急事態措置として、特措法第45条第1項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動の自粛を要請するとともに、その他のお願いとして、引き続きホームパーティの自粛を呼び掛けた。

この要請等については、緊急事態宣言の延長に伴い、9月30日まで延長されることとなった。

9月28日に国が9月30日での緊急事態宣言の解除を決定したことを受け、同日に第68回県対策本部会議を開催し、10月1日から10月24日までの段階的緩和措置として、特措法第24条第9項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動の自粛をすること、テレワークなど柔軟な働き方を行うことを要請した。

(6) 第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日）

※文中の日付で特別に記載のないものはすべて令和4年

令和3年11月19日改訂の基本的対処方針では、特措法第24条第9項に基づき、感染不安を感じている人に対してPCR検査又は抗原検査の受検を要請できることとされ、本県では、同年12月27日の第73回県対策本部会議において、オミクロン株に関する更なる知見が得られるまでの間として同要請を行った。

年末から年明けにかけて、極めて感染力の強いオミクロン株による市中感染が疑われる事例が確認され、新規陽性者数も急速な増加傾向が続いていたことから、1月17日に国に対し、まん延防止等重点措置の適用を要請し、1月19日にはまん延防止等重点措置の公示を受け、同日に第75回県対策本部会議を開催した。ここでは、感染不安を感じる無症状者に対し検査を受けることを特措法第24条第9項に基づき要請するとともに、その他のお願いとして同居家族以外とのホームパーティを控えるよう呼び掛けた。

なお、この要請等についてはまん延防止等重点措置の延長に合わせて3月21日まで継続された。

3月17日に、政府が3月21日でのまん延防止等重点措置の終了を決定したことを受け、同日に第80回県対策本部会議を開催し、3月22日以降の協力要請等として、引き続き、感染不安を感じる無症状者に対しPCR検査又は抗原検査を受けることを特措法第24条第9項に基づき要請した。

(7) 第7波（令和4年6月6日～令和4年10月7日）

※文中の日付はすべて令和4年

3月22日以降、本県において緊急事態措置やまん延防止等重点措置を講じることはなかったが、オミクロン株BA.5系統を中心とする感染拡大を受け、7月下旬に政府が新たに「BA.5対策強化宣言」を導入したことから、8月3日に第81回県対策本部会議を開催し、本県においても8月4日から8月31日まで同宣言を実施することを決定した。ここでは引き続き、感染不安を感じる無症状者に対して検査を受けることを特措法第24条第9項に基づき要請するとともに、その他のお願いとして重症化リスクの低い方の抗原定性検査キット送付事業や自己検査後のオンライン診断など積極的な活用、医療従事者に対する心ない言動を控えることなどを呼び掛けた。

この宣言については、8月26日に開催した第82回県対策本部会議において、9月30日まで延長された。

9月26日には第84回県対策本部会議を開催し、9月30日で「BA.5対策強化宣言」を終了することを決定するとともに、10月1日以降についても、従前の特措法第24条第9項に基づく要請とその他のお願いを当面の間継続することとした。

また、感染症法第44条の3第2項に基づく協力要請として、陽性者自身による陽性者登録及び健康観察をお願いしたほか、療養期間後の感染予防行動の徹底を呼び掛けた。

(8) 第8波（令和4年10月8日～令和5年5月7日）※5類移行時点を暫定的な終期とする

令和5年3月3日には第87回県対策本部会議を開催し、継続していた感染不安を感じる無症状者に対する検査受検の要請について、その期間を令和5年3月31日までとすることを決定した。

国は令和5年4月27日、感染症法第44条の2第3項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症について、同年5月7日をもって同法の「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなる旨を公表し、令和5年5月8日に同法の「5類感染症」に位置づけることとしたことから、5月1日に第88回県対策本部会議を開催し、継続していた協力要請等を同年5月7日までとすることを決定した。

### 3 実施上の課題と対応

大型連休やお盆、年末年始等の期間は人流の活発化に伴い、感染拡大に繋がる可能性があったことから、通常のとおり要請等とは別に、季節毎のイベントや行事等を特定した上で県民に対する具体的な呼び掛けを行った。

### 4 ICTの活用

広報媒体としてSNS（Twitter）を活用して周知を図った。

### 5 広報・関係機関への周知

- ・知事記者会見による周知
- ・市町村や特措法に定める指定公共機関及び指定地方公共機関等へのメールによる周知
- ・ホームページでの周知

### 6 自己評価

感染状況や国の方針が細かく変動する中で、状況に応じた要請やお願いをすることができた点は評価に値すると考えられる。

また、国が言及していない項目や領域に関して、本県の対策本部長や知事として、臨機応変に県民に対する呼び掛けができたものとする。

一方で、いずれの要請等についても罰則等の強制力を伴わないものであったことから、その実効性を担保することが難しかった。

### 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

国において、各都道府県が行った一連の要請等の実績を精査し、外出・移動制限、飲食店等の利用制限、感染防止対策のいずれにも該当しない項目に関する要請の中から、特に効果的なものを洗い出しておくこと。

### 8 根拠法令・事務連絡等

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

### 9 事業費・財源

なし

### 10 5類移行に伴う対応

令和5年5月8日を以て、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが

5類感染症に変更され、特措法に基づく基本的対処方針が廃止されたことに伴い、これまでに同方針に基づき実施していた協力要請等の措置を終了した。

## (2) 事業者への協力要請

### 事業者への協力要請（総論）

#### 1 概要

本県では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」）に基づく要請や特措法に基づかない「お願い」により、事業者に対して協力要請を行ってきた。

#### 2 経緯・取組内容

##### (1) 第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

※文中の日付はすべて令和2年

1月27日以降、本県では新型コロナウイルス対策会議や特措法に基づかない任意の対策本部の会議において、発生動向の共有や対応策の検討を実施してきた。

その中で、国が3月26日に特措法に基づく政府対策本部を設置したことを受け、本県においても同日、特措法に基づく埼玉県新型コロナウイルス対策本部（以下、「県対策本部」）を設置した。

3月29日の知事記者会見では、事業者に対して、時差出勤や在宅勤務を進めるようお願いした。4月7日には政府が本県を含む7都府県に緊急事態宣言を発出したことに伴い、第10回県対策本部会議を開催し、事業者に対して特措法第24条第9項に基づき、50名以上のイベントや集会又は50名未満であっても感染防止対策が徹底できない集会や事業を控えるように要請した。併せて、その他のお願いとして、生活必需品などの物資の確保について県民が安心して購入できる環境を整えるよう呼びかけた。

4月10日に、同日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡において、特措法施行令第11条第1項に掲げる施設に限り、同法第24条第9項に基づく施設使用停止等の協力要請が可能との考えが示されたことから、本県においても、以下の施設を管理する事業者又は当該施設を使用するイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくはイベントの開催停止の協力を要請した。

##### 【特措法施行令第11条第1項に掲げる施設】

第1号 学校（第3号に掲げるものを除く。）

第3号 大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設  
（1000㎡超に限る。）

第4号 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

第5号 集会場又は公会堂

第6号 展示場

第8号 ホテル又は旅館（1000㎡超、集会の用に供する部分に限る。）

第9号 体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

第10号 博物館、美術館又は図書館（1000㎡超に限る。）

第11号 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他遊興施設

第13号 自動車教習所、学習塾その他学習支援業を営む施設（1000㎡超に限る。）

また、同様に特措法第24条第9項に基づき、同法施行令第11条第1項第2号に掲げる保育所・介護老人保健施設等に対し、適切な感染症防止対策を講じた上で事業の継続を縮小しつつ、必要な保育等を確保するよう要請した。

4月16日の第11回県対策本部会議では知事発言において、酒類提供時間の制限を要請している東京都からの人の流入を防止するため、飲食店に対して4月17日から酒類提供を午後7時までとすること、保育所、放課後児童クラブに対し、感染拡大傾向にある市町村では可能な場合は休園・休所も含め、保育等の提供の更なる縮小の検討すること、事業者に対し、出勤している人の7割削減に向けてテレワークを拡大することをお願いした。

5月1日に開催した第14回県対策本部会議後の知事記者会見では、1都3県の共同キャンペーン「いのちを守るSTAY HOME週間」として、事業者に対し、連続休暇やテレワークの推進による通勤抑制をお願いした。

5月4日に政府対策本部は緊急事態宣言の延長を決定したことを受け、同日に第15回県対策本部会議を開催し、各事業者に対する特措法第24条第9項に基づく要請を継続するとともに、その他のお願いであった飲食店等での酒類提供時間を午後7時までとすることについて、特措法第24条第9項に基づく要請とした。

5月25日に、政府対策本部により緊急事態宣言が解除されたことに伴い、同日に第18回県対策本部会議を開催し、特措法第24条第9項に基づく施設の使用停止要請について、以下の施設は対象外とすることとした。

第1号 学校等：自動車学校、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設 等

第4号 劇場等：劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場 等

第9号 遊技場等：マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場 等

第10号 展示施設等：図書館（予約貸出を除く） 等

第11号 遊興施設等：ネットカフェ★、漫画喫茶★、カラオケボックス★、



射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場

※ 下線は延べ床面積の合計が1000平方メートルを超えるものに限る。

★ 個室をオフィス用としてテレワークに活用する場合に限る。

また、飲食店等での酒類提供時間の制限については、午後10時までとすることとした。

5月28日には第19回県対策本部会議を開催し、特措法第24条第9項に基づく施設の使用停止要請を更に一部解除することとした。一方、以下の施設については、引き続き、使用停止要請を継続することとした。

第9号 運動施設等：スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオなど

第11号 遊興施設等：カラオケボックス★など、接待を伴う飲食業、性風俗店、デリヘル、ライブハウスなど

★ 個室をオフィス用としてテレワークに活用しない場合

その後、6月4日に第20回県対策本部会議を開催し、特措法第24条第9項に基づく施設の使用停止要請を更に一部解除することとし、以下の施設については、引き続き、使用停止要請を継続することとした。

第11号 遊興施設等：接待を伴う飲食業、性風俗店、デリヘル、ライブハウスなど

## (2) 第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

※文中の日付はすべて令和2年

6月16日には陽性者数が比較的落ち着いた状況を受け、第21回県対策本部会議を開催し、施設の使用停止要請及び酒類提供時間の制限に関する協力要請の解除を決定した。

7月に入り、都内では連日100人を超える新規陽性者が確認されたことなどを受け、7月6日に第22回県対策本部会議を開催し、事業者に対し、「彩の国『新しい生活様式』評議会」（5月に設置）において策定した彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び業界のガイドラインを活用し、感染症対策を徹底するようお願いした。更に、その後の感染状況悪化に伴い、7月8日の第23回県対策本部会議において、彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び業界のガイドラインを活用した感染症対策の徹底について、特措法第24条第9項に基づく要請を行った。

さらに、7月11日の第24回県対策本部会議において、以下のとおり一段強い協力要請を行った。

### 特措法第24条第9項に基づく要請

・彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び業界のガイドラインを活用し、感

染症対策を徹底

- ・テレワーク、時差出勤のさらなる推進
- ・キャバクラ店やホストクラブなど接待を伴う飲食店のうち、業界ガイドラインに従った感染症対策が徹底されていない施設の使用停止（7月13日午前0時から）
- ・国及び県の接触確認アプリの導入促進

その他のお願い

- ・彩の国「新しい生活様式」安心宣言の早期策定
- ・クラスター発生時における施設の従業員、利用者のPCR検査受検

(3) 第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日）

令和2年11月18日に新規陽性者数が過去最多を記録するなど、感染状況が極めて憂慮すべき状況となったことや、年末年始に向けて感染リスクが高まる恐れがあること等を踏まえ、翌19日に第31回県対策本部会議を開催し、年末年始の行事等における感染防止の呼びかけとして、各企業に対し従業員の休暇分散取得への協力、初売りでの必要に応じた入場制限やネット販売利用、賀詞交歓会などで会場が密にならないように等の感染防止対策をお願いした。

11月24日には第32回県対策本部会議を開催し、特措法第24条第9項に基づき、11月26日から業界ガイドラインに従った感染症対策が徹底されていない飲食店について施設の使用停止を要請した。

その後、県内の新規陽性者数は高い水準で推移したことから、12月1日に第33回県対策本部会議を開催し、特措法第24条第9項に基づき、以下の協力要請を行った。

【内容】営業時間の短縮

【期間】12月4日（金）午前0時から17日（木）午後12時まで

【対象】さいたま市大宮区、川口市、越谷市内の「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」

【営業時間】午前5時から午後10時まで

12月11日に過去最多の新規陽性者数を記録した状況等を踏まえ、12月15日に第34回県対策本部会議を開催し、営業時間短縮の要請期間を12月27日まで延長するとともに、特措法第24条第9項に基づき、以下について改めて強く要請した。

- ・彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び業界のガイドラインを活用し、感染症対策を徹底すること
- ・業界ガイドラインに従った感染症対策が徹底されていない飲食店につい

て施設の使用を停止すること

- ・テレワーク、時差出勤のさらなる推進を図ること
- ・国及び県の接触確認アプリの活用・導入を促進すること

12月23日には第35回県対策本部会議を開催し、営業時間短縮の要請期間を令和3年1月11日まで延長するとともに、特措法第24条第9項に基づき、以下の項目を要請した。

- ・事業者によるテレワーク、時差出勤、休日分散の推進
- ・店舗が混雑しないよう入場制限の徹底
- ・観客が発声するイベントの中止

さらに12月28日には第37回県対策本部会議を開催し、年末年始の感染防止対策として、事業者に対して特措法第24条第9項に基づき、店舗が混雑しないよう入場制限を徹底すること及び観客が発声するイベントの中止を要請した。

年明けには緊急事態宣言の発令が見込まれる中、先んじて首都圏における人の流れを抑え、人と人との接触の機会を減少させるため、一步踏み込んだ感染症防止対策を行うこととし、令和3年1月4日に第38回県対策本部会議を開催し、特措法第24条第9項に基づき、以下の要請を行った。

○ 営業時間の短縮等

- ・令和3年1月8日から1月11日まで

【対象】さいたま市大宮区、川口市、越谷市内の「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」

【内容】営業時間： 午前5時から午後8時まで

酒類提供時間：午前5時から午後7時まで

- ・令和3年1月12日から1月31日まで

【対象】県内の飲食店（カラオケ店、バー等を含む）

【内容】営業時間： 午前5時から午後8時まで

酒類提供時間：午前5時から午後7時まで

○ その他の要請

- ・令和3年1月8日から1月31日まで

【内容】・テレワークの徹底（目標値：県内企業の50%）

・在宅勤務・時差出勤の徹底

・職場・寮における感染防止策の徹底

・従業員への基本的な感染防止策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ

・全てのイルミネーションの早めの消灯

その後1月7日に、国が本県を含む1都3県に対し緊急事態宣言を発令したことを受け、同日に第39回県対策本部会議を開催し、以下のとおり要請等を行った。

#### **特措法第24条第9項に基づく要請**

##### ○ 施設の使用停止等の要請

###### (1) 飲食店の営業時間の短縮要請等

- ・ 令和3年1月8日から1月11日まで

【対象】さいたま市大宮区、川口市、越谷市内の「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」

【内容】営業時間： 午前5時から午後8時まで

酒類提供時間：午前11時から午後7時まで

※宅配・テイクアウトサービスを除く

- ・ 令和3年1月12日から2月7日まで

【対象】飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等

※宅配・テイクアウトサービスを除く

遊興施設等：バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

※ネットカフェ、漫画喫茶を除く（感染防止対策の徹底を要請）

【内容】営業時間： 午前5時から午後8時まで

酒類提供時間：午前11時から午後7時まで

###### (2) その他の事業者への要請

- ・ テレワークの徹底（目標値：出勤者数を7割削減）
- ・ 在宅勤務・時差出勤の徹底
- ・ 職場・寮における感染防止策の徹底
- ・ 従業員への基本的な感染防止策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ
- ・ 全てのイルミネーションの早めの消灯

#### **その他のお願い**

##### ○ 施設の営業時間短縮等の働きかけ（その他のお願い）

遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第24条第9項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗

（1,000㎡超）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、サービス業を営む店舗（1,000㎡超）には、できる限り営業時間を午後8時まで、酒類の

提供を午後7時までとさせていただくようお願いする。(令和3年1月12日から)

令和3年2月2日に、国が緊急事態宣言を同年3月7日まで延長することを決定したことを受け、2月4日に第42回県対策本部会議を開催し、緊急事態措置等に基づく要請等を継続するとともに、特措法第24条第9項に基づき、彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び業種別ガイドラインを使用・遵守し、感染症対策を徹底することと、事業の継続や時差出勤に必要な場合を除き、午後8時以降の勤務を抑制することを要請し、施設の営業時間短縮等について、以下のとおりその他のお願いで呼び掛けた。

○ 営業時間の短縮及び人数上限等

劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館には、できる限り営業時間を午後8時まで、酒類の提供を午前11時から午後7時までとするとともに、人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とさせていただくようお願いする。

○ 営業時間の短縮

遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第24条第9項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。)、物品販売業を営む店舗(1,000㎡超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。)、サービス業を営む店舗(1,000㎡超。生活必需サービスを除く。)にはできる限り営業時間を午後8時まで、酒類の提供を午前11時から午後7時までとさせていただくようお願いする。

(4) 第4波(令和3年2月23日~令和3年6月10日)

※文中の日付はすべて令和3年

3月7日までとなっていた緊急事態宣言については、国が3月5日に同21日まで延長することを決定したことを受け、同日に第44回県対策本部会議を開催し、緊急事態措置等について同様に延長することとした(全てのイルミネーションの早めの消灯を除く)。

3月18日には国が3月21日で緊急事態宣言の解除を決定したことを受け、翌19日に第45回県対策本部会議を開催し、3月22日から3月31日までの段階的緩和措置として、以下のとおり要請等を行った。

なお、この要請等は3月24日の第46回県対策本部会議において、4月21日まで延長をした。

#### 特措法第24条第9項による要請

○ 飲食店の営業時間の短縮等

【期間】 3月22日から3月31日まで

【対象】 飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等

※宅配・テイクアウトサービスを除く

遊興施設等：バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

※ネットカフェ、漫画喫茶を除く（感染防止対策の徹底を要請）

【内容】 営業時間： 午後9時まで

酒類提供時間：午前11時から午後8時まで

※宅配・テイクアウトサービスを除く

○ 感染症対策の徹底

彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び業種別ガイドラインを使用・遵守し、感染症対策を徹底

#### その他のお願い

○ 職場等における対策

・テレワークの徹底（目標値：出勤者数を7割削減）

・在宅勤務・時差出勤の徹底

・職場・寮における感染防止策の徹底

・従業員への基本的な感染防止策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ

○ 飲食店等における対策

・飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ

○ 営業時間の短縮及び人数上限等

・劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館には、できる限り営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午前11時から午後8時までとするとともに、人数上限と収容率は国が示す目安を上限とする。

・遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第24条第9項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000㎡超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生

労働大臣が定めるものの売場を除く。)、サービス業を営む店舗  
 (1, 000㎡超。生活必需サービスを除く。)にはできる限り営業時間  
 を午後9時まで、酒類の提供を午前11時から午後8時までとする。

緊急事態宣言の解除後、新規陽性者数が徐々に増加していく中、国が4月16日に本県に対しても「まん延防止等重点措置」の公示を行ったことから、同日、第48回県対策本部会議を開催し、4月20日から5月11日までのまん延防止等重点措置等を決定し、以下のとおり、事業者に対する要請等を行った。

措置区域 (さいたま市・川口市)
<p><b>特措法第31条の6第1項に基づく要請</b></p> <p>○ 施設の使用制限等</p> <p>(1) 飲食店の営業時間の短縮等</p> <p>【期間】 4月20日から5月11日まで</p> <p>【対象】 飲食店：飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く。)</p> <p>遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>※ネットカフェ、漫画喫茶を除く(感染防止対策の徹底を要請)</p> <p>【内容】 営業時間 午前 5時から午後8時まで</p> <p>酒類提供時間 午前11時から午後7時まで</p> <p>【その他の要請事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特措法施行令第5条の5各号に規定される措置(従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止(すでに入場している者の退場も含む)など)</li> <li>・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)</li> <li>・ 手指消毒の呼びかけ</li> </ul>
措置区域以外
<p><b>特措法第24条第9項に基づく要請</b></p> <p>○ 施設の使用制限等</p> <p>(1) 飲食店の営業時間の短縮等</p> <p>【期間】 4月20日から5月19日まで</p> <p>【対象】 飲食店：飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配・テイク</p>

<p>アウトサービスを除く。）</p> <p>遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>※ネットカフェ、漫画喫茶を除く（感染防止対策の徹底を要請）</p> <p>【内容】営業時間 午前 5時から午後9時まで</p> <p>酒類提供時間 午前11時から午後8時まで</p>
<p><b>その他のお願い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（すでに入場している者の退場も含む）など</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など）</li> <li>・手指消毒の呼びかけ</li> </ul>
<p>措置区域・措置区域外共通</p>
<p><b>特措法第24条第9項に基づく要請</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症対策の徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>・彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び業種別ガイドラインの使用・遵守</li> <li>※ガイドライン遵守の是非について、飲食店に対して実地で確認を行い、個別に要請を行うこともある。</li> <li>・飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の利用自粛</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>その他のお願い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲食店等における対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ</li> </ul> </li> <li>○ 職場等における対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワークの徹底（目標値：出勤者数を7割削減）</li> <li>・在宅勤務・時差出勤の徹底、自転車通勤の推奨</li> <li>・出勤が必要となる職場におけるローテーション勤務等の徹底</li> <li>・職場・寮における感染防止策の徹底</li> <li>・従業員への基本的な感染防止策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ</li> </ul> </li> </ul>
<p>措置区域（さいたま市・川口市）</p>
<p><b>その他のお願い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 営業時間の短縮及び人数上限等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル</li> </ul> </li> </ul>



又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館には、できる限り営業時間を午後8時まで、酒類の提供を午前11時から午後7時までとするとともに、人数要件及び収容率等を催物（イベント等）の開催制限と同じとする。

- ・遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第31条の6第1項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000㎡超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000㎡超。生活必需サービスを除く。）にはできる限り営業時間を午後8時まで、酒類の提供を午前11時から午後7時までとする。
- ・業種ごとのガイドライン及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守、入場整理を徹底すること。

#### 措置区域以外

#### その他のお願い

##### ○ 営業時間の短縮及び人数上限等

- ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館には、できる限り営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午前11時から午後8時までとするとともに、人数要件及び収容率等を催物（イベント等）の開催制限と同じとする。
- ・遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第24条第9項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000㎡超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000㎡超。生活必需サービスを除く。）にはできる限り営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午前11時から午後8時までとする。
- ・業種ごとのガイドライン及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守、入場整理を徹底すること。

その後、4月23日に東京、大阪、京都、兵庫の4都府県に緊急事態宣言が発令されたことや、ゴールデンウィークに際し人流を抑制する必要があることなどを受け、4月24日に第49回県対策本部会議を開催し、県内の措置区域を拡大するとともに、以下のとおり一部の要請等について変更を行った。

ア 飲食店に対して

措置区域（*）
<p><b>特措法第31条の6第1項に基づく要請</b></p> <p>○ 施設の使用制限等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食店の営業時間の短縮等</li> </ul> <p>【期間】 4月28日から5月11日まで</p> <p>【内容】 酒類提供時間 終日、提供を自粛</p> <p>○ 飲食を主として業としている店舗においてカラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛</p> <p>* 措置区域は、さいたま市、川口市、川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、及び三芳町</p>

措置区域以外
<p><b>特措法第24条第9項に基づく要請</b></p> <p>○ 施設の使用制限等</p> <p>(1) 飲食店の営業時間の短縮等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4月28日から5月11日まで</li> </ul> <p>【内容】 酒類提供時間 終日、提供を自粛</p> <p>※ただし、一人飲み、同居家族（介助者を除く）だけのグループを除く</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5月12日から5月19日（水）まで</li> </ul> <p>【内容】 営業時間 午前5時から午後9時まで</p> <p>酒類提供時間 午前11時から午後8時まで</p>

イ 事業者に対して

措置区域・措置区域外共通
<p><b>その他のお願い</b></p> <p>○ 人流抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯等の推奨</li> </ul>

ウ 劇場等、遊興施設等（飲食店以外の特措法施行令第11条第1項に規定する施設等）に対して

措置区域（*）
<p><b>その他のお願い</b></p> <p>○ 営業時間の短縮及び人数上限等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館には、できる限り営業時間を午後8時まで、酒類の提供</li> </ul>

を終日、自粛するとともに、人数要件及び収容率等を催物（イベント等）の開催制限と同じとする。

- ・遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第31条の6第1項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000㎡超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000㎡超。生活必需サービスを除く。）にはできる限り営業時間を午後8時まで、酒類の提供を終日、自粛する。

#### 措置区域以外

#### その他のお願い

##### ○ 営業時間の短縮及び人数上限等

- ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館には、できる限り営業時間を午後9時まで、酒類の提供を終日（ただし、5/12以降は午後8時まで）、自粛するとともに、人数要件及び収容率等を催物（イベント等）の開催制限と同じとする。
- ・遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第24条第9項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000㎡超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000㎡超。生活必需サービスを除く。）にはできる限り営業時間を午後9時まで、酒類の提供を終日（ただし、5/12以降は午後8時まで）自粛する。

#### エ 交通事業者に対して

#### 措置区域

#### その他の要請

- ・5月11日までの間において、平日の終電の繰り上げ、週末休日における減便等や主要ターミナルにおける検温等、必要な感染防止対策を要請

#### オ ゴールデンウィーク期間等における感染拡大防止への協力のお願い <移動・往来、帰省>

#### 措置区域・措置区域外共通

#### その他のお願い

- ・テレワークの推進、学校でのオンライン授業の活用準備を促進

<大規模小売店、商業施設>

措置区域・措置区域外共通

**その他のお願い**

- ・催物・バーゲンセール等の延期・自粛
- ・入場整理（規制入退場、動線管理、雑踏警備等）を強化し、密集回避・感染防止対策の徹底

また、営業時間の短縮等や業種別ガイドラインの遵守を徹底するための対策として、5月4日から5月12日の9日間については、まん延防止等重点措置区域内の飲食店等のうち、協力金の申請を行っていない店舗を対象として、業者委託による見回り調査を実施し、延べ8, 228店舗を確認した。

政府は5月7日に、まん延防止等重点措置を5月31日まで延長する公示を行ったので、翌8日に第51回県対策本部会議を開催し、これまで実施してきた事業者への要請等の一部を以下のとおり変更した。

- ア 劇場等、遊興施設等（飲食店以外の特措法施行令第11条第1項に規定する施設等）に対して

措置区域（措置地域は前回から変更なし）

**特措法第24条第9項に基づく要請**

- 営業時間の短縮及び人数上限等（床面積1,000㎡超）
  - (1) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号）・集会場又は公会堂等（第5号）・展示場等（第6号）・ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る）（第8号）・運動施設又は遊技場等（第9号）・博物館又は美術館等（第10号）
    - 【内容】・営業時間を午後8時まで（イベント開催の場合は午後9時まで）
      - ・酒類の提供を終日、自粛（飲酒の機会を設けないこと）
      - ・人数要件及び収容率等を「催物（イベント等）」の開催制限と同じとする。
  - (2) 物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）（第7号）
    - 【内容】・営業時間を午後8時まで
      - ・酒類の提供を終日、自粛（飲酒の機会を設けないこと）
      - ・入場整理を徹底すること（繁忙期の1/2程度の人数を目安とすること）
  - (3) 遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第31条の6第1項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）（第9号又は第11号）・サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。）（第

12号)

【内容】・営業時間を午後8時まで

・酒類の提供を終日、自粛（飲酒の機会を設けないこと）

○ 感染防止対策の徹底、利用者への周知

・業種別ガイドラインや施設ごとに定めた彩の国「新しい生活様式」安心宣言の使用・遵守の徹底、入場整理を徹底すること

・入場整理についてホームページ等を通じて広く周知すること

#### その他のお願い

○ 営業時間の短縮及び人数上限等（床面積1,000㎡以下）

（1）劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号）・集会場又は公会堂等（第5号）・展示場等（第6号）・ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る）（第8号）・運動施設又は遊技場等（第9号）・博物館又は美術館等（第10号）

【内容】・営業時間を午後8時まで（イベント開催の場合は午後9時まで）

・酒類の提供を終日、自粛（飲酒の機会を設けないこと）

・人数要件及び収容率等を（5）催物（イベント等）の開催制限と同じとする。

（2）物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）（第7号）・遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第31条の6第1項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）（第9号又は第11号）・サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。）（第12号）

【内容】・営業時間を午後8時まで

・酒類の提供を終日、自粛（飲酒の機会を設けないこと）

○ カラオケ設備の使用自粛

・カラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛

措置区域外

#### その他のお願い

○ 営業時間の短縮及び人数上限等（床面積1,000㎡超）

（1）劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号）・集会場又は公会堂等（第5号）・展示場等（第6号）・ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る）（第8号）・運動施設又は遊技場等（第9号）・博物館又は美術館等（第10号）

【内容】・営業時間を午後9時まで

・酒類の提供を終日、自粛（飲酒の機会を設けないこと）

・人数要件及び収容率等を（5）催物（イベント等）の開催制限と同じとする。

(2) 物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）（第7号）

【内容】・営業時間を午後9時まで

- ・酒類の提供を終日、自粛（飲酒の機会を設けないこと）
- ・入場整理を徹底すること（繁忙期の1/2程度の人数を目安とすること）

(3) 遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第31条の6第1項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）（第9号又は第11号）・サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。）（第12号）

【内容】・営業時間を午後9時まで

- ・酒類の提供を終日、自粛（飲酒の機会を設けないこと）

○ 感染防止対策の徹底、利用者への周知

- ・業種別ガイドラインや施設ごとに定めた彩の国「新しい生活様式」安心宣言の使用・遵守の徹底、入場整理を徹底すること
- ・入場整理についてホームページ等を通じて広く周知すること

○ 営業時間の短縮及び人数上限等（床面積1,000㎡以下）

(1) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号）・集会場又は公会堂等（第5号）・展示場等（第6号）・ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る）（第8号）・運動施設又は遊技場等（第9号）・博物館又は美術館等（第10号）

【内容】・営業時間を午後9時まで

- ・酒類の提供を終日、自粛（飲酒の機会を設けないこと）
- ・人数要件及び収容率等を「催物（イベント等）」の開催制限と同じとする

(2) 物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）（第7号・遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第31条の6第1項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）（第9号又は第11号）・サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。）（第12号）

【内容】・営業時間を午後9時まで

- ・酒類の提供を終日、自粛（飲酒の機会を設けないこと）

○ カラオケ設備の使用自粛

- ・カラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛

## イ 事業者に対して

措置区域・措置区域外共通
<b>特措法第24条第9項に基づく要請</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ クラスターの発生が複数確認されている業界への取組要請<ul style="list-style-type: none"><li>・業務遂行上や業務に関連して密になる場面や、多くの人が入りし接触するような場面で感染拡大が懸念される作業所や事務所、寮などに対し、感染防止対策の徹底を図ること。</li><li>・サークル活動など集団活動を通じて学生や外国人コミュニティにおけるクラスターが発生していることに鑑み、それらの者を従業員やアルバイト等として雇用している業界においては、特に留意すること</li></ul></li></ul>

## ウ 交通事業者に対して

措置区域
<b>その他の要請</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・終電の繰上げや主要ターミナルにおける検温の実施等、必要な感染防止対策を依頼</li></ul>

その後、政府が5月28日にまん延防止等重点措置を6月20日まで延長する公示を行ったため、同日に第54回県対策本部会議を開催し、協力要請を6月20日まで延長を決定した。ただし、事業者への要請等については、映画館の営業時間の短縮要請を午後8時までから午後9時までに緩和した。

### (5) 第5波（令和3年6月11日～令和3年12月14日）

※文中の日付はすべて令和3年

政府は6月17日にまん延防止等重点措置を7月11日まで延長する公示を行ったことから、同日に第56回県対策本部会議を開催し、これまで実施してきた事業者への要請等の一部について、以下のとおり変更した。

なお、措置区域はさいたま市及び川口市のみに変更した。

## ア 飲食店に対して

酒類提供に関する規制を緩和し、県の認証を受けることで、所定の時間まで酒類提供を可能とする内容に変更した。

措置区域（さいたま市、川口市）
<b>特措法第31条の6第1項に基づく要請</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 飲食店の営業時間の短縮等<ul style="list-style-type: none"><li>【酒類の提供】午前11時から午後7時まで</li><li>ただし、次の条件を遵守すること<ul style="list-style-type: none"><li>・「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」の認証</li></ul></li></ul></li></ul>

「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店＋（プラス）」について、県の認証を受けること（特に、基本４項目、①アクリル板等の設置又は座席間隔の確保、②手指消毒の徹底、③マスク着用の推奨、④換気の徹底を遵守）

- ・酒類提供の人数上限

１人、又は同居家族（介助者を含む）のみのグループに限る。

措置区域以外

**特措法第２４条第９項に基づく要請**

- 飲食店の営業時間の短縮等

【酒類の提供】 午前１１時から午後８時まで

ただし、次の条件を遵守すること

- ・「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店＋（プラス）」の認証

「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店＋（プラス）」について、県の認証を受けること（特に、基本４項目、①アクリル板等の設置又は座席間隔の確保、②手指消毒の徹底、③マスク着用の推奨、④換気の徹底を遵守）

- ・酒類提供の人数上限

４人以下、又は同居家族（介助者を含む）のみのグループに限る。

措置区域・措置区域外共通

**特措法第２４条第９項に基づく要請**

- 長時間の会食自粛

- ・長時間（９０分超）の会食を避け、４人以下又は同居家族（介助者を含む）のみのグループに限るよう要請すること

イ 劇場等、遊興施設等（飲食店以外の特措法施行令第１１条第１項に規定する施設等）に対して

措置区域（さいたま市、川口市）

**特措法第２４条第９項に基づく要請**

【酒類の提供】 午後７時まで

ただし、業種別ガイドライン・基本４項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守することを条件とする

措置区域以外

**その他のお願い**

【酒類の提供】 午後８時まで

ただし、業種別ガイドライン・基本４項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守することを条件とする



政府は7月8日、まん延防止等重点措置を8月22日まで延長する公示を行ったことから、同日に第59回県対策本部会議を開催し、これまで実施してきた事業者への要請等の一部について、以下のとおり変更を行った。

ア 飲食店に対して

酒類提供の制限に関する要請を変更した。具体的には、酒類提供は原則として終日自粛とした上で、次の条件を満たす場合には提供可としたもの。

措置区域（さいたま市、川口市）
<b>特措法第31条の6第1項に基づく要請</b> ○ 飲食店の営業時間の短縮等 <b>【酒類の提供】</b> 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと） ただし、次の条件を満たす場合は、午前11時から午後7時まで提供可 ・「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」の認証
措置区域以外
<b>特措法第24条第9項に基づく要請</b> ○ 飲食店の営業時間の短縮等 <b>【酒類の提供】</b> 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと） ただし、次の条件を満たす場合は、午前11時から午後8時まで提供可 ・「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」の認証

イ 劇場等、遊興施設等（飲食店以外の特措法施行令第11条第1項に規定する施設等）に対して

飲食店等に対する要請と同様に酒類提供に関する規制を変更した。

措置区域（さいたま市、川口市）
<b>特措法第24条第9項に基づく要請</b> <b>【酒類の提供】</b> 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと） ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守する場合は、午後7時まで提供可
措置区域以外
<b>その他のお願い</b> <b>【酒類の提供】</b> 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと） ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守する場合は、午後8時まで提供可

ウ 事業者に対して

新たに以下のお願いを呼び掛けた。

**その他のお願い**

- ・可能な限り、県境を越えて業務を行わせないこと

7月16日には、本県の感染状況を踏まえ第60回県対策本部会議を開催し、措置区域に川越市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、三郷市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町を追加した。

その後、新規陽性者数の急速な拡大を受け、7月29日には緊急事態措置区域への指定を国に要請し、翌30日には本県が緊急事態措置を実施すべき区域に追加されたことから、同日に第62回県対策本部会議を開催し、以下のとおり、事業者等に対する要請等を行った。

ア 飲食店に対して

**特措法第45条第2項に基づく要請**

- 対象施設（括弧内は特措法施行令（以下「令」）第11条第1項該当号。以下同じ）
  - ・飲食店（第14号）：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く。）
  - ・遊興施設等（第11号）：バー等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗、カラオケ店  
※ネットカフェ、漫画喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。

○ 内容

酒類提供・カラオケ設備の使用の有無	要請内容
酒類提供又はカラオケ設備の使用 <u>あり</u>	休業を要請
酒類提供及びカラオケ設備の使用 <u>なし</u> (飲酒の機会を提供しないこと)	営業時間短縮を要請 (午前5時から午後8時まで)

- ・令第12条に規定される措置  
(従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置(併せて、手指消毒の呼びかけ)、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止(既に入場している者の退場も含む)など)
- ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(アクリル板等の設置又

は座席の間隔の確保、換気の徹底 など)

**特措法第24条第9項に基づく要請**

- 感染防止対策の徹底
  - ・業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底
- ※ガイドライン遵守の是非について、飲食店に対して実地で確認を行い、個別に要請を行うこともある。
- 長時間の会食自粛
  - ・長時間（90分超）の会食を避け、4人以下又は同居家族（介助者を含む）のみのグループに限るよう利用者に働きかけ

**その他のお願い**

- 飲食における働きかけ
  - ・飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ

イ 結婚式場に対して

**特措法第45条第2項に基づく要請**

- 対象施設 集会所等（第5号）：食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場
- 内容

酒類提供・カラオケ設備の使用の有無	要請内容
酒類提供又はカラオケ設備の使用 <u>あり</u>	休業を要請
酒類提供及びカラオケ設備の使用 <u>なし</u> (飲酒の機会を提供しないこと)	営業時間短縮を要請 (午前5時から午後8時まで)

- ・令第12条に規定される措置
  - (従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む）など)
- ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など）

**特措法第24条第9項に基づく要請**

- 感染防止対策の徹底
  - ・業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底

### その他のお願い

- 開催時間及び人数上限
  - 【開催時間】できるだけ90分以内で開催
  - 【人数上限】50人、又は収容定員の50%のいずれか小さい方で開催
- 飲食に際における働きかけ
  - ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ

### ウ 劇場等に対して

#### 特措法第24条第9項に基づく要請

- 対象施設（床面積1,000㎡超）
  - ・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号）
  - ・ 集会場又は公会堂等（第5号）
  - ・ 展示場等（第6号）
  - ・ ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る）（第8号）
  - ・ 運動施設又は遊技場等（第9号）
  - ・ 博物館又は美術館等（第10号）
- 内容
  - 【営業時間】  
午後8時まで  
（映画館での上映又はイベント等開催の場合は午後9時まで）
  - 【酒類提供・カラオケ設備】  
酒類提供及びカラオケ設備の使用をしないこと  
（飲酒の機会を提供しないこと）
  - 【人数上限及び収容率等】  
人数上限5,000人かつ収容率50%以内
  - 【入場整理】  
入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること
  - 【その他の要請】
    - ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む）など
    - ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など）
    - ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底

### その他のお願い

- 飲食の際における働きかけ
  - ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ
- ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で結婚式を行う場合
  - ・ 開催時間及び人数上限は、結婚式場と同様の条件とする。

### その他のお願い

- 対象施設（床面積1,000㎡以下）
  - ・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号）
  - ・ 集会場又は公会堂等（第5号）
  - ・ 展示場等（第6号）
  - ・ ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る）（第8号）
  - ・ 運動施設又は遊技場等（第9号）
  - ・ 博物館又は美術館等（第10号）
- 内容
  - 【営業時間】  
午後8時まで  
（映画館での上映又はイベント等開催の場合は午後9時まで）
  - 【酒類提供・カラオケ設備】  
酒類提供及びカラオケ設備の使用をしないこと  
（飲酒の機会を提供しないこと）
  - 【人数上限及び収容率等】  
人数上限5,000人かつ収容率50%以内
  - 【入場整理】  
入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること
  - 【その他のお願い】
    - ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む）など
    - ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など）
    - ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底
    - ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ

## エ 商業施設等に対して

### 特措法第24条第9項に基づく要請

- 対象施設（床面積1,000㎡超）
  - ・ 物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）（第7号）
    - ※ 物品販売業を営む店舗等の例：大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など
  - ・ 遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第45条第2項に基づき要請する施設を除く。）（第9号又は第11号）
  - ・ サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。）（第12号）
- 内容
  - 【営業時間】  
午後8時まで
  - 【酒類提供・カラオケ設備】  
酒類提供及びカラオケ設備の使用をしないこと  
（飲酒の機会を提供しないこと）
  - 【入場整理】
    - ・ 繁忙期の1/2程度の人数を目安とすること（ただし、第7号施設に限る）
    - ・ 入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること
  - 【その他の要請】
    - ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む）など
    - ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など）
    - ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底

### その他のお願い

- 飲食の際における働きかけ
  - ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ

### その他のお願い

- 対象施設（床面積1,000㎡以下）
  - ・ 物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生

医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。)(第7号)

- ・遊興施設等(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第45条第2項に基づき要請する施設を除く。)(第9号又は第11号)
- ・サービス業を営む店舗等(生活必需サービスを除く。)(第12号)

○ 内容

【営業時間】

午後8時まで

【酒類提供・カラオケ設備】

酒類提供及びカラオケ設備の使用をしないこと

(飲酒の機会を提供しないこと)

【入場整理】

入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること

【その他のお願い】

- ・従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置(併せて、手指消毒の呼びかけ)、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止(既に入場している者の退場も含む)など
- ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など)
- ・業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底
- ・飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ

オ その他令第11条第1項該当施設に対するお願い

**その他のお願い**

- 幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、介護老人保健施設、大学など(第1号～第3号)

【内容】

感染リスクの高い活動等の制限、

大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施

- 葬祭場(第5号)

【内容】

酒類提供自粛(飲酒の機会を提供しないこと)

- スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など(第7号)

【内容】

感染防止対策の徹底

- 図書館（第10号）、ネットカフェ、マンガ喫茶など（第11号）・銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など生活必需サービス（第12号）

【内容】

酒類提供及びカラオケ設備使用自粛（飲酒の機会を提供しないこと）

入場整理の徹底

- 自動車教習所、学習塾など（第13号）

【内容】

オンラインの活用等

- その他共通の依頼
  - ・感染防止対策の徹底
  - ・従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む）など
  - ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など）
  - ・業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底
  - ・飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ

カ 事業者に対して

**特措法第24条第9項に基づく要請**

- クラスターの発生が複数確認されている業界への取組要請
  - ・業務遂行上や業務に関連して密になる場面や、多くの人が入りし接触するような場面で感染拡大が懸念される作業所や事務所、寮などに対し、感染防止対策の徹底を図ること
  - ・サークル活動など集団活動を通じて学生や外国人コミュニティにおけるクラスターが発生していることに鑑み、それらの者を従業員やアルバイト等として雇用している業界においては、特に留意すること
  - ・業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底
    - ※ 関係団体に対して、クラスター対策をはじめ従業員等への感染防止対策の徹底などを個別に要請



### その他のお願い

- 職場等における対策
  - ・ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すこと
    - ※経済団体に対し、テレワークの活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表するよう依頼
  - ・ 午後8時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業継続に必要な場合を除き、午後8時以降の勤務を抑制すること
  - ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること
  - ・ 可能な限り、県境を越えて業務を行わせないこと
  - ・ 職場・寮における感染防止対策の徹底
  - ・ 従業員等への基本的な感染防止対策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ
- 人流抑制
  - ・ 看板・ネオンサイン等（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯等の推奨

8月13日には第63回県対策本部会議を開催し、商業施設に対して以下のとおり入場整理等に関する要請を行った。

### 特措法第24条第9項に基づく要請

- 対象施設（床面積1,000㎡超）
  - ・ 物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）（第7号）
    - ※物品販売業を営む店舗等の例：大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店など
  - ・ 遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び特措法第45条第2項に基づき要請する施設を除く。）（第9号又は第11号）
  - ・ サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。）（第12号）
- 内容
  - 【入場整理】  
同一階（フロア）ごとに、繁忙期の1/2程度の人数を目安とすること（第7号施設に限る）

### その他のお願い

- 駐車場の整理
  - ・ 駐車場の利用は繁忙期の1/2程度の台数を目安とすること（ただし、第7号施設に限る）

### その他のお願い

- 対象施設  
前述の施設のうち、床面積 1, 000㎡以下のもの。
- 内容  
【駐車場の整理】 駐車場の整理を徹底すること

8月18日には、政府が緊急事態宣言の期間延長を決定したため、第64回県対策本部会議を開催し、期間延長と以下のとおり大型商業施設等に対する要請の一部変更を行った。

#### ア 商業施設に対する要請

### 特措法第45条第2項に基づく要請

- 対象施設（床面積 1, 000㎡超）
  - ・ 物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）（第7号）
    - ※ 物品販売業を営む店舗等の例：大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店など

- 内容

#### 【入場整理】

入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置及び施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置を行うこと

#### 入場管理・入場整理の例

- 施設全体での入場整理
  - ・ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う
  - ・ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う
- 売場別での入場整理
  - ・ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前の Web 登録等により人数管理を行う
  - ・ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う
  - ・ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する

#### 【特措法施行令第12条に規定される措置】

- ・ 従業員への検査勧奨、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む）

- ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など）

#### 特措法第24条第9項に基づく要請

##### ○ 内容

###### 【食品売場等での入場整理】

百貨店の地下の食品売場等において、入場者の整理等を行うこと

##### イ 事業者に対する要請

#### その他のお願い

##### ○ 休憩・休息、食堂などで飲食する際の対策

- ・休憩・休息や食堂などで飲食する際、混雑する時間をずらすとともに、顔の正面からできる限り2mを目安に距離を確保すること

9月28日に国が9月30日での緊急事態宣言の解除を決定したことを受け、同日に第68回県対策本部会議を開催し、10月1日から10月24日までの段階的緩和措置を決定し、以下のとおり要請等を行った。

##### ア 飲食店及び結婚式場等に対する要請等

#### 特措法第24条第9項に基づく要請

##### ○ 対象施設

- ・飲食店（第14号）：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等  
※宅配・テイクアウトサービスを除く
- ・遊興施設等（第11号）：バー等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
- ・集会場等（第5号）：食品衛生法の飲食店営業許可を受けている  
結婚式場  
※ネットカフェ、漫画喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。

##### ○ 営業時間の短縮等

- ・「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店＋（プラス）」の認証店  
【営業時間】午前5時から午後9時まで  
【酒類の提供】午前11時から午後8時まで  
【人数上限】  
飲食店及び遊興施設等：4人以内又は同居家族（介助者を含む）のみ  
のグループに限る  
結婚式場：同一テーブルで4人以内
- ・「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店＋（プラス）」の非認証店

【営業時間】午前5時から午後8時まで

【酒類の提供】終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと）

【人数上限】認証店と同じ

- カラオケ設備の使用自粛
  - ・ 飲食を主として業としている店舗及び結婚式場においてカラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用を自粛すること
  - ・ 飲食を主として業としていない店舗において同設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染防止対策を徹底すること
- 業種別ガイドライン等の遵守
  - ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること

#### その他のお願い

- 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」非認証店
  - ・ 認証を取得していない店舗は、速やかに取得するよう勧奨
- 長時間の会食自粛
  - ・ 長時間（120分超）の会食を避け、4人以内又は同居家族（介助者を含む）のみのグループに限るよう利用者に働きかけること
- 飲食の際における働きかけ
  - ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけること

#### イ 劇場等、商業施設、遊興施設等に対するお願い

##### その他のお願い

- 対象施設
  - <劇場等>
    - ・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号）
    - ・ 集会場又は公会堂等（結婚式場を除く。）（第5号）
    - ・ 展示場等（第6号）
    - ・ ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る）（第8号）
    - ・ 運動施設又は遊技場等（第9号）
    - ・ 博物館又は美術館等（第10号）
  - <商業施設>
    - ・ 物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）（第7号）

<遊興施設等>

- ・遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く。）（第9号又は第11号）
- ・サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。）（第12号）
- 営業時間の短縮等
  - 【営業時間】午後9時まで
  - 【酒類の提供】終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと）
  - 【入場整理】入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること
  - 【人数要件等】イベント等の開催制限と同じ（ただし、劇場等に限る）
- カラオケ設備の提供時における感染防止対策の徹底
  - ・カラオケ専門の施設を除き、当該カラオケ設備の使用を自粛すること
- 業種別ガイドライン等の遵守
  - ・業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること
- 飲食の際における働きかけ
  - ・飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけること

ウ その他令第11条第1項該当施設に対するお願い

**その他のお願い**

- 対象施設
  - ・幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、介護老人保健施設、大学など（第1号～第3号）
  - ・葬祭場（第5号）
  - ・スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など（第7号）
  - ・図書館（第10号）
  - ・ネットカフェ、マンガ喫茶 など（第11号）
  - ・銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など生活必需サービス（第12号）
  - ・自動車教習所、学習塾 など（第13号）
- 業種別ガイドライン等の遵守
  - ・業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること
- 飲食の際における働きかけ
  - ・飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけること

## エ 事業者に対して

### 特措法第24条第9項に基づく要請

- クラスターの発生が複数確認されている業界への取組要請
  - ・業務遂行上や業務に関連して密になる場面や、多くの人が入りし接触するような場面で感染拡大が懸念される作業所や事務所、寮などに対し、感染防止対策の徹底を図ること
  - ・サークル活動など集団活動を通じて学生や外国人コミュニティにおけるクラスターが発生していることに鑑み、それらの者を従業員やアルバイト等として雇用している業界においては、特に留意すること

### その他のお願い

- 職場等における対策
  - ・職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減を目指すこと
  - ・出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を協力を推進すること
- 休憩・休息、食堂などで飲食する際の対策
  - ・休憩・休息や食堂などで飲食する際、混雑する時間をずらすとともに、顔の正面からできる限り2mを目安に距離を確保すること
- 業種別ガイドライン等の遵守
  - ・業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること

10月13日には第69回県対策本部会議を開催し、一部の段階的緩和措置を変更した。具体的には、飲食店及び遊興施設等（認証店に限る）に対する人数制限について、上限を「4人以内」から「同一テーブルで4人以内又は同居家族（介助者を含む）のみのグループ。ただし、テーブル間の移動を行わないこと。」へ緩和した。また、認証の有無を問わず、長時間（120分超）の会食自粛に関するお願いを廃止した。

10月20日には、前述の段階的緩和措置が同月24日で終了することに伴い、第70回県対策本部会議を開催し、事業者に対し以下のとおりお願いを行った。

## ア 事業者（施設管理者等を含む。）へのお願い

- ・これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、徹底した感染防止対策を講じること
- ・職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組の推進

- ・職場での「居場所の切り替わり」に注意し、休憩室、更衣室、喫煙室等での感染防止対策を徹底
- ・人と人との間隔をできるだけ1m以上空けるなど業種別ガイドラインを遵守するとともに、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底

#### イ 飲食店等へのお願い

- ・人と人との間隔をできるだけ1m以上空けるなど業種別ガイドラインを遵守するとともに、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底
- ・「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」の認証を取得していない飲食店等は、速やかに取得するようにお願い

11月22日には第72回県対策本部会議を開催し、事業者に対して新たに要請等を行った。具体的には、特措法第24条第9項に基づき、業種別ガイドラインの遵守を要請するとともに、その他お願いとして、高齢者や基礎疾患を有する者等重症化リスクのある労働者、妊娠している労働者及び同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行うことを呼び掛けた。

#### （6）第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日）

※文中の日付で特別に記載のないものはすべて令和4年

11月22日以降は事業者に対する新たな要請等を行わなかったが、令和4年1月から急速に新規陽性者が増加した。

1月19日には本県に対するまん延防止等重点措置の公示を受け、第75回県対策本部会議を開催し、事業者等に対して以下のとおり要請等を行った。

#### ア 事業者全般（施設管理者を含む）に対して

##### 特措法第24条第9項に基づく要請

- ・業種や施設の種別ごとに、自主的な感染予防のために取組等を定めた業種別ガイドラインや「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること

##### その他のお願い

- ・これまでにクラスターが発生しているような施設や「三つの密」を避けることが難しい施設については、徹底した感染防止対策を講じること

イ 飲食店に対して

**特措法第31条の6第1項に基づく要請**

○ 飲食店の営業時間の短縮等

【期間】 令和4年1月21日から令和4年2月13日まで

【対象】

- ・ 飲食店（第14号）：飲食店（居酒屋を含む）  
 ※ 宅配・テイクアウトを除く
- ・ 遊興施設等（第11号）：飲食業の許可を受けている店舗及び飲食を  
 主として業としていないカラオケ店等
- ・ 結婚式場等（第5号）：飲食業の許可を受けている結婚式場等

○ 営業時間、酒類提供及び人数上限に関する要請

	認証店		非認証店	
	ワクチン・検査パッケージ制度の登録店			未登録店
	適用店	非適用店		
	同一グループの利用者全員の ワクチン接種歴(2回以上) 又は検査結果の陰性の確認の可否			
	確認できた場合	確認できない場合		
営業時間	午前5時から午後9時まで	午前5時から午後8時まで		
酒類の提供	午前11時から 午後8時30分まで	終日、提供を自粛 (飲酒の機会を設けないこと)		
人数上限	人数上限なし	同一グループ、同一テーブルで4人以内 (ただし、披露宴等については1テーブルで4人以内)		

○ 特措法施行令第5条の5に規定される措置の遵守

- ・ 従業員への検査勧奨
- ・ 入場者が密にならないような整理誘導
- ・ 発熱等有症状者の入場禁止
- ・ 手指の消毒設備の設置
- ・ 事業所の消毒
- ・ 入場者へマスクの着用等の徹底
- ・ マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者への退場を含む。）
- ・ 換気の徹底
- ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置



又は座席の間隔の確保)

ウ 政令第11条第1項に規定される施設（ただし、「2 飲食店」で掲げる施設を除く）に対して

**特措法第31条の6第1項に基づく要請**

- 対象（床面積1,000㎡超）
  - ・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号）
  - ・ 集会場又は公会堂等（飲食業の許可を受けている結婚式場等を除く。）（第5号）
  - ・ 展示場等（第6号）
  - ・ 物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）（第7号）
    - ※ 物品販売業を営む店舗等の例：大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、家電量販店 など
  - ・ ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る。）（第8号）
  - ・ 運動施設又は遊技場等（第9号）
  - ・ 博物館又は美術館等（第10号）
  - ・ 遊興施設等（飲食業の許可を受けている店舗及び飲食を主として業としていないカラオケ店等を除く。）（第9号又は第11号）
  - ・ サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。）（第12号）
- 入場整理の徹底
  - ・ 入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置及び施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置を行うこと。
- 令第5条の5に規定される措置の遵守
  - ・ 従業員への検査勧奨
  - ・ 入場者が密にならないような整理誘導
  - ・ 発熱等有症状者の入場禁止
  - ・ 手指の消毒設備の設置
  - ・ 事業所の消毒
  - ・ 入場者へマスクの着用等の徹底
  - ・ マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者への退場を含む。）
  - ・ 換気の徹底
  - ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保）

#### その他のお願い

- 対象（床面積1,000㎡以下）
  - ・床面積1,000㎡超の施設に対する特措法第31条の6第1項に基づく要請と同内容

#### その他のお願い

- 対象（床面積1,000㎡超・1,000㎡以下共通）
  - ・ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る。）において、披露宴等を行う場合の取扱い  
「飲食店に対して」に掲げる結婚式場等で披露宴等を行う場合と同様の条件で行うこと。
  - ・遊園地やテーマパーク等の取扱い  
遊園地やテーマパーク等は「イベントの開催制限について」に掲げる「イベント」に含まれることに留意

#### エ 職場に対して

#### その他のお願い

- 出勤者数の削減の取組
  - ・職場への出勤については、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進により、出勤者数の削減の取組を推進すること。

2月10日には本県に対するまん延防止等重点措置の延長に伴い、第77回県対策本部会議を開催し、新たに事業者全般（施設管理者を含む）に対して、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止対策として、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減目標を前倒しで設定することをお願いした。また、保育所等に対して以下のとおりお願いした。

#### その他のお願い

- 市町村及び保育所等における地域の保育機能の維持及び感染防止対策の徹底
  - ・社会機能の維持の観点から、休園した場合は代替保育サービスを確保するなど、地域の保育機能を維持すること
  - ・保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事の自粛や、規模縮小、時間短縮、分散開催などの実施方法の工夫を行うこと
  - ・保護者の送り迎え等の際には、三密を回避しながら、マスクの着用や消毒等を徹底すること
  - ・感染・伝播性の高いオミクロン株が子どもにまん延している現状を踏まえ、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童につ

いては、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨めること（2歳未満児のマスクの着用は進めず、低年齢児については特に慎重に対応すること。一律に着用を求めたり、児童や保護者の意図に反して実質的に無理強いしないなど、留意すること。）

3月17日には、政府による3月21日でのまん延防止等重点措置の終了決定を受け、第80回県対策本部会議を開催し、3月22日以降の事業者に対する要請等について、以下のとおり決定した。

#### ア すべての事業者に対して

##### その他のお願い

不当な差別にならないよう留意しつつ、県民の安心・安全を高めるとともに、社会経済活動を回復・継続する取組として、ワクチン接種歴や検査結果の確認を行うこと

#### イ 施設管理者等へのお願い

##### その他のお願い

これまでにクラスターが発生しているような施設や「三つの密」を避けることが難しい施設については、徹底した感染防止対策を講じること

#### ウ 飲食店等へのお願い

##### その他のお願い

従前の営業時間、酒類提供及び人数上限に関する制限を廃止し、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」の認証を取得していない飲食店等は、速やかに取得すること

なお、認証を取得していない飲食店等に対しては、引き続き営業時間を午前5時から午後8時までとし、酒類提供の自粛すること

#### (7) 第7波（令和4年6月6日～令和4年10月7日）

※文中の日付はすべて令和4年

3月22日以降、本県において緊急事態措置やまん延防止等重点措置を講じることにはなかったが、オミクロン株BA.5系統を中心とする感染拡大を受け、7月下旬に政府が新たに「BA.5対策強化宣言」を導入したことから、8月3日に第80回県対策本部会議を開催し、本県においても同宣言を8月4日から8月31日まで実施することを決定した。

同宣言では、これまで事業者に対してお願いしてきた「すべての事業者への

要請等」、「施設管理者へのお願い」及び「職場でのお願い」について、特措法第24条第9項に基づく要請に切り替えた。

また、特措法第24条第9項に基づき、施設管理者等に対して、換気扇の常時稼働や窓開けを頻繁に行うなどエアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を要請したほか、その他のお願いとして、商業施設等に対して以下の呼びかけを追加した。

#### その他のお願い

特措法施行令第11条第1項に規定する施設（\*）では以下の感染対策を実施してください。

- ・入場者が密集しないよう整理・誘導
- ・入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ

（\*）◇劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号）

◇集会場又は公会堂等（第5号）

◇展示場等（第6号）

◇物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く）（第7号）

※物品販売業を営む店舗等の例：大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店など

◇ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る）（第8号）

◇運動施設又は遊技場（第9号）

◇博物館又は美術館等（第10号）

◇遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く。）（第11号）

◇サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。）（第12号）

「BA. 5対策強化宣言」については、感染状況を踏まえ、8月26日の第82回県対策本部会議において、9月30日まで延長した。

9月26日には第84回県対策本部会議を開催し、予定通り9月30日で「BA. 5対策強化宣言」を終了することを決定し、宣言時に特措法第24条第9項に基づく要請に切り替えた項目について、その他のお願いとして引き続き呼び掛けることとした。

（8）第8波（令和4年10月8日～令和5年5月7日）※5類移行時点を暫定的な終期とする

令和5年4月27日には、国が感染症法第44条の2第3項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症について、5月7日をもって同法の「新型イン

フルエンザ等感染症」と認められなくなる旨を公表したことから、5月1日に第88回県対策本部会議を開催し、事業者に対する要請等の期間について、5月7日までとすることを決定した。

### 3 実施上の課題と対応

- (1) 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置としての飲食店への規制に関して、基本的対処方針では、たとえ認証店であっても「要請を行うものとする」とされている一方、同方針の上位に位置する特措法では、知事が「要請することができる」とされている。

このことについて、飲食店経由での感染が極めて少ない状況では、飲食店に対する一律の制限は必ずしも好ましくないため、知事の権限で機動的な対策を講じる必要があると考えられたことから、飲食店への制限を知事の権限でできるよう基本的対処方針を見直しすることについて、国へ要望を行った。

- (2) 2回目の緊急事態宣言（令和3年1月8日～）の発出に際し、政府は飲食店とは別に遊興施設に対し、協力金の支給対象外としつつ、罰則を伴う営業規制を課す方向で調整を行っていた。

加えて、当該制限は公表の翌日から適用されるとしており、事業者や利用者の混乱が明らかであった。

これについては、知事が内閣府を訪ね、直接意見を申し入れるとともに、1都3県知事でも連携したことで、飲食店以外への罰則を伴う規制を撤回させることができた。

### 4 ICTの活用

広報媒体としてSNS（Twitter）を活用して周知を図った。

### 5 広報・関係機関への周知

- ・ 知事記者会見による周知
- ・ 市町村や特措法に定める指定公共機関及び指定地方公共機関等へのメールによる周知
- ・ ホームページでの周知

### 6 自己評価

感染状況や国の方針が細かく変動する中で、状況に応じた要請やお願いをすることができた点は評価に値すると考えられる。

一方で、事業者に対する要請等の中には社会的、経済的な影響が大きいものがある中で、時間的猶予もなく要請等を行うこともあり、混乱を招いたことは今後の課題である。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

令和2年4月10日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡において、「特措法施行令第11条各号に掲げる施設に対しては特措法第24条第9項に基づく施設の使用制限・停止に係る要請が可能」との考えが示されたが、これは本来、特措法第45条第2項に適用されるものであり、法の規定を事務連絡が上書きする形となっていた。この点について、本来あるべき姿ではないことから、今後同様の事案が発生した場合は是正すること。

また、国において、各都道府県が行った一連の要請等の実績を精査し、事業者に対する要請として真に効果的なものを洗い出しておくこと。

## 8 根拠法令・事務連絡等

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
- ・ 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡  
「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」 等

## 9 事業費・財源

事業費 令和3年度 42,680千円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

## 10 5類移行に伴う対応

令和5年5月8日を以て、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類感染症に変更され、特措法に基づく基本的対処方針が廃止されたことに伴い、これまでに同方針に基づき実施していた協力要請等の措置を終了した。

## 営業時間短縮をしていない店舗への協力要請・命令過料

### 1 概要

本県では、緊急事態措置やまん延防止等重点措置として、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づき、飲食店や遊興施設等の管理者に対して、営業時間の短縮や酒類提供の自粛等の要請を行った。

また、前述の要請に応じない管理者に対しては、架電や書面による要請を経て特措法に基づく命令を行い、なおも応じない場合は地方裁判所に過料事件の通知を行うことで、適法に対応を行った。

### 2 経緯・取組内容

(1) 緊急事態措置（1回目）令和2年4月7日～令和2年5月25日

#### ア 概要

パチンコ店（466店）に対して施設の使用停止（休業）を要請した。

要請後、電話や現地調査を実施し、休業を確認できないパチンコ店に対して、施設の使用停止（休業）に係る協力を依頼した。

5月19日に、現地調査により営業を確認した123店について、特措法に基づく要請（第45条第2項）及び公表（同条第4項）を実施した。

#### イ 主な経緯、取組内容

- 4月22日 知事から埼玉県遊技業協同組合に緊急事態措置（使用停止）の協力依頼
- 4月24日～ 県内パチンコ店に対して個別に電話連絡・現地調査の実施
- 5月 8日 埼玉県遊技業協同組合に対し、営業自粛への協力を文書で要請
- 5月 8日～ 営業中のパチンコ業者へ電話確認・休業要請
- 5月13日 現地調査（153店）
- 5月14日 休業要請（特措法第45条第2項）の事前通知（145店）
- 5月18日 現地調査（145店）
- 5月19日 休業要請（特措法第45条第2項）（123店）  
県HP等で施設名の公表（特措法第45条第4項）  
（123店）
- 5月25日 緊急事態宣言解除により、休業要請の終了を通知

(2) 緊急事態措置（2回目）令和3年1月8日～令和3年3月21日

ア 概要

飲食店等に対して、特措法に基づく営業時間短縮等を要請した。

要請に応じていない店舗の情報が得られた場合、全ての店舗に対して電話で協力依頼を行い、協力を得られなかった店舗には、協力要請の文書を送付した。

それでも協力を得られなかった10店舗に対して、特措法第45条第2項に基づく要請を行った。

※なお、措置期間中の2月13日に改正特措法が施行

イ 主な経緯、取組内容は別紙のとおり

(3) まん延防止等重点措置（1回目）令和3年4月20日～令和3年8月1日

ア 概要

飲食店等に対して、特措法に基づく営業時間短縮等を要請した。

要請に応じていない店舗の情報が得られた場合、全ての店舗に対して電話で協力依頼し、協力を得られなかった店舗には協力要請の文書を送付した。

なお、これらの対応の実績は次のとおり。

架電 365件

文書送付 256件

それでも協力を得られなかった店舗に対して、現地調査で要請に応じていないことを確認した上で、以下のとおり命令過料を実施した。

個別要請（第31条の6第1項） 30店舗

命令（第31条の6第3項） 15店舗

過料事件通知（第80条第1号） 10店舗

過料決定の確認 10店舗

※各手続きは、現地調査により要請に応じていないことを確認した上で実施。（次項（4）及び（5）においても同様）

※通知に基づく過料決定の権限は裁判所にあり、県はその結果を当然に知ることができないため、非訟事件手続法第32条に基づく裁判所への過料決定書の謄本交付申請等により確認。（次項（4）及び（5）においても同様）

イ 主な経緯、取組内容は別紙のとおり



(4) 緊急事態措置（3回目）令和3年8月2日～令和3年9月30日

ア 概要

飲食店等に対して休業（酒類提供又はカラオケ設備の使用がある店舗）及び営業時間短縮（酒類提供又はカラオケ設備の使用がない店舗）を要請した。

要請に応じていない店舗の情報が得られた場合、全ての店舗に対して電話で協力依頼し、協力を得られえなかった場合は協力要請の文書を送付した。

なお、これらの対応の実績は次のとおり。

架電 466件

文書送付 689件

それでも協力を得られなかった店舗に対して、現地調査で要請に応じていないことを確認した上で、以下のとおり命令過料を実施した。

個別要請（第45条第2項） 36店舗

命令（第45条第3項） 6店舗

過料事件通知（第79条） 6店舗

過料決定の確認 6店舗

イ 主な経緯、取組内容は別紙のとおり

(5) まん延防止等重点措置（2回目）令和4年1月21日～令和4年3月21日

ア 概要

飲食店等に対して、特措法に基づく営業時間短縮等（同日から、ワクチン検査パッケージ制度も開始）を要請した。

要請に応じていない店舗の情報が得られた場合、全ての店舗に対して電話で協力依頼し、協力を得られなかった店舗には協力要請の文書を送付した。

なお、これらの対応の実績は次のとおり。

架電 475件

文書送付 460件

それでも協力を得られなかった店舗に対して、現地調査で要請に応じていないことを確認した上で、以下のとおり命令過料を実施した。

個別要請（第31条の6第1項） 35店舗

命令（第31条の6第3項） 16店舗

過料事件通知（第80条第1号） 16店舗

過料決定の確認 16店舗

イ 主な経緯、取組内容は別紙のとおり

＜参考資料＞

参考資料 1 改正特措法に基づく手続きフロー

参考資料 2 法手続き前に施設管理者に送付した協力依頼文書（参考資料 1 中「要請①」関係）

### 3 実施上の課題と対応

緊急事態措置やまん延防止等重点措置は感染状況により度々延長され、当該措置に伴う職員の事務や対応も長期的に必要となったため、通常業務との競合が生じた。

一方、本項で記載した手続き等の事務は、不利益処分や罰則の適用等を含み、特に慎重な対応が求められるため、短期間での入れ替わりが想定される応援職員を配置することは妥当でないと考えられた。

以上を踏まえ、特措法に基づく手続きや、その前提となる判断等に関する業務は担当職員を固定し、対象店舗への架電や文書送付、現地確認等の業務については他課に応援を依頼することで、通常業務への影響を最小限に抑えることができた。

### 4 ICTの活用

なし

### 5 広報・関係機関への周知

なし

### 6 自己評価

要請に応じていない店舗の情報が得られた場合、まずは電話で協力を依頼し、不通や応じない旨の応答があった場合には、要請の内容や協力金制度の案内を同封した「お知らせ」を送付するなどの対応をおこなった。手間や時間は要したが、不利益処分や罰則の適用に至る前に要請に応じた店舗も多数あり、結果としては、飲食店等の施設管理者に対して丁寧な対応ができたものと考えられる。

命令を発出した店舗については、過料手続きが確実にいえるよう毎日現地調査を行うなど、限られた人員のなかで最大限の対応ができた。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

令和5年4月28日に公布された「新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律」では、事業者に対する命令について、「必要があると認めるとき」に当たるかを判断するため勘案すべき事項を政令に委任する規定が設けられるとされた。しかし、令和5年8月14日に公布された当該政令を確認したところ、その内容は実行性が低いと思慮されることから、改めて見直しが必要であると考えらる。

## 8 根拠法令・事務連絡等

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法
  - ・ 第24条第9項（都道府県災害対策本部長・要請）
  - ・ 第31条の6第1項（まん延防止等重点措置／都道府県知事・要請）
  - ・ 第31条の6第3項（まん延防止等重点措置／都道府県知事・命令）
  - ・ 第45条第2項（緊急事態／都道府県知事・要請）
  - ・ 第45条第3項（緊急事態／都道府県知事・命令）
  - ・ 第79条（罰則／法第45条第3項）
  - ・ 第80条（罰則／法第31条の6第3項）
- ・ 「「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について」（令和3年2月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
- ・ 「要請・命令に際しての適切な判断の在り方について」（令和3年4月9日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
- ・ 非訟事件手続法
  - ・ 第32条（記録の閲覧等）
  - ・ 第120条（過料についての裁判等）
  - ・ 第122条（略式手続）

## 9 事業費・財源

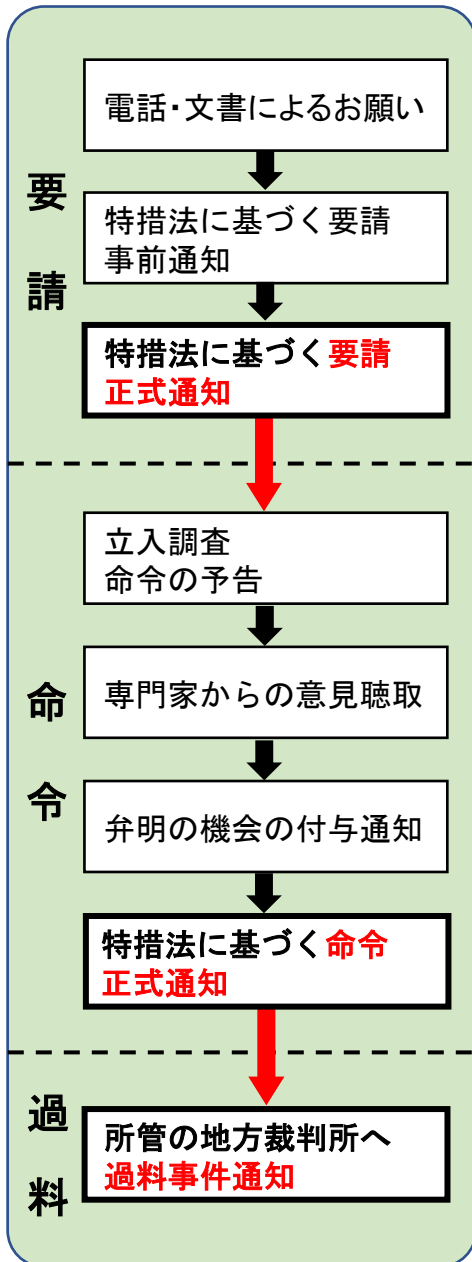
なし

## 10 5類移行に伴う対応

特になし

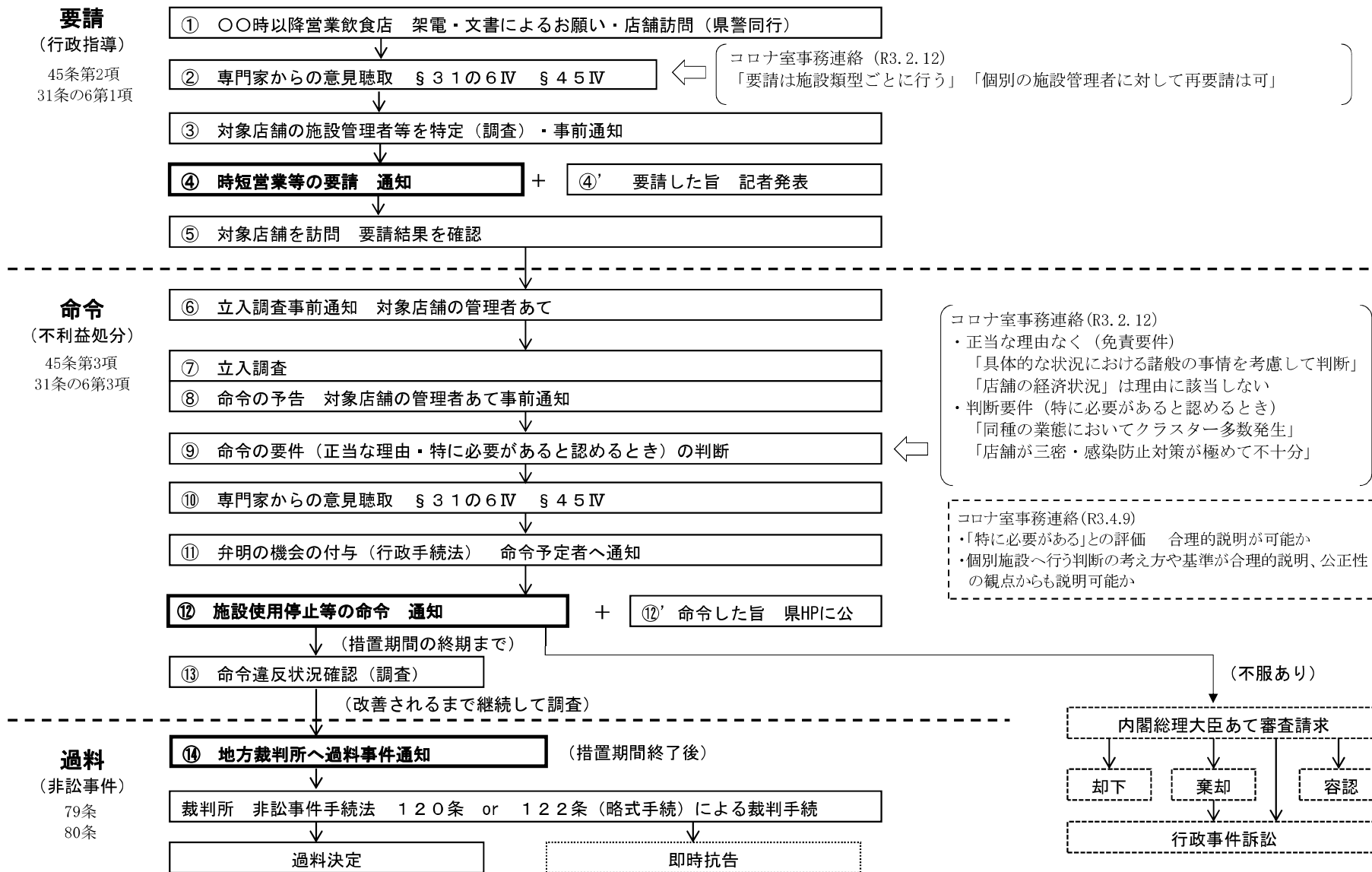
# 営業時間短縮をしていない飲食店等に対する協力要請・命令過料

## 主な手続きフロー



緊急事態措置	まん延防止等重点措置	緊急事態措置	まん延防止等重点措置	
R3. 1. 8~R3. 3. 21	R3. 4. 20~R3. 8. 1	R3. 8. 2~R3. 9. 30	R4. 1. 21~R4. 3. 21	
<b>個別要請</b> 法第45条第2項  <b>10店舗</b>  <small>※緊急事態宣言の解除により、個別要請までの実施となった。</small>	<b>個別要請</b> 法第31条の6第1項  <b>30店舗</b>	<b>個別要請</b> 法第45条第2項  <b>36店舗</b>	<b>個別要請</b> 法第31条の6第1項  <b>35店舗</b>	<b>要請 合計</b> <b>111店舗</b>
	<b>命令</b> 法第31条の6第3項  <b>15店舗</b>  <small>※まん延防止等重点措置の解除により、命令まで進まなかった店舗もある。</small>	<b>命令</b> 法第45条第3項  <b>6店舗</b>  <small>※緊急事態宣言の解除により、命令まで進まなかった店舗もある。</small>	<b>命令</b> 法第31条の6第3項  <b>16店舗</b>  <small>※まん延防止等重点措置の解除により、命令まで進まなかった店舗もある。</small>	<b>命令 合計</b> <b>37店舗</b>
	<b>過料事件通知</b> 法第80条第1号  <b>10店舗</b> 〔過料決定 10店舗〕	<b>過料事件通知</b> 法第79条  <b>6店舗</b> 〔過料決定 6店舗〕	<b>過料事件通知</b> 法第80条第1号  <b>16店舗</b> 〔過料決定 16店舗〕	<b>過料 合計</b> <b>32店舗</b>

改正特措法 <要請> 45条第2項 (31条の6第1項) ・ <命令> 45条第3項 (31条の6第3項) ・ <過料> 79条 (80条) 手続きフロー図



## 埼玉県からの緊急事態措置に基づく協力要請

本県では、7月30日に政府の緊急事態宣言を受け、急速な感染拡大を防ぐため、飲食店などに対し8月2日から9月12日までの間、以下のとおり協力を要請しております。

### 内容

酒類提供・カラオケ設備の使用の有無	要請内容
酒類提供又はカラオケ設備の使用あり	休業を要請
酒類提供及びカラオケ設備の使用なし (飲酒の機会を提供しないこと)	営業時間短縮を要請 (午前5時から午後8時まで)

このたび、貴店舗について「埼玉県からの緊急事態措置に基づく協力要請に応じていない」との情報が寄せられています。

感染防止対策及び協力要請は、かつての生活を取り戻すための措置であり、お店にお越しになるお客様やその御家族を守る取組でもありますので、何卒御協力をお願いいたします。

なお、緊急事態措置に基づく要請に御協力いただいた飲食店の皆様に対し、協力金の支給を行っております。国においても、「雇用調整助成金」などの支援制度を設けています。

すでに御協力いただいている場合は、引き続き、よろしく願いいたします。

### (参考) 事業者向けの支援の御案内

HP : [http://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/r020131\\_shingatakorona.html](http://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/r020131_shingatakorona.html)

問い合わせ先 埼玉県新型コロナウイルス対策本部 イベント・施設班 電話 048-830-8141 FAX 048-830-8129 メール a3115-06@pref.saitama.lg.jp
--

# 休業・時短営業 をお願いします！



※すでに時短営業等に御協力をいただいている場合は、御容赦ください。 コバトン&さいたまっち

埼玉県では、国が定めた基本的対処方針に基づき、緊急事態措置として、飲食店等の皆さまへ営業時間の短縮等を法に基づき要請しています。

## 休業・営業時間短縮について

期間 令和3年9月12日（日）午後12時まで

酒類提供・カラオケ設備の使用の有無	要請内容
酒類提供又はカラオケ設備の使用あり	休業を要請
酒類提供及びカラオケ設備の使用なし (飲酒の機会を提供しないこと)	営業時間短縮を要請 (午前5時から午後8時まで)

- ✓ 手指消毒設備の設置（併せて、手指消毒の呼びかけ）、マスク着用の徹底、発熱等有症状者の入場禁止、従業員への検査勧奨、密の回避 等
- ✓ アクリル板等の設置又は座席間隔の確保、換気の徹底 等
- ✓ 長時間の会食自粛 等

感染防止対策及び協力要請は、かつての生活を取り戻すための措置です。

また、**お越しになるお客様やその御家族を守る取組**でもありますので、**何卒御協力をお願いいたします。**

問合せ先

埼玉県新型コロナウイルス対策本部 イベント・施設班 TEL 048-830-8141



埼玉県

## 埼玉県内の飲食店の皆様へ

### 埼玉県感染防止対策協力金のご案内 (第14期:9月1日~9月12日要請分)

埼玉県による休業及び営業時間短縮等の要請にご協力いただいた**飲食店(カラオケ店、バー等を含む)**を運営する事業者の皆様に対し、感染防止対策協力金を支給します。

#### 申請期間

9月13日(月)以降を予定(※別途、早期給付を実施(早期給付チラシを参照))

#### 支給額

1店舗当たり **48万円~120万円**(中小企業、全期間協力の場合)  
前年又は前々年の1日当たりの売上高によって変動(詳しくは裏面)

#### 主な支給要件

R3 9 1~9 12	緊急事態措置区域
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等 (利用者による酒類の店内持込みを含む。)	<b>休業すること。</b> (酒類及びカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く。)
上記以外の飲食店等	<b>営業時間を午前5時から午後8時まで短縮すること。</b> ※通常時、午後8時以降まで営業していた店舗

#### 新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」)に基づく要請に関する要件

特措法第45条第2項に基づく要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特措法施行令第12条に規定される措置               <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員への検査の勧奨</li> <li>・入場者が密にならないような整理誘導</li> <li>・発熱等有症状者の入場禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置(併せて、手指消毒の呼び掛け)</li> <li>・事業所の消毒</li> <li>・入場者へマスクの着用等の徹底</li> <li>・マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止(既に入場している者の退場も含む。)</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)</li> </ul> </li> </ul>
特措法第24条第9項に基づく要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染防止対策の徹底               <ul style="list-style-type: none"> <li>業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底</li> <li>※ガイドライン遵守の是非について、飲食店に対して実地で確認を行い、個別に要請を行うことがあります。</li> </ul> </li> <li>○長時間の会食自粛               <ul style="list-style-type: none"> <li>長時間(90分超)の会食を避け、4人以下又は同居家族(介助者を含む。)のみのグループに限るよう利用者に働き掛け</li> </ul> </li> </ul>



## その他の主な要件

- ・ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）の認証を受けていること。（休業の場合を除く。）
- ・ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言を遵守し、店頭に掲示していること。
- ・ 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること。
- ・ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可、その他必要な許認可を受けていること。
- ・ 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団員等となっている法人でないこと。また、暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。

## 支給額の考え方

売上高(※)	協力金の日額
10万円以下	4万円
10万円以上 25万円以下	4万円から10万円 (売上高(※) × 0.4)
25万円以上	10万円

売上高減少額方式（大企業等）の場合は、売上高の減少額×0.4（最大20万円、下限なし）  
※ 売上高は前年又は前々年の1日当たりの額

## 申請方法

電子申請 \* 郵送でも申請できます。

○支給要件等詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。

<https://www.prefsaitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin.html>



【お問合せは 埼玉県中小企業等支援相談窓口 まで】

電話：0570-000-678（平日9:00～21:00 土日祝日9:00～18:00）

## 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）認証の現地確認

詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。

<https://www.prefsaitama.lg.jp/a0801/anshinsengen-insyokutenplus.html>

## 県内事業者向けLINE公式アカウントのご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内事業者の皆様向けに、県ではLINE公式アカウント「埼玉県 事業者支援情報」を開設しました。

各種支援金をはじめとする支援情報を幅広く配信しています。是非御活用ください。

○県ホームページ <https://www.prefsaitama.lg.jp/a0801/linesaitamakenjigyousha.html>

# はじめての雇用調整助成金

## どうしたらもらえるの？

- ① 売上げが下がり、従業員を休業させる必要があった
- ② 従業員を計画的に休業させた
- ③ 休業させた従業員に休業手当を支払った

※ 他にも支給要件があります

休業とは・・・

働く意思と能力があるのに、働くことができない状態

※ 休暇や休日は対象になりません。

## Step 1 : 休業の計画を立てましょう

- ✓ 休業はいつからいつまで？何日間？
- ✓ 休業時間は1日中？一部の時間帯？
- ✓ 休業させる従業員は何人？全員？
- ✓ 休業手当の額は平均賃金の**何%**？

※労働基準法で60%以上と決められています

## Step 2 : 休業協定書にまとめ、従業員の代表と合意しましょう

- ✓ Step 1 で立てた計画を**書面**（様式は任意）にまとめます

※ガイドブック（簡易版）に記載例があります

- ✓ 労働組合または労働者の代表と合意します

裏面へ

※ 特例期間中は計画届の提出は不要です

PL020522企02

### Step 3 : 計画どおりに休業させ、休業手当を支払います

- ✓ Step 1 で立てた計画に沿って休業します
- ✓ 休業日数や時間を従業員ごとにタイムカードや出勤簿に記載します
- ✓ 休業手当の額を従業員ごとに給与明細や賃金台帳に記載します

※支給申請時に提出しますので忘れずに記載しましょう

### Step 4 : 助成金の支給申請書を作成します

#### 申請様式と作成マニュアルを準備

- ✓ 従業員ごとに休業日数、休業手当額等を記入します
- ✓ 休業手当総額×助成率で助成額を計算します
- ✓ 事業所名、口座番号などを記入します

添付資料を準備します

### Step 5 : 労働局・ハローワークに申請します

- ✓ 窓口・郵送・オンラインのいずれかを選べます

労働局・ハローワークの審査があります

指定した口座に、助成金が振り込まれます

詳しくはガイドブック（簡易版）をご覧ください。  
申請様式や作成マニュアルもここからダウンロードできます。

厚生労働省 雇用調整助成金

検索



(事業主の方へ)

## 令和3年5月から9月までの 雇用調整助成金の特例措置等について



**判定基礎期間の初日が令和3年5月1日以降の場合の支給申請様式が変更**されております。**厚生労働省HPに掲載している最新の様式**をご提出ください。

### 延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和3年7月31日**までを期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、

**この特例措置を9月30日まで延長いたします。**

### 特例措置の内容

判定基礎期間の初日		～4月末	5月～9月	
中小企業	原則的な措置 【全国】	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (9/10) 13,500円 ①	
	業況特例 (※1) 【全国】	-	4/5 (10/10) 15,000円 ②	
	地域に係る特例 (※2)	緊急事態宣言	-	4/5 (10/10) 15,000円 ②
		まん延防止等 重点措置	-	4/5 (10/10) 15,000円 ②
大企業	原則的な措置 【全国】	2/3 (3/4) 15,000円	2/3 (3/4) 13,500円 ①	
	業況特例 (※1) 【全国】	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円 ②	
	地域に係る特例 (※2)	緊急事態宣言	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円 ②
		まん延防止等 重点措置	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円 ②

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合**

①は令和2年1月24日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」の要件により適用する助成率を判断しています。

②は令和3年1月8日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無により適用する助成率を判断しています。

○雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL030728企01

※1・※2に該当する事業主の方へ

## ※1 業況特例（特に業況が厳しい全国の事業主）

### 【対象となる事業主】

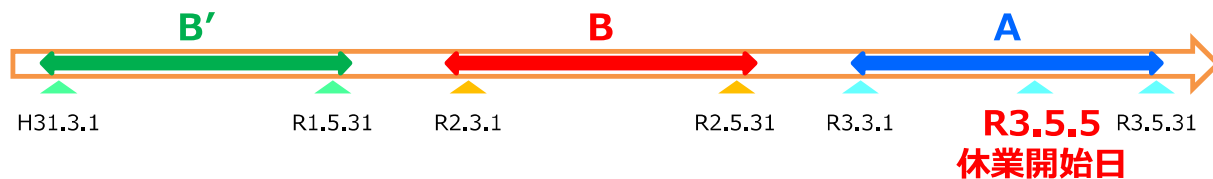
AとBそれぞれの月平均値の生産指標（売上げ高等）を比較し、**Aが30%以上減少**している事業主

A：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標

（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：令和3年5月から休業を実施した場合



### 【対象となる休業等】

令和3年1月8日から9月末まで(※)の休業等（短時間休業を含む）

(※) 中小企業は5月1日から9月末まで（4月末までは本特例を受けずに同様の助成が受けられます。）

## ※2 地域に係る特例（営業時間の短縮等に協力する事業主）

### 【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

- (1)緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
- (2)緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- (3)要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- (4)休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

### 【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等（短期間休業を含む）



厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html)

### お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



## 「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。

短時間勤務、シフトの日数減少なども対象になります。

この制度は、以下にあてはまる方も対象となる場合があります。

元々に予定していた勤務の日に、コロナの影響で事業主から休むように言われた

店が時短営業になり、1日当たりの勤務時間が短くなった

半年以上働いており、コロナの影響がなければ同様の勤務を続ける予定だった

### 【よくあるご質問】

- ・申請には会社の協力が必要ですか？  
→協力がなくても申請出来ます。
- ・事業所を離職していても申請できますか？  
→離職前の休業については申請できます。
- ・支給対象にならない業種はありますか？  
→対象となる業種に限定はありません。
- ・会社の負担はありますか？  
→会社の金銭的負担はありません。

### 本制度の詳しい情報は2ページ以降に記載しています。

勤め先が大企業か、中小企業かによって、支給対象や申請に必要な書類等に違いがあります。ご自身の勤め先に応じて、該当ページをご覧ください。

勤め先が中小企業の方  
→ 2ページ

勤め先が大企業の方  
→ 4ページ

#### 【企業規模について】

以下の表の「資本金の額・出資の総額」か「常時雇用する労働者の数」のいずれかを満たす企業が中小企業、それ以外の企業が大企業となります。

産業分類	資本金の額・出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

注意事項、お問い合わせ先は6ページをご覧ください。

## 中小企業にお勤めの場合

### 支給対象

#### <対象となる休業期間>

令和2年4月1日から令和3年9月30日まで

#### <対象者>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させ、その休業に対する賃金（休業手当）を受け取っていない方

いわゆる日々雇用やシフト制の方も、実態として更新が常態化しているようなケースにおいて、申請対象月において、事業主が休業させたことについて労使の認識が一致した上で支給要件確認書を作成すれば、対象となります。また、以下のケースであれば支給要件確認書で休業の事実が確認できない場合も、対象となる休業として取り扱います。

- ① 労働条件通知書に「週〇日勤務」などの具体的な勤務日の記載がある、申請対象月のシフト表が出ていたといった場合であって、事業主に対して、その内容に誤りがないことが確認できるケース
- ② 休業開始月前の給与明細などにより、6か月以上の間、原則として月4日以上勤務がある事実が確認可能で、かつ、事業主に対して、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ申請対象月において同様の勤務を続けさせていた意向が確認できるケース（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響以外に休業に至った事情がある場合はこの限りではありません。）

### 給付金額の算定

$$\left[ \begin{array}{c} \text{休業前の1日当たり} \\ \text{平均賃金} \end{array} \right] \times 80\% \times \left[ \begin{array}{c} \text{各月の日数} \\ \text{(30日又は31日)} \end{array} - \begin{array}{c} \cdot \text{就労した日数} \\ \cdot \text{労働者の事情で休んだ日数} \end{array} \right]$$

#### 1日当たり支給額

(9,900円(令和3年4月までは11,000円)が上限※)

※緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定める施設（飲食店等）の労働者については、令和3年5月1日～令和3年9月30日の期間において11,000円。  
(対象地域等についてはP.6参照)

#### 休業実績

- ・ 1日8時間から3時間の勤務になるなど、**時短営業などで勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象**となります。
- ・ 週5回から週3回の勤務になるなど、**月の一部分の休業も対象**となります。  
(就労した日などを休業実績から除いた上で対象となります。)

#### 計算方法

(申請対象となる休業開始月前6ヶ月のうち任意の3ヶ月の賃金の合計額) ÷ 90

## 中小企業にお勤めの場合

### 申請対象期間及び申請期限

休業した期間	申請期限
令和2年10月～令和3年6月	令和3年9月30日（木）
令和3年7月～9月	令和3年12月31日（金）

#### 【注意点】

- **申請開始日は休業した期間の翌月初日から**となります。  
(例：8月の休業であれば9月1日から申請可能)
- 休業した期間が令和2年4～9月であっても以下の場合であれば申請を受け付けます。
  - ・ **10/30に公表したリーフレットの対象となる方（☆）**  
→ **令和3年9月30日（木）** までに対象となる旨の疎明書を添付して申請いただければ、本制度を知った時期にかかわらず受け付けます。
  - ・ **既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方**  
→ 支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内に申請いただければ受け付けます。

(☆) ・ いわゆるシフト制、日々雇用、登録型派遣で働かれている方  
・ ショッピングセンターの休館に起因するような外的な事業運営環境の変化に起因する休業の場合  
・ 上記以外の方で労働条件通知書等により所定労働日が明確（「週〇日勤務」など）であり、かつ、労働者の都合による休業ではないにもかかわらず、労使で休業の事実について認識が一致しない場合

### 申請に必要な書類と申請方法

オンライン、郵送の2種類あり、労働者の方から直接申請いただけます。  
(事業主経由での申請も可能です。)

#### 【必要書類】

- (1) 支給申請書
  - (2) 支給要件確認書（基本的に労働者と事業主で協力して作成）（※）
  - (3) 本人確認書類（免許証の写しなど）
  - (4) 振込先口座確認書類（キャッシュカードの写しなど）
  - (5) 休業前および休業中の賃金額を確認できる書類（給与明細の写しなど）
  - (6) 令和2年4月～9月の休業について申請する場合は、令和2年10月30日公表のリーフレットの対象となる旨の疎明書及び過去の就業実態が確認できる給与明細等
  - (7) 地域特例対象確認書（令和3年5月～9月の休業について、地域特例を受ける場合）
- (※) 支給要件確認書の作成に事業主のご協力が得られない場合、その旨を支給要件確認書に記載の上、労働者から申請いただくことが可能です。**

- オンライン申請される場合、6ページ「お問い合わせ」に記載の厚生労働省HP特設サイト中の申請ページにアクセスしてください。
- 郵送申請される場合、上記書類を下記あて先に郵送してください。

〒600-8799 日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置  
厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当 行

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



# 大企業にお勤めの場合

## 支給対象

### <対象となる休業期間>

- (1) 令和2年4月1日から令和2年6月30日まで
  - (2) 令和3年1月8日から令和3年9月30日まで (※)
- (※) 令和2年11月7日以降に時短要請を発令した都道府県は、それぞれの要請の開始日以降の休業も含まれます。対象都道府県は次ページの(表)参照。

### <対象者>

大企業に雇用されるシフト制労働者等 (※) であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させ、その休業に対する賃金(休業手当)を受け取っていない方  
(※) 労働契約上、労働日が明確でない方(シフト制、日々雇用、登録型派遣)

申請対象月において、事業主が休業させたことについて労使の認識が一致した上で「支給要件確認書」を作成すれば、対象となります。  
支給要件確認書において休業の事実が確認できない場合も、以下のケースは、休業支援金の対象となる休業として取り扱います。

- ① 申請対象月のシフト表が出ている等により、当該月の勤務予定が定まっていた場合であって、事業主に対して、その内容に誤りがないことが確認できるケース
- ② 休業開始月前の給与明細などにより「6か月以上の間、原則として月4日以上勤務」がある事実(※)が確認可能で、かつ、事業主に対して、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ申請対象月において同様の勤務を続けさせていた意向が確認できるケース(ただし、新型コロナウイルス感染症の影響以外に休業に至った事情がある場合はこの限りではありません。)  
(※) 上記<対象となる休業期間>(2)の期間について申請する際に、休業開始月の直近6か月では上記を確認できない場合でも、令和2年3月以前の6か月に月4日以上勤務が確認できれば、これに該当します。

## 給付金額の算定

令和2年4月1日から6月30日までの休業の場合は、60%

$$\text{休業前の1日あたり平均賃金} \times 80\% \times \left[ \text{各月の日数(30日又は31日)} - \left( \begin{array}{l} \cdot \text{就労した日数} \\ \cdot \text{労働者の事情で休んだ日数} \end{array} \right) \right]$$

1日あたり支給額  
(9,900円(令和3年4月までは11,000円)が上限※)

※緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定める施設(飲食店等)の労働者については、令和3年5月1日～令和3年9月30日の期間において11,000円。  
(対象地域等についてはP.6参照)

- ・ 1日8時間から3時間の勤務になるなど、時短営業などで勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したもものとして対象となります。
- ・ 週5回から週3回の勤務になるなど、月の一部分の休業も対象となります。  
(就労した日などを休業実績から除いた上で対象となります。)

### 計算方法

(申請対象となる休業開始月前6ヶ月のうち任意の3ヶ月の賃金の合計額) ÷ 90

※ 令和3年1月8日(令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県は、それぞれの要請の開始日。対象となる都道府県は次ページ(表)参照。)以降の休業について申請する場合は、令和元年10月から申請対象となる休業開始月の前月までのうち任意の3ヶ月の賃金の合計額を90で割って計算します。

- (例1) 令和2年4月の休業について申請する場合 → 令和元年10月～令和2年3月 から任意の3ヶ月
- (例2) 令和3年1月の休業について申請する場合 → 令和元年10月～令和2年12月 から任意の3ヶ月

## 大企業にお勤めの場合

### 申請対象期間及び申請期限

休業した期間	申請期限
令和2年4月～6月	令和3年9月30日（木）
令和3年1月8日～6月（※）	
令和3年7月～9月	令和3年12月31日（金）

（※）令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期以降の休業も含まれます。対象都道府県は下記（表）参照。

#### 【注意点】

- 申請開始日は休業した期間の翌月初日からとなります。  
（例：8月の休業であれば9月1日から申請可能）

### 申請に必要な書類と申請方法

オンライン、郵送の2種類あり、労働者の方から直接申請いただけます。  
（事業主経由での申請も可能です。）

#### 【必要書類】

- 支給申請書
- 支給要件確認書（基本的に労働者と事業主で協力して作成※）
- 本人確認書類（免許証の写しなど）
- 振込先口座確認書類（キャッシュカードの写しなど）
- 休業前および休業中の賃金額を確認できる書類（給与明細の写しなど）
- （初回申請の場合）シフト制、日々雇用又は登録型派遣である旨の疎明書
- （6）の内容が確認できる書類  
（労働契約書など。ない場合はその旨疎明書に記入して申し出てください。）
- 地域特例対象確認書（令和3年5月～9月の休業について、地域特例を受ける場合）

**※支給要件確認書の作成に事業主のご協力が得られない場合、その旨を支給要件確認書に記載の上、労働者から申請いただくことが可能です。**

- オンライン申請される場合、6ページ「お問い合わせ」に記載の厚生労働省HP特設サイト中の申請ページにアクセスしてください。
- 郵送申請される場合、上記書類を下記あて先に郵送してください。

〒600-8799 日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置  
厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当 行

（表）令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県及び申請対象期間の開始日

都道府県	対象期間の始期	都道府県	対象期間の始期	都道府県	対象期間の始期
北海道	令和2年11月7日	東京都	令和2年11月28日	京都府	令和2年12月21日
宮城県	令和2年12月28日	神奈川県	令和2年12月7日	大阪府	令和2年11月27日
福島県	令和2年12月28日	長野県	令和2年12月17日	広島県	令和2年12月17日
茨城県	令和2年11月30日	岐阜県	令和2年12月18日	高知県	令和2年12月16日
群馬県	令和2年12月15日	静岡県	令和2年12月23日	熊本県	令和2年12月30日
埼玉県	令和2年12月4日	愛知県	令和2年11月29日	沖縄県	令和2年12月17日
千葉県	令和2年12月2日				

※ 厚生労働省において、都道府県のHP等で時短要請等の取組を確認の上で、一覧化したもの  
※ 記載のない県は令和3年1月8日より前に要請が行われていないため、対象期間は、令和2年4月1日から6月30日の期間を除き、令和3年1月8日以降。

## 注意事項（中小企業、大企業共通の注意事項です）

- 休業支援金・給付金の支給に当たっては、労働者が申請する際に申請書に添付する「支給要件確認書」に、休業の事実などを証明いただく必要があります。**事業主の皆さまにおかれましては、円滑な支給のため、「支給要件確認書」の記載についてご協力をお願いします。**
- この支給要件確認書の記載は、休業支援金の支給要件を確認するためのものであり、**労働基準法第26条の休業手当の支払義務について判断するものではありません。**
- 支給に当たっては**労働保険番号が必要**です。農林水産の一部の事業を除き、労働者を1人でも雇用していれば、業種・規模を問わず労働保険の適用事業となり、手続を行う必要があるものです。ただし、労働保険に加入していない場合であっても申請は可能です。申請受付後に労働局からの働きかけなどにより労働保険成立手続が完了した場合は支給対象となります。
- 休業支援金の趣旨を踏まえると、一般的に労働者が**休業支援金の支給申請やその相談をしたことのみを理由として、解雇や雇止め、労働条件の不利益変更等を行うことは不適切であり、労働契約法に照らして無効となる場合等があります。**  
また、業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと等は、職場におけるパワーハラスメントに該当する場合があります。
- **複数の事業所について雇用される方は、複数事業所の休業について申請することができます。**  
詳しい申請方法などは、下記「お問い合わせ」に記載の厚生労働省HP特設サイトにアクセスしてください。

## 地域特例の対象となる期間及び区域（令和3年7月26日現在）

### ○対象となる休業

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等が命じる休業

- ①緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
- ②緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- ③要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- ④休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

○対象期間 → 令和3年5月1日～令和3年9月30日

○緊急事態宣言が発令された対象地域

○まん延防止等重点措置の適用地域の知事が定める区域

※詳細については、厚生労働省ホームページに掲載されている区域を参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000810971.pdf>



## お問い合わせ

### ■厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>（右記QRコード①）

①



### ■総合労働相談コーナー

休業支援金の申請に関連して、職場のトラブルなどがあれば、総合労働相談コーナーにご相談ください。

同コーナーは、全国の都道府県労働局や労働基準監督署などに設けられており、解雇、雇い止め、配置転換、賃金の引下げ、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働問題について、ワンストップで相談の受付等を行っています。

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>（右記QRコード②）


②



### ■お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

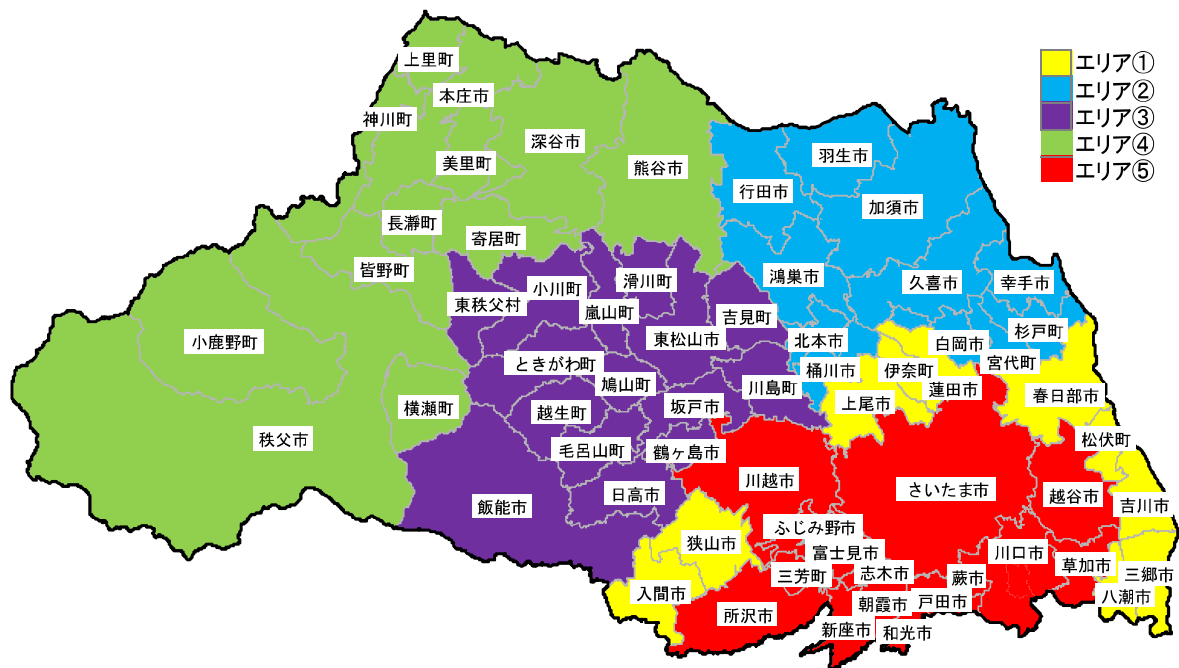
彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）

# 現地確認スケジュール



埼玉県

【現地確認対象地域】 8/30～9/15まで



## 【現地確認スケジュール】

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	9/1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18

## イベント開催制限

### 1 概要

感染拡大を防ぐため、本県では、国の新型コロナウイルス感染症対策本部の基本的対処方針等に基づき、イベント主催者等に対する開催自粛や参加人数制限等についての協力要請、イベント主催者等が作成する「感染防止安全計画」の確認などを行ってきた。

また、本県独自の取組として、必要に応じた独自のガイドライン（『年末年始における立食パーティー開催に当たっての留意事項について』、『埼玉県におけるイベント等開催時の「大声あり・なし」エリア区分ガイドライン』）を定めて公表する等の措置を実施した。

### 2 経緯・取組内容

#### (1) 第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

※文中の日付はすべて令和2年

国が全国的なスポーツ、文化イベント等について「中止、延期又は規模縮小」の対応を求めたことを受け、本県では、2月27日に、県主催の大規模イベント等の原則「中止又は延期」を決定した。この原則「中止又は延期」の方針は、当初、3月15日までの予定であったが、感染拡大に伴う緊急事態措置を経て、5月28日まで継続した。

4月7日に発出された緊急事態宣言では、改めて本県から民間事業者等に対して、基本的対処方針等に基づくイベント等の開催自粛を要請した（5月28日まで）。

さらに、4月10日には劇場、体育館等のイベント開催施設に対する使用停止等の協力を要請した。この施設使用停止等の協力要請については、順次、対象を縮小した。

一方、イベント等の開催自粛要請については、緊急事態宣言終了後の5月28日から段階的な緩和を実施し、最大人数200人までのイベントを開催可能とした。（表【第1波及び第2波の人数制限】参照）

#### (2) 第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

※文中の日付はすべて令和2年

第1波から継続していたイベント等に関する施設の使用停止要請については、6月17日0時以降のライブハウス等への要請を解除することにより、終了した。

開催制限については、引き続き段階的な緩和を進め、人数上限5,000人までのイベントが開催可能となった。(表【第1波及び第2波の人数制限】参照)

【第1波及び第2波の開催制限】 (注)収容人数と人数上限でどちらか小さい方を限度

日付	区分	収容率	人数上限	特記事項
5/28～	屋内	50%以内	100人	プロスポーツイベント等の全国的な移動を伴うものは無観客とする。 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるお祭り・野外フェスティバル等には自粛の協力を要請する。 なお、地域の行事としてのお祭り・野外フェスティバル等は、6月1日以降、人数制限を解除する。
	屋外	十分な間隔	200人	
6/19～	屋内	50%以内	1000人	プロスポーツイベント等の全国的な移動を伴うものは無観客とする。 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるお祭り・野外フェスティバル等は自粛の協力を要請する。
	屋外	十分な間隔	1000人	
7/10～	屋内	50%以内	5000人	全国的又は広域的な人の移動が見込まれるお祭り・野外フェスティバル等は自粛の協力を要請する。
	屋外	十分な間隔	5000人	地域の行事としてのお祭り・野外フェスティバル等は人数制限を解除する。
8/1～	屋内	50%以内	5000人	プロスポーツイベント等の全国的な移動を伴うものについては以下のことを求める。 ・入退場時の状況や観客輸送なども含め感染防止対策について検証しながら、段階的に参加人数を引き上げること
	屋外	十分な間隔	5000人	・参加人数及び感染防止対策を対外的に宣言し、開催結果を検証の上、改善や見直しの内容等を発表すること
9/1～	屋内	50%以内	5000人	全てのイベントについて、国及び県の接触確認アプリを必ず導入することを求める。 また、プロスポーツイベント等の全国的な移動を伴うものについては以下のことを求める。
	屋外	十分な間隔	5000人	・入退場時の状況や観客輸送なども含め感染防止対策について検証しながら、段階的に参加人数を引き上げること ・参加人数及び感染防止対策を対外的に宣言し、開催結果を検証の上、改善や見直しの内容等を発表すること

(3) 第3波(令和2年9月14日～令和3年2月22日)

第2波から引き続き開催制限の緩和を行い、令和2年9月19日以降は、必要な感染対策を実施する「大声なし」のイベントについて、一定の条件を満たす場合に、収容率100%での開催も可能とした。

令和2年12月1日からは人数上限を撤廃したが、その後、年末にかけて感染が拡大していったことから、年末年始(令和2年12月26日から令和3年1月11日)については、収容人数10,000人超のイベントの人数上限を

一律5,000人にする一時的な厳格化を行い、12月23日には12月24日以降の観客が発声するイベントの中止を要請した。

その後、令和3年1月7日に緊急事態宣言が発出され、同年1月12日以降は収容人数10,000人を超える施設でのイベントの参加人数は5,000人を上限、収容人数10,000人以下の施設でのイベントの参加人数は収容率50%を上限とした。

さらに、令和3年2月8日からはイベントに係る営業時間についても午後8時までとした。(表【第3波の人数制限】参照)

なお、令和3年1月8日からは、県主催イベントの原則「中止又は延期」、屋内県有施設の原則休館を決定した。

【第3波の開催制限】 (注)収容人数と人数上限でどちらか小さい方を限度

日付	区分	収容率	人数上限	特記事項
9/19～	大声なし	100%以内	収容人数 10000人超 ⇒収容人数の 50%	<p>プロスポーツイベント等の全国的な移動を伴うものについては以下のことを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入退場時の状況や観客輸送なども含め感染防止対策について検証しながら、段階的に参加人数を引き上げること</li> <li>・感染防止措置に万全を確保できる参加人数及び感染防止対策を対外的に宣言するとともに、開催結果を検証の上、改善や見直しの内容等を発表すること</li> <li>・国及び県の接触確認アプリを必ず導入すること</li> </ul> <p>その他のイベントのうち大規模イベント(参加者1,000人超)では、以下のことを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止措置に万全を確保できる参加人数及び感染防止対策を対外的に宣言すること</li> <li>・国及び県の接触確認アプリを必ず導入すること</li> </ul>
	大声あり	50%以内		
12/1～	大声なし	100%以内	—	<p>プロスポーツイベント等の全国的な移動を伴うものについては以下のことを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入退場時の状況や観客輸送なども含め感染防止対策について検証しながら、段階的に参加人数を引き上げること</li> <li>・感染防止措置に万全を確保できる参加人数及び感染防止対策を対外的に宣言するとともに、開催結果を検証の上、改善や見直しの内容等を発表すること</li> <li>・国及び県の接触確認アプリを必ず導入すること</li> </ul> <p>その他のイベントのうち大規模イベント(参加者1,000人超)では、以下のことを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止措置に万全を確保できる参加人数及び感染防止対策を対外的に宣言すること</li> <li>・国及び県の接触確認アプリを必ず導入すること</li> </ul>
	大声あり	50%以内		

12/26～	大声なし	100%以内	収容人数 10000人超 ⇒5000人	<p>プロスポーツイベント等の全国的な移動を伴うものについては以下のことを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入退場時の状況や観客輸送なども含め感染防止対策について検証しながら、段階的に参加人数を引き上げること</li> <li>・感染防止措置に万全を確保できる参加人数及び感染防止対策を対外的に宣言するとともに、開催結果を検証の上、改善や見直しの内容等を発表すること</li> <li>・国及び県の接触確認アプリを必ず導入すること</li> </ul> <p>その他のイベントのうち大規模イベント(参加者1,000人超)では、以下のことを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止措置に万全を確保できる参加人数及び感染防止対策を対外的に宣言すること</li> <li>・国及び県の接触確認アプリを必ず導入すること</li> </ul>
	大声あり	50%以内		
1/12～	収容定員10000人超	—	5000人	
	収容定員10000人以内	50%以内	—	
2/8～	収容定員10000人超	—	5000人	営業時間を午後8時まで短縮することを求める。
	収容定員10000人以内	50%以内	—	

(4) 第4波(令和3年2月23日～令和3年6月10日)

※文中の日付はすべて令和3年

第3波から引き続き制限の厳格化を継続していたが、3月21日をもって緊急事態宣言が終了した後は、制限の緩和を行った。

その後、本県がまん延防止等重点措置の対象区域となったことを受け、4月20日からは、再度、人数上限を一律5,000人とするとともに営業時間、酒類の提供についての制限を設けた。

なお、県主催イベントの原則「中止又は延期」については継続としたが、屋内県有施設については、3月22日以降、感染対策の徹底等の準備が整った施設から開館することとした。(表【第4波の人数制限】参照)



【第4波の開催制限】（注）収容人数と人数上限でどちらか小さい方を限度

日付	区分	収容率	人数上限	特記事項
3/22～	大声なし	100%以内	5000人以下又は収容定員50%以内(≦10000人)のいずれか大きいほう	営業時間を午後9時までに短縮することを求める。
	大声あり	50%以内		
4/20～	大声なし	100%以内	5000人	<p>【重点措置を講じるべき区域*】 営業時間を午後8時まで(酒類の提供は午後7時まで)に短縮することを求める。</p> <p>【重点措置を講じるべき区域以外】 営業時間を午後9時まで(酒類の提供は午後8時まで)に短縮することを求める。</p> <p>*対象市町村については以下のとおり。 4月20日時点:さいたま市、川口市 4月24日追加:川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町</p> <p>業種ごとのガイドライン及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守、入場整理を徹底すること。</p>
	大声あり	50%以内		
5/12～	大声なし	100%以内	5000人	<p>【重点措置を講じるべき区域*】 営業時間を午後9時まで(酒類の提供は終日、自粛)に短縮することを求める。</p> <p>【重点措置を講じるべき区域以外】 営業時間を午後9時まで(酒類の提供は終日、自粛)に短縮することを求める。</p> <p>*対象市町村については以下のとおり。 さいたま市、川越市、川口市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町</p> <p>業種ごとのガイドライン及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守、入場整理を徹底すること。</p>
	大声あり	50%以内		

(5) 第5波(令和3年6月11日～令和3年12月14日)

※文中の日付はすべて令和3年

開催制限については、第4波から引き続き、まん延防止等重点措置に合わせて継続した。

一方、県主催イベントについては、6月21日以降、徹底した感染防止対策を講じることを条件に再開することとした。

6月28日からは、従来まで口頭で受けていたイベント主催者からの事前

相談について、特に、「全国的な移動を伴うイベント」又は「イベント参加者が1,000人を超えるようなイベント」を開催する場合には書面の提出を求め、県が適切な収容率等を確認する「事前相談」制度を開始した（11月24日まで）。

8月2日には、本県に3度目の緊急事態宣言が発令されたことを受け、「収容定員10,000人以下の施設では収容定員の半分、収容定員10,000人超の施設は5,000人」を上限とする開催制限の厳格化を行った。

また、酒類の提供を含む「飲酒の機会を設けること」とカラオケ設備の使用についての自粛協力を、イベント主催者に求めた。

緊急事態宣言が終了した10月1日以降は、開催制限を緩和するとともに、カラオケ設備使用自粛の協力要請を取りやめたが、営業時間制限と酒類の提供を含む「飲酒の機会を設けること」の自粛協力要請については、10月30日まで継続とした。

11月25日からは「感染防止安全計画」制度を開始した。これは、従前まで実施していた「事前相談」制度の後継となるもので、「参加予定人数5,000人超」かつ「収容率50%超」の「大声なし」イベントについて、主催者が「感染防止安全計画」を策定して県の確認を受けた場合、人数上限を「『収容定員』かつ収容率上限『100%』」に緩和できるものである。

なお、上記以外のイベントについては、主催者はチェックリストを作成し、ホームページ等に掲示することとした。

この「感染防止安全計画」制度による人数制限のスキームは、第8波の最後まで継続することとなった。（表【第5波の人数制限】参照）

【第5波の開催制限】 (注)収容人数と人数上限でどちらか小さい方を限度

日付	区分	収容率	人数上限	特記事項
6/21～	大声なし	100%以内	5000人	<p>【重点措置を講じるべき区域*】 営業時間を午後9時まで(酒類の提供は午後7時まで***)に短縮することを求める。</p> <p>【重点措置を講じるべき区域以外】 営業時間を午後9時まで(酒類の提供は午後8時まで***)に短縮することを求める。</p> <p>* 制限対象となった市町村については以下のとおり。</p> <p>6月21日時点:さいたま市、川口市 7月20日追加:川越市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、 新座市、八潮市、富士見市、三郷市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町</p> <p>** 酒類提供は原則自粛だが、業種別ガイドライン・基本4項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守する場合は可とする。</p> <p>業種ごとのガイドライン及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守、入場整理を徹底すること。</p>
	大声あり	50%以内		
8/2～	—	—	<p>収容定員 10000人 以下の施設→収容定員の半分</p> <p>収容定員 10000人 超の施設→5000人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無観客である場合を除き、営業時間を午後9時までとすること</li> <li>・酒類提供及びカラオケ設備の使用をしないこと(飲酒の機会を設けない)</li> <li>・入場整理を徹底すること</li> <li>・主催者は、参加者等の直行・直帰を確保するため、必要な周知・呼びかけを徹底すること</li> <li>・従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置(併せて、手指消毒の呼びかけ)、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止(既に入場している者の退場も含む)など</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)</li> <li>・業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底</li> <li>・飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個室」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ</li> </ul>

10/1～	大声なし	100%以内	「5000人」 又は 「収容定員の50% (かつ10000人以下 であること)」 のいずれか大きい 方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無観客である場合を除き、営業時間を午後9時までとすること</li> <li>・酒類を提供しない(飲酒の機会を設けない)こと。</li> <li>・入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること</li> <li>・収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離(1m以上)を確保すること</li> <li>・業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること</li> <li>・飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個室」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけること</li> </ul>
	大声あり	50%以内		
10/31～	大声なし	100%以内	「5000人」 又は 「収容定員の50%」 のいずれか大きい 方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェスなど収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離(1m以上)を確保すること</li> <li>・業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること</li> </ul>
	大声あり	50%以内		
11/25～	安全計画策定対象	100%以内 (大声なし前提)	収容定員	<p>「感染防止安全計画」制度の開始</p> <p>※安全計画に記載すべき事項</p> <p>① 飛沫の抑制(マスク着用や大声を出さないこと)の徹底、② 手洗、手指・施設消毒の徹底、③ 換気の徹底、④ 来場者間の密集回避、⑤ 飲食の制限、⑥ 出演者等の感染対策、⑦ 参加者の把握等</p>
	安全計画策定対象外	【大声なし】 100% 【大声あり】 50%	「5,000人」 又は 「収容定員の50%」 のいずれか大きい 方	<p>【安全計画策定対象のイベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェスなど収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離(1m以上)を確保すること</li> </ul> <p>【安全計画策定対象外のイベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェスなど収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離(1m以上)を確保すること</li> <li>・業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること。</li> </ul>

(6) 第6波(令和3年12月15日～令和4年6月5日)

※文中の日付はすべて令和4年

1月21日から本県がまん延防止等重点措置の対象区域となったことを受け、「感染防止安全計画」を作成したイベントであっても20,000人の人数上限を設ける等の厳格化を行った。

この人数上限の厳格化については、措置が終了した3月21日をもって撤廃した。

なお、まん延防止等重点措置の対象区域となった都道府県が導入を選択できる、イベントへの「ワクチン・検査パッケージ制度」(\*)適用については、飲食店と異なり集客規模が大きいことや、公共交通機関の混雑が起こることへの懸念が残るため、本県では導入しなかった。(表【第6波の開催制限】参照)

\* ワクチン・検査パッケージ制度

利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを事業者が確認することにより、行動制限の緩和を受けることができる制度。イベントにおいては人数制限を収容定員まで緩和することが可能。令和3年11月に新設された。

【第6波の開催制限】 (注)収容人数と人数上限でどちらか小さい方を限度

日付	区分	収容率	人数上限	特記事項
1/21～	安全計画策定対象	100%以内 (大声なし前提)	20000人	※安全計画に記載すべき事項 ① 飛沫の抑制(マスク着用や大声を出さないこと)の徹底、② 手洗、手指・施設消毒の徹底、③ 換気の徹底、④ 来場者間の密集回避、⑤ 飲食の制限、⑥ 出演者等の感染対策、⑦ 参加者の把握等  【安全計画策定対象のイベント】 ・地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェスなど収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離(1m以上)を確保すること  【安全計画策定対象外のイベント】 ・地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェスなど収容定員が設定されていない場合 大声なし:人と人が触れ合わない程度の間隔(1m程度)を確保 大声あり:十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m以上)を確保 ・業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること
	安全計画策定対象外	【大声なし】 100% 【大声あり】 50%	「5,000人」 又は 「収容定員の50%」 のいずれか 小さい方	

3/22～	安全計画策定対象	100%以内 (大声なし前提)	収容定員	<p>※安全計画に記載すべき事項</p> <p>① 飛沫の抑制(マスク着用や大声を出さないこと)の徹底、② 手洗、手指・施設消毒の徹底、③ 換気の徹底、④ 来場者間の密集回避、⑤ 飲食の制限、⑥ 出演者等の感染対策、⑦ 参加者の把握等</p> <p>【安全計画策定対象のイベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェスなど収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離(1m以上)を確保すること</li> </ul> <p>【安全計画策定対象外のイベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェスなど収容定員が設定されていない場合</li> </ul> <p>大声なし:人と人が触れ合わない程度の間隔(1m程度)を確保</p> <p>大声あり:十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m以上)を確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること</li> </ul> <p>【共通】</p> <p>イベントの前後の活動における基本的な感染防止対策の徹底や直行直帰の呼びかけ等を行うこと</p>
	安全計画策定対象外	【大声なし】 100% 【大声あり】 50%	「5,000人」 又は 「収容定員の50%」 のいずれか 大きい方	

(7) 第7波(令和4年6月6日～令和4年10月7日)

※文中の日付はすべて令和4年

9月8日の政府対策本部の基本的対処方針等の見直しにより、同一イベントにおいて、「大声あり」(収容率の上限:50%)と「大声なし」(収容率の上限:100%)のエリアを明確に分けて開催可能となり、本県では9月9日からこれを適用した。

これについて本県は、独自の『埼玉県におけるイベント等開催時の「大声あり・なし」エリア区分ガイドライン』を策定し、9月15日に公表した。同ガイドラインは、サッカー場、野球場、体育館、コンサートホールの4つの類型における、明確なエリア分けについて例示し、推奨するものである。

なお、安全計画に記載すべき事項についても、「大声あり」「大声無し」のエリア分け導入等に伴い、一部内容を整理した。(表【第7波の開催制限】参照)

【第7波の人数制限】 (注)収容人数と人数上限でどちらか小さい方を限度

日付	区分	収容率	人数上限	特記事項
8/4～	安全計画策定対象	100%以内 (大声なし前提)	収容定員	<p>※安全計画に記載すべき事項</p> <p>① 飛沫の抑制(マスク着用や大声を出さないこと)の徹底、② 手洗、手指・施設消毒の徹底、③ 換気の徹底、④ 来場者間の密集回避、⑤ 飲食の制限、⑥ 出演者等の感染対策、⑦ 参加者の把握等</p> <p>【安全計画策定対象のイベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェスなど収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離(1m以上)を確保すること</li> </ul> <p>【安全計画策定対象外のイベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェスなど収容定員が設定されていない場合</li> </ul> <p>大声なし:人と人が触れ合わない程度の間隔(1m程度)を確保</p> <p>大声あり:十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m以上)を確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること</li> </ul> <p>【共通】</p> <p>イベントの前後の活動における基本的な感染防止対策の徹底を行うこと</p>
	安全計画策定対象外	【大声なし】 100% 【大声あり】 50%	「5,000人」 又は 「収容定員の50%」 のいずれか大きい方	
9/9～	安全計画策定対象	100%以内 ※「大声なし」 (100%以内)と 「大声あり」 (50%以内)の エリア分けが 可能	収容定員	<p>※安全計画に記載すべき事項</p> <p>① 飛沫感染対策、② エアロゾル感染対策、③ 接触感染対策、④ 飲食時の感染対策、⑤ イベント前の感染対策、⑥ 感染拡大対策、⑦ 出演者やスタッフの感染対策</p> <p>【安全計画策定対象のイベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェスなど収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離(1m以上)を確保すること</li> </ul> <p>【安全計画策定対象外のイベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェスなど収容定員が設定されていない場合</li> </ul> <p>大声なし:人と人が触れ合わない程度の間隔(1m程度)を確保</p> <p>大声あり:前後左右の座席との身体的距離(座席間は1席(座席がない場合は最低1m)空ける)を確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること</li> </ul> <p>【共通】</p> <p>イベントの前後の活動における基本的な感染防止対策の徹底を行うこと</p>
	安全計画策定対象外	【大声なし】 100% 【大声あり】 50%	「5,000人」 又は 「収容定員の50%」 のいずれか大きい方	

(8) 第8波（令和4年10月8日～令和5年5月7日）※5類移行時点を暫定的な終期とする

新型コロナの感染拡大に伴う行動制限がない年末年始を迎えた場合を想定し、本県独自の「年末年始における立食パーティー開催に当たっての留意事項について」を令和4年10月31日に公表した。忘年会や新年会で普段会わない人と接する機会が増えることで、感染拡大につながる可能性があるため、感染拡大を防ぐ会場レイアウトを例示したものである。

また、令和5年1月27日の政府対策本部の基本的対処方針等の見直しにより、イベントにおける「大声あり」「大声なし」の区分がなくなったことを受け、本県では、同日から収容率の制限を一律「100%以内」に緩和した。安全計画に記載すべき事項についても、国の新型コロナウイルス接触アプリ「COCOA」の廃止等に伴い、整理した。

その後も、令和5年3月12日には、安全計画に記載すべき事項の記載例からマスクの着用を外す等の修正を行った。（表【第8波の開催制限】参照）

令和5年4月27日、国が新型コロナウイルス感染症について同年5月7日をもって「5類感染症」に位置づけることとしたことから、本県では5月1日の県対策本部会議において、継続していた協力要請等を5月7日までとすることを決定した。

**【第8波の開催制限】**（注）収容人数と人数上限でどちらか小さい方を限度

日付	区分	収容率	人数上限	特記事項
1/27～	安全計画策定対象	100%以内	収容定員	※安全計画に記載すべき事項 ①飛沫感染対策、② エアロゾル感染対策、③ 接触感染対策、④ 飲食時の感染対策、⑤ イベント前の感染対策、⑥ 出演者やスタッフの感染対策
	安全計画策定対象外	100%以内	「5,000人」 又は 「収容定員の50%」 のいずれか大きい方	【安全計画策定対象外のイベント】 ・業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること 【共通】 ・地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェスなど収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離（1m以上）を確保すること ・イベントの前後の活動における基本的な感染防止対策の徹底を行うこと

### 3 実施上の課題と対応

#### 事前相談制度、感染防止安全計画等の導入

「事前相談」制度や「感染防止安全計画」制度においては、イベント主催者が提出した多数の資料の確認が必要になるが、年度途中での突然の開始ということもあり、イベントを所管する危機管理防災部単独で実施するのは、人員



的に難しい状況であった。

そこで、大型集客施設を所管する部やイベントを多数実施する部局等を含めた、全庁的な相談確認体制を構築することにより対応した。この体制は第8波終了時まで継続した。

#### 4 ICTの活用

第5波で実施した「事前相談」制度においては、収容率100%で開催しようとする主催者が実績疎明資料（過去の大声なしイベントの実績映像等）を提出する必要があった。その際の事業者等の負担を軽減するため、DVD等の代わりにファイルアップローダを使った電子データでの提出も可能とした。

#### 5 広報・関係機関への周知

- (1) 知事記者会見による周知
- (2) 市町村等へのメールによる周知
- (3) ホームページでの周知
- (4) 市町村、イベント施設等へのチラシ電子データの配布

#### 6 自己評価

感染状況の変動を受けての基本的対処方針等の度重なる変更に対し、全庁の応援体制を機動的に構築することにより、遅滞なく対応できたことは評価できる。

その一方で、イベント主催者等への協力要請に強制力がないことから、制度の遵守が必ずしも徹底していたとは言えない状況であった。

#### 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

- ・ 今回の実績に基づく、イベント実施に係る真に必要な感染防止措置の検証

#### 8 根拠法令・事務連絡等

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
- ・ 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡  
「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」  
「イベント開催等における感染防止安全計画等について」 等

## 9 事業費・財源

なし

## 10 5類移行に伴う対応

令和5年5月8日を以て、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類感染症に変更され、特措法に基づく基本的対処方針が廃止されたことに伴い、これまでに同方針に基づき実施していた協力要請等の措置を終了した。

## 飲食店の現地店舗調査

### 1 概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置により、県内の飲食店等に対し営業時間の短縮等の要請を行ったが、国から飲食店の営業時間短縮要請への協力状況等を調査して報告するように依頼を受けたことから、本県では現地店舗調査を実施した。

### 2 経緯・取組内容

(1) 第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）～

第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

飲食店への要請

感染拡大を防止するため、酒類の提供について、令和2年4月17日から同年5月25日までは午後7時、令和2年5月26日から同年6月16日までは午後10時までとする要請を行ったが、協力状況の現地調査は行わなかった。

(2) 第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日）～

第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日）

飲食店への要請

新規感染者数の増加に伴い、令和2年12月4日から酒類提供を行う飲食店への営業時間の短縮要請を開始した。その後、緊急事態宣言、段階的緩和措置、まん延防止等重点措置を実施する中で、飲食店等への営業時間の短縮要請等を下記のとおり行った。

期 間	内 容	区 域
感染拡大期（R2.12.4～R3.1.7）		
R2.12.4～	酒類提供を行う飲食店への時短要請 営業時間：午後10時まで、酒類提供：午後10時まで	さいたま市大宮区、 川口市、越谷市
緊急事態宣言（R3.1.8～R3.3.21）		
R3.1.8～	酒類提供を行う飲食店への時短要請 営業時間：午後8時まで、酒類提供：午後7時まで	さいたま市大宮区、 川口市、越谷市
R3.1.12～	飲食店への時短要請 営業時間：午後8時まで、酒類提供：午後7時まで	全県
段階的緩和措置（R3.3.22～R3.4.19）		
R3.3.22～	飲食店への時短要請 営業時間：午後8時まで、酒類提供：午後7時まで	全県

まん延防止等重点措置 (R3. 4. 20~R3. 8. 1)			
R3. 4. 20~	措置区域内	営業時間：午後8時まで 酒類提供：午後7時まで	さいたま市、川口市
	措置区域外	営業時間：午後9時まで 酒類提供：午後8時まで	その他の市町村
R3. 4. 28~	措置区域内	営業時間：午後8時まで 酒類提供：終日自粛	15市町(*1)
	措置区域外	営業時間：午後9時まで 酒類提供：終日自粛。1人又は同居家族グループの場合、午後8時まで提供可	その他の市町村
R3. 6. 21~	措置区域内	営業時間：午後8時まで 酒類提供：認証店では1人又は同居家族グループに対して、午後7時まで提供可。	さいたま市、川口市
	措置区域外	営業時間：午後9時まで 酒類提供：認証店では4人以下又は同居家族グループに対して、午後8時まで提供可。	その他の市町村
R3. 7. 20~	措置区域内	営業時間：午後8時まで 酒類提供：認証店では1人又は同居家族グループに対して、午後7時まで提供可。	20市町(*2)
	措置区域外	営業時間：午後9時まで 酒類提供：認証店では4人以下又は同居家族グループに対して、午後8時まで提供可	その他の市町村
緊急事態宣言 (R3. 8. 2~R3. 9. 30)			
R3. 8. 2~		営業時間：午後8時まで 酒類提供：終日自粛	全県
段階的緩和措置 (R3. 10. 1~R3. 10. 24)			
R3. 10. 1~		【認証店】営業時間：午後9時まで 酒類提供：4人以下又は同居家族グループに対して、午後8時まで提供可。 【非認証店】営業時間：午後8時まで 酒類提供：終日自粛	全県
まん延防止等重点措置 (R4. 1. 21~R4. 3. 21)			
R4. 1. 21~	措置区域内	【非認証店、ワクチン検査パッケージ非適用店】 営業時間：午後8時まで 酒類提供：終日自粛 人数上限：同一グループ・テーブルで4人以内 【ワクチン検査パッケージ適用店】 営業時間：午後9時まで 酒類提供：午後8時30分まで 人数上限：上限なし（接種歴等の確認ができた場合）	全県

\* 1 さいたま市、川口市、川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町

\* 2 さいたま市、川口市、川越市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、三郷市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町

## イ 飲食店等の現地調査実施

国は感染拡大を防止するため、飲食店への営業時間短縮要請を行うとともに、要請の実効性を担保するため、繁華街での見回りや呼びかけを行うことを各都道府県に求めた（令和2年12月18日付け事務連絡、令和3年1月7日付け事務連絡、令和3年1月13日付け事務連絡）。

さらに国は令和3年1月15日付け事務連絡「営業時間短縮要請に対する協力状況等に関する調査の依頼等について」及び令和3年2月2日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における『協力

要請推進枠』の運用拡大について」を発出し、飲食店の営業時間短縮要請の協力状況等を調査して報告すること、営業時間短縮に係る協力金の交付手続きの際に調査の予定等を記載した実施計画を作成することを都道府県に求めた。

これらを受け、県では令和3年1月16日から県職員による店舗調査を開始し、同年1月27日からは業務委託に切り替え、調査を実施した。

調査方法は外観目視とし、対象は飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）、バー等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗とし、件数は1日当たり約1,000件とした。

本調査は、令和3年10月24日の段階的緩和措置の終了とともに飲食店への時短要請が終了したため、同日をもって一旦調査を終了した。

その後、令和4年1月21日に再度、まん延防止等重点措置による飲食店等への時短要請が行われたため、前回同様の方法により調査を再開した。

この調査は、令和4年3月21日の措置期間終了をもって時短要請が終了したことに伴い、同日をもって調査を完了した。

令和3年1月16日から令和4年3月21日の間に調査した店舗は、延べ424,068店舗となり、その内、営業時間短縮の協力が得られた店舗の割合は下記のとおりであった。

期 間	区 域	協 力 率
緊急事態宣言（R3.1.16～3.21）	県全域	98.9%
段階的緩和（R3.3.22～4.19）	県全域	95.0%
まん延防止等重点措置（R3.4.20～8.1）	措置区域	97.2%
	その他	96.0%
緊急事態宣言（R3.8.2～9.30）	県全域	96.5%
段階的緩和（R3.10.1～10.24）	県全域	93.2%
まん延防止等重点措置（R4.1.21～3.21）	県全域	94.8%

#### ウ 調査結果の活用

当調査で判明した営業店舗のデータについては、埼玉県緊急事態措置相談センターなど県民から寄せられた情報と共有管理し、電話や文書による協力要請の働きかけに活用した。

また、毎日の調査結果（調査店舗数、営業店舗数、協力率）を県ホームページで公表するとともに、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室あて報告を行った。

### 3 実施上の課題と対応

#### (1) 調査方法について

令和3年1月16日から県職員による現地店舗調査を開始したが、人員の手配をはじめ、現地調査、調書の集計やチェック等に膨大な時間を要したことから、人材派遣業者や市場調査業者に業務を委託することとした。

#### (2) 委託事業者との契約

飲食店への営業時間短縮要請を行っている都道府県については、現地調査を実施することを国が求めた。このため、委託候補となる事業者から他の都道府県の事業を行うことを理由に見積提出を断られる例があるなど、委託事業者の確保に困難が生じることもあった。

事業の委託については、飲食店への要請の期間ごとの契約を基本としたため、合計17回の契約事務を行うこととなった。

#### (3) 調査エリアについて

調査を開始した当初は、県内の主要な繁華街を中心に調査を行っていたが、まん延防止等重点措置区域の拡大や、調査が長期間にわたり継続したこと等を背景として、調査エリアを段階的に広げ、県内全域を網羅的に調査することとした。

食品衛生法に基づく飲食店許可件数や駅の乗降客数等を総合的に判断し、最終的に全県で146エリア(134駅、12地域)において調査を実施した。

#### (4) 調査内容について

当初は外観目視により営業状況のみの確認を行っていたが、酒類の提供及び、彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+(プラス)認証登録の有無についても、その後の店舗への働きかけのポイントとなることから、これらについても調査を行うこととなった。

### 4 ICTの活用

特になし

### 5 広報・関係機関への周知

調査結果(調査店舗数、営業店舗数、協力率)について、前日の状況を県ホームページに公表した。

併せて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室あて報告を行った。

## 6 自己評価

現地調査を実施することで営業時間短縮要請に従っていない店舗を把握することができ、その後の個別の働きかけにつなげることができた。

また、協力状況の結果を公表することは、多くの飲食店が命を守る取組に協力をいただけることを県民に周知することにつながり、飲食店支援の裾野を広げることができた。

飲食店の時短営業要請とその調査を行うことは、人出を抑えることにつながることから、感染拡大防止に一定程度の効果があったと言える。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

特になし

## 8 根拠法令・事務連絡等

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法
- ・ 「営業時間短縮要請に対する協力状況等に関する調査の依頼等について」  
(令和3年1月15日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡) 等

## 9 事業費・財源

事業費 令和2年度 20,581千円

令和3年度 55,193千円

財 源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

## 10 5類移行に伴う対応

特になし

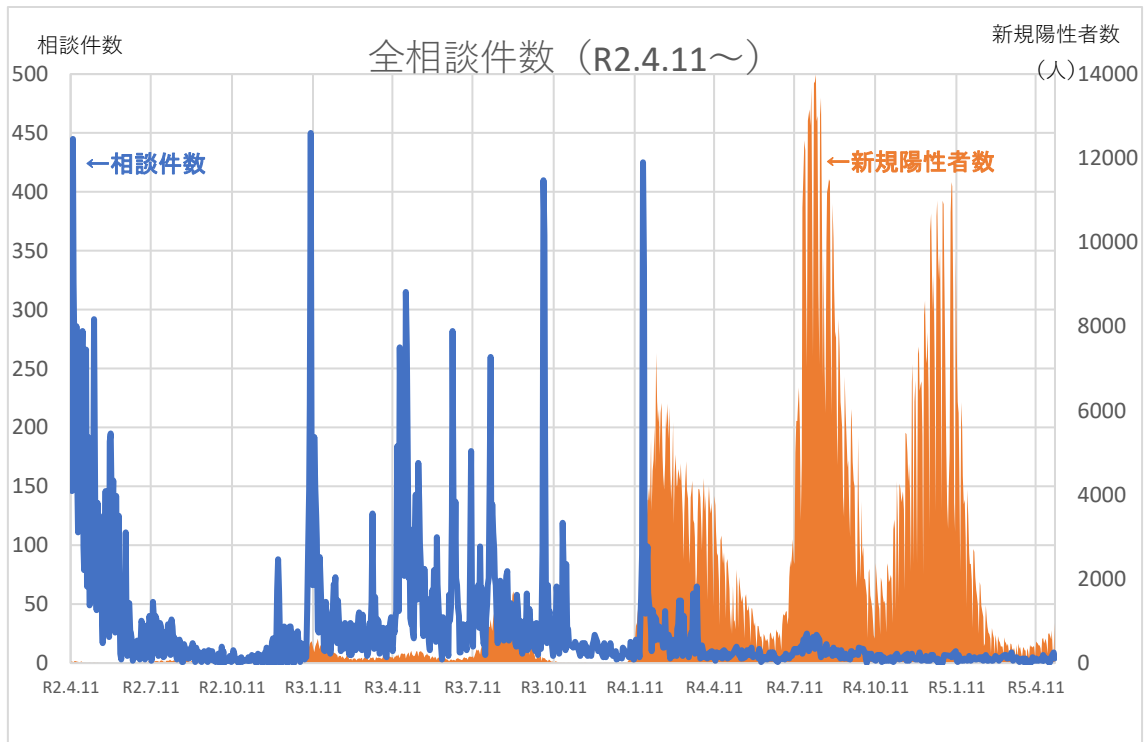
## 協力要請に関する相談体制

### 1 概要

新型コロナウイルス感染症の拡大及び緊急事態宣言を踏まえ、外出の自粛、施設の使用停止等の協力要請等に対する県民や事業者の疑問・不安に対応するため、電話相談を受け付ける緊急事態措置相談センターを設置した。

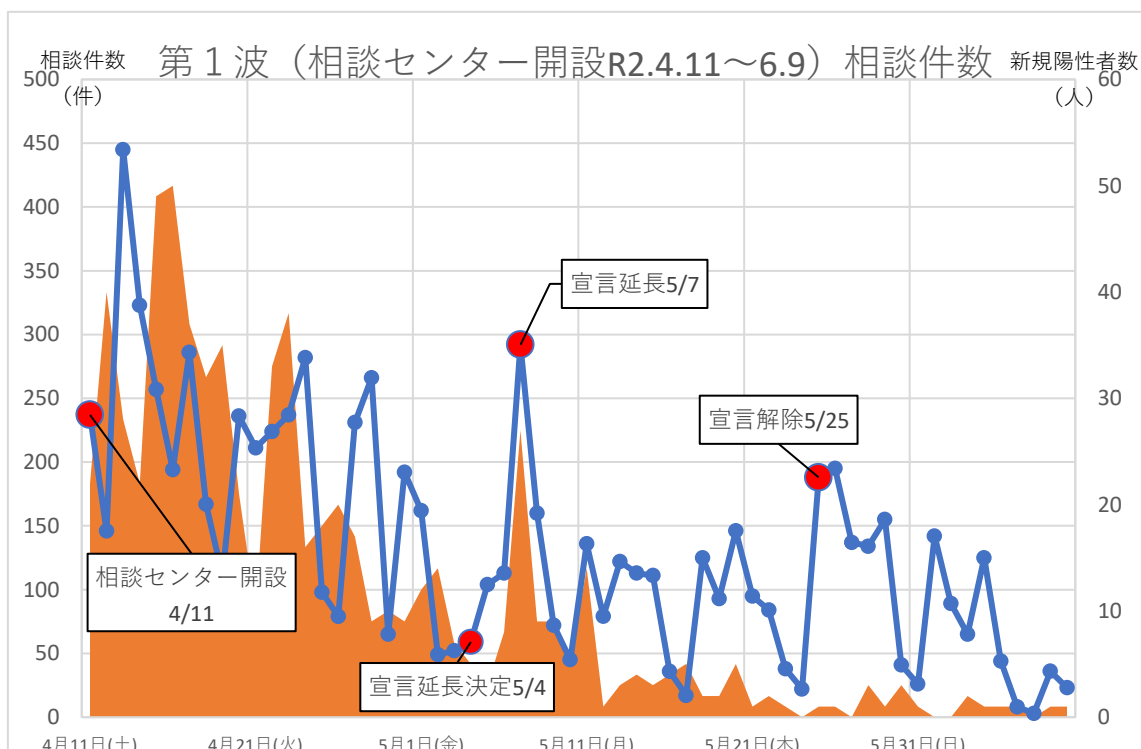
### 2 経緯・取組内容

令和2年4月7日付けで発令された緊急事態宣言を踏まえ同月11日に緊急事態措置相談センターを設置し、電話相談受付を開始した。





(1) 第1波 (令和2年2月1日~令和2年6月9日)



※文中の日付はすべて令和2年

4月7日に政府が本県を含む7都府県に緊急事態宣言を発出したことに伴い、第10回県対策本部会議を開催し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき実施する協力要請等についての問い合わせが増加した。

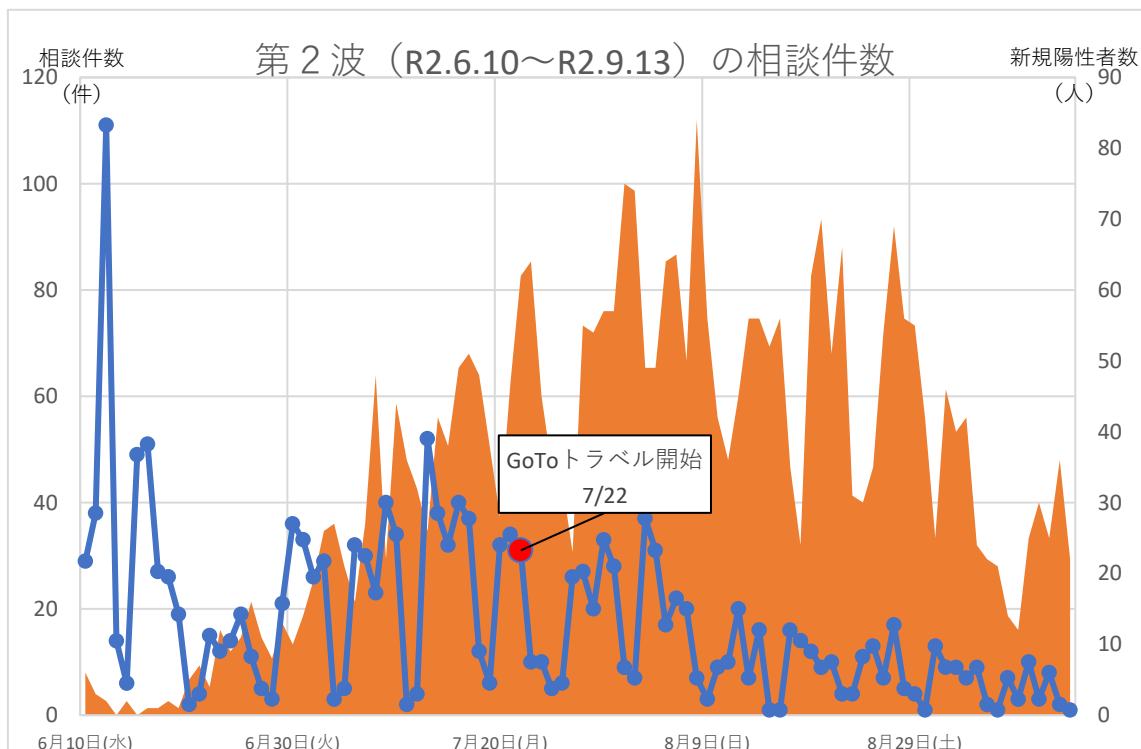
4月10日に民間事業者等に対する追加の協力要請を行うことで更なる増加が予想されたことから、これらの相談を専門に受け付ける電話窓口「緊急事態措置相談センター」を4月11日から設置した。

設置当日は237件、4月13日は445件の相談を受け付けた。当初の相談は、施設等の使用停止協力要請に関するものが中心であった。

なお、4月11日及び12日は危機管理防災部職員のみで対応を行ったが、4月13日以降は他部局の応援を受けながら対応した。

4月11日から6月9日までの電話受付の延べ件数は8,023件、1開設日あたりでは134件であった。

(2) 第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）



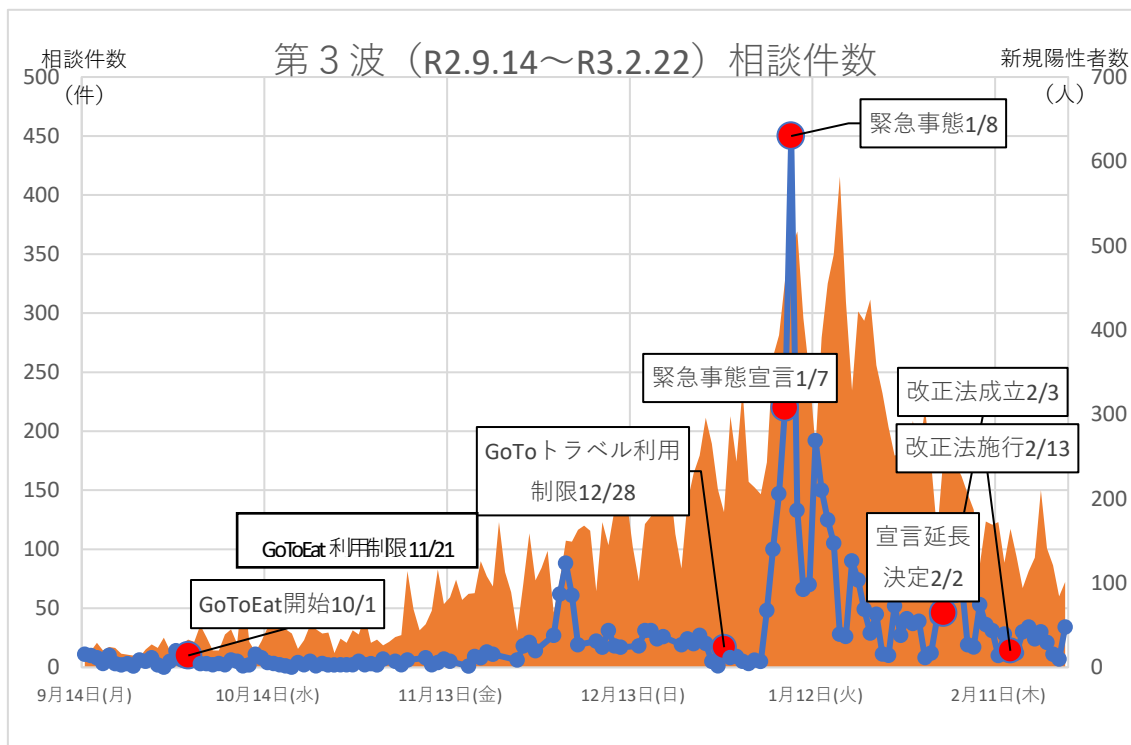
※文中の日付はすべて令和2年

受付件数は減少傾向で推移し、6月後半には1日あたり概ね40件以内に落ち着いていたので、7月1日以降は他部局からの応援を終了した。

相談内容については、第2波を通じて、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」に関するものが多く、所管の窓口へ転送する機会が増えた。また、営業制限、外出自粛に関する相談も多数あり、特に第2波の前半については、飲食店等の酒類の提供制限に関するものが目立った。第2波の後半には感染再拡大を受けて緊急事態宣言の発令を望む声や、感染症対策が不十分な事業者、飲食店に関する情報提供も増えた。

第2波の相談件数は延べ1,680件、1開設日あたり18件であった。

(3) 第3波 (令和2年9月14日～令和3年2月22日)



第2波から引き続き相談件数は減少傾向で、1日あたりの受付件数が10件を下回ることが常態化したことから、令和2年11月3日以降は閉庁日の運営を取りやめた。

しかしながら、東京都が飲食店の営業制限をかけたこと等により、11月下旬以降は再び相談が増加した。12月2日には90件近い相談があったが、これは、前日の県対策本部会議で飲食店への営業制限が決定されたこと、それに伴い飲食店等に対する感染防止対策協力金制度が創設されたことによるものであった。

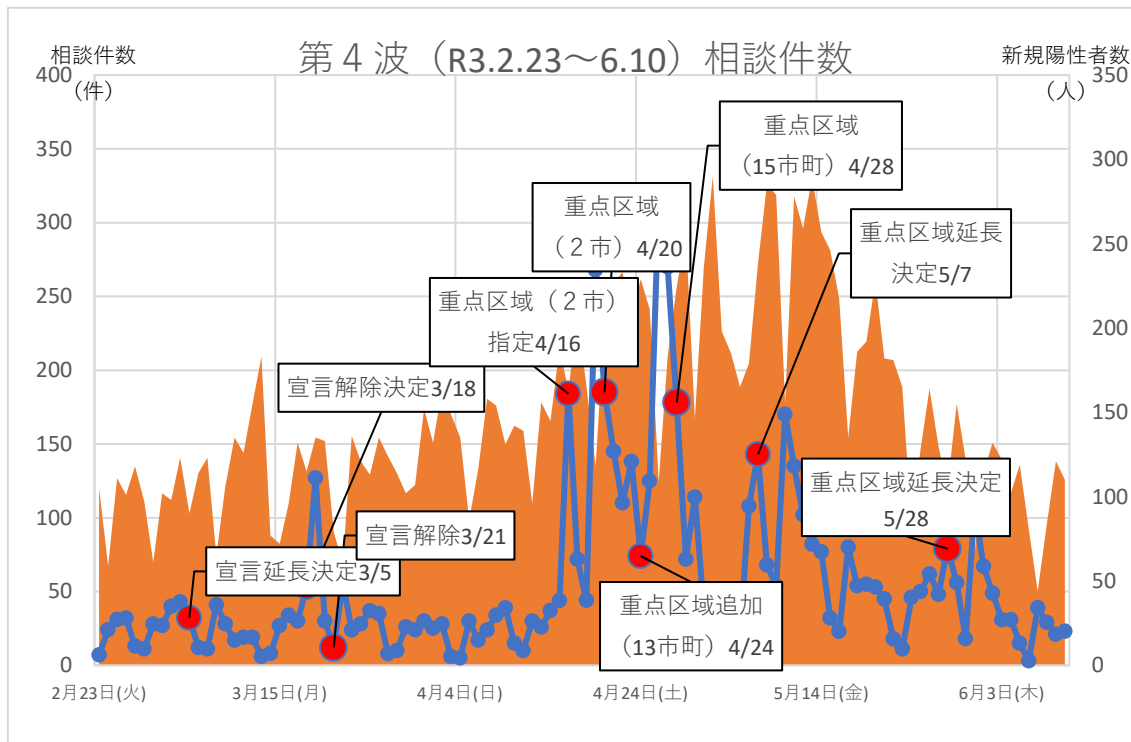
このような状況を受け、12月26日から閉庁日の運営を再開したところ、年明けの令和3年1月7日には緊急事態宣言が発令され、翌8日には450件の相談があった。これは緊急事態措置相談センター設置の全期間を通して最大の相談件数となった。

相談内容は、引き続き、営業制限、感染防止対策協力金制度に関するものが多数を占め、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」や生活困窮、感染不安のほか、個別の飲食店の営業やイベント開催が県の要請に反するのではないか、という相談も目立った。

その後、協力要請内容の浸透により相談件数が減少していき、緊急事態宣言の延長決定で一時的に増加することはあっても、1日概ね50件以内で推移した。

第3波の相談件数は延べ4,098件で、1開設日あたり28件であった。

(4) 第4波（令和3年2月23日～令和3年6月10日）



※文中の日付はすべて令和3年

緊急事態宣言の終期である3月21日が近づくと、その延長の有無に係る相談が増加した。3月18日に国が予定通りの緊急事態宣言終了を決定した翌日19日には、宣言終了後の措置内容についての相談が127件に増加した。同日のうちに措置内容を決定し公表したため、3月23日以降は1日50件以内に戻り、相談内容も従前と同じ傾向に戻ったが、4月上旬からはまん延防止等重点措置区域の適用の可能性についての相談が多くなった。

4月15日に本県に対するまん延防止等重点措置に係る公示について国に要請を行ったことから、翌16日の相談件数は184件となった。同日に国のまん延防止等重点措置に係る公示を受け、県対策本部会議がまん延防止等重点措置の内容と重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」）の2市（さいたま市、川口市）を決定したところ、3月19日には相談件数が268件まで増加した。

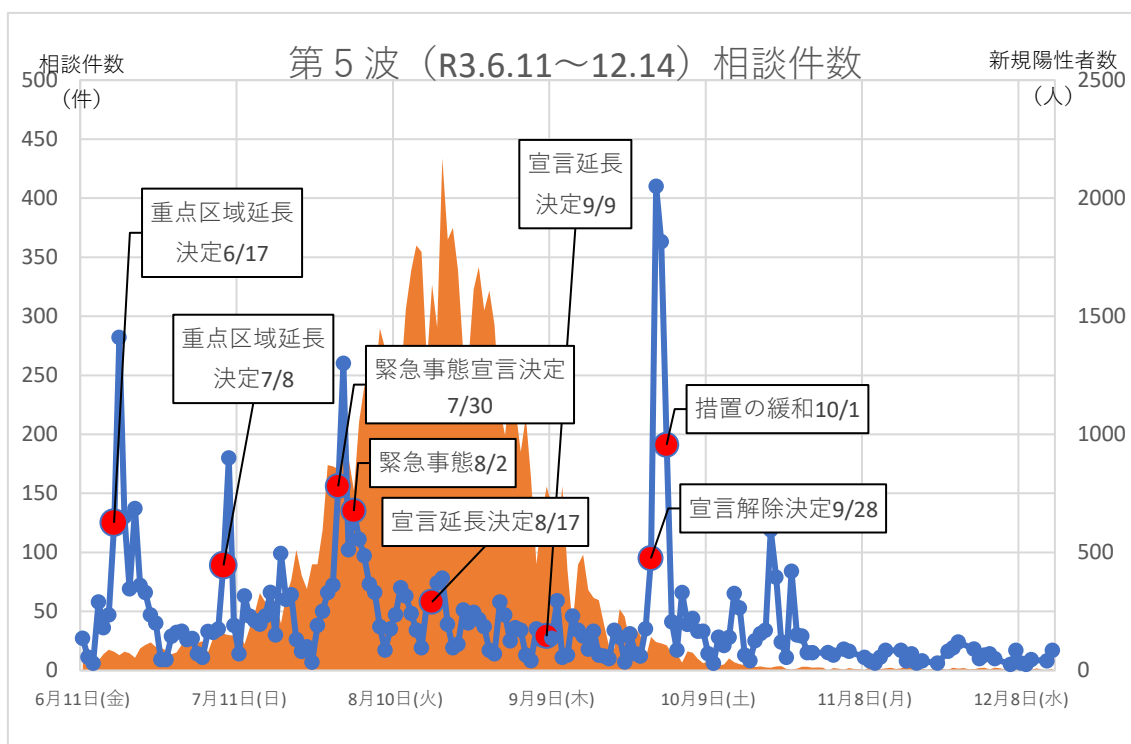
増加の主な要因は、まん延防止等重点措置が令和3年から新設された制度で、要請内容が同一県内で措置区域と措置区域外に分かれていたので分かりにくい部分があることや、感染症防止対策協力金が売上高に応じたものとなり、措置区域での支給については「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」飲食

店+（プラス）認証が必須となったことが挙げられる。

なお、4月24日に措置区域を15市町に拡大したこと及び飲食店等の酒類提供の制限を強化したことを受け、4月26日には第4波最大となる315件の相談があった。

また第4波の終盤には、協力要請等を守らない飲食店等の通報が目立った。第4波の相談件数は延べ5,940件で、1開設日あたり55件であった。

#### (5) 第5波（令和3年6月11日～令和3年12月14日）



※文中の日付はすべて令和3年

まん延防止重点措置区域措置の終了前や延長後には期限延長や要請内容変更の有無に関する相談が増えたほか、緊急事態宣言の決定前後には宣言発令の有無や要請内容変更に関する相談が増えたが、第5波の前半は概ね1日100件以内の相談で推移した。

相談内容は、引き続き営業制限、感染防止対策協力金制度に対する問い合わせ、感染対策不徹底な飲食店等の通報が多数を占め、生活困窮、感染不安、陽性者や濃厚接触者のすべき行動についての相談も目立った。

営業制限については、飲食店等の酒類の提供条件、グループ会食の例外である「同居家族」の考え方、会食の時間制限、カラオケについての相談が多かった。

緊急事態宣言の解除決定の翌日9月29日には、410件の相談があった

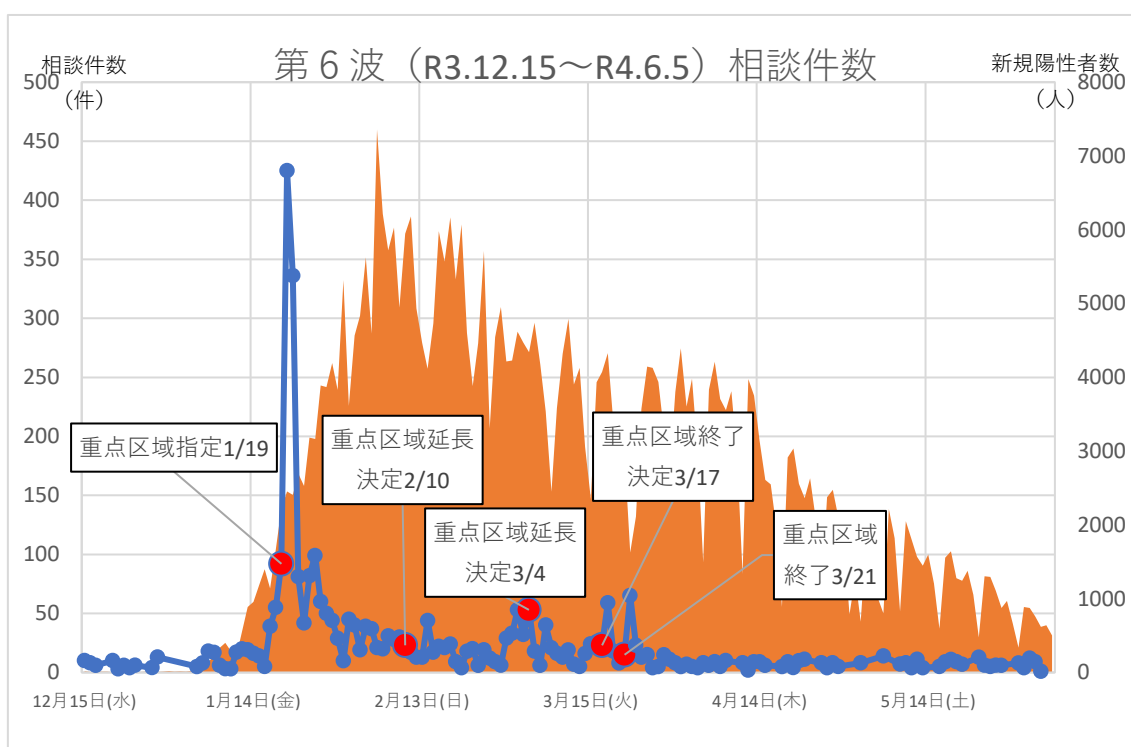
が、詳細の決定が遅れていた感染症防止対策協力金に関するものが多く、詳細の決定、公表後は収束した。

緊急事態宣言解除後は、各種の制限が段階的に緩和された結果、相談件数は減少し、10月30日から閉庁日の運営を停止することとした。

11月以降、相談件数は概ね20件以内で推移し、相談内容は営業制限、感染症防止対策協力金制度、イベント開催の事前相談（感染防止安全計画、チェックリストの策定等）についてのものが多かった。

第5波の相談件数は延べ7,788件で、1開設日あたり46件であった。

#### (6) 第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日）



令和3年末には新たに実施が決定したPCR検査等の無料化についての相談と、感染拡大に伴う緊急事態宣言等の発令見込みについての相談が増加したことを受け、令和4年1月8日にセンターの閉庁日運営を再開した。

その後、1月19日にまん延防止等重点措置の協力要請内容が決定されたことから、1月20日には425件、翌21日にも336件の相談があった。

両日の相談内容は、新たに飲食店等に適用されたワクチン・検査パッケージ制度、具体的な協力要請の内容、感染症防止対策協力金に対するものが大半を占めた。

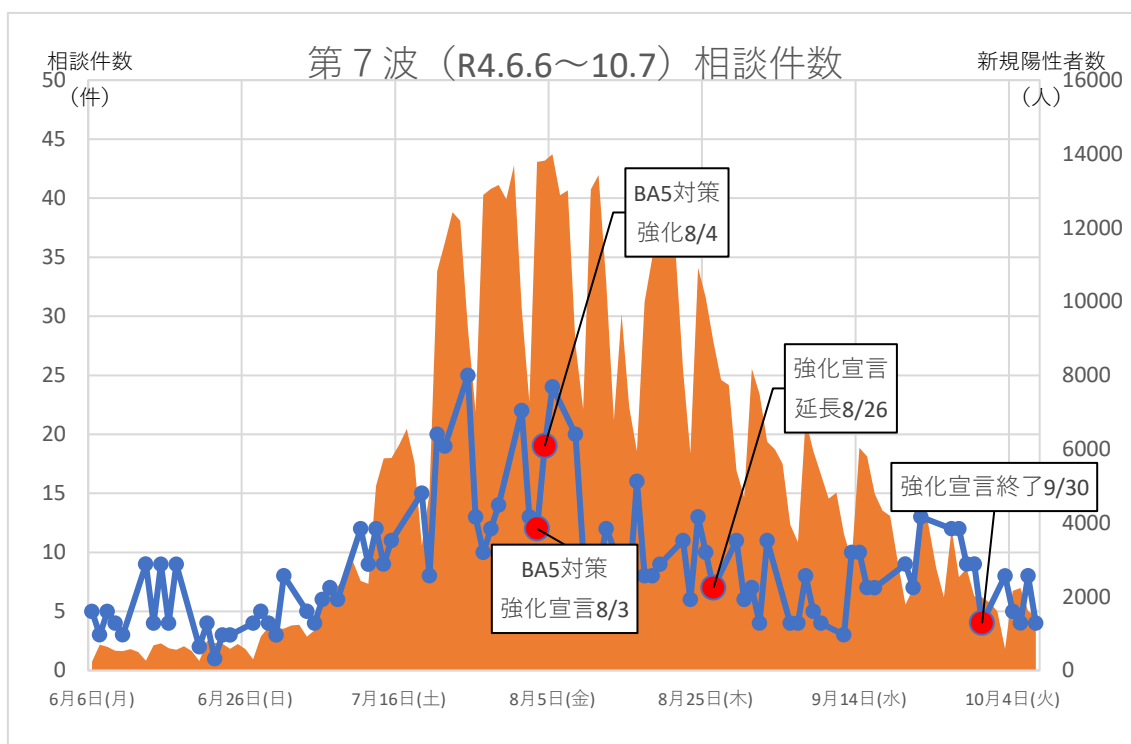
それ以降の相談件数は、まん延防止等重点措置の終了が決定した3月17日まで、概ね60件以内で推移したが、ワクチン・検査パッケージ制度につ

いて多数の意見が寄せられた。なお、この期間中も従来同様、飲食店等の営業制限、感染症防止対策協力金、イベント等についての相談が多かった。

まん延防止等重点措置の終了以降は、飲食店等の営業制限が大幅に緩和され、感染症防止対策協力金制度も終了したことから、相談件数は概ね20件以内で推移し、4月9日からはセンターの閉庁日運営を停止した。

第6波の相談件数は3,289件で、1開設日あたり23件であった。

#### (7) 第7波（令和4年6月6日～令和4年10月7日）



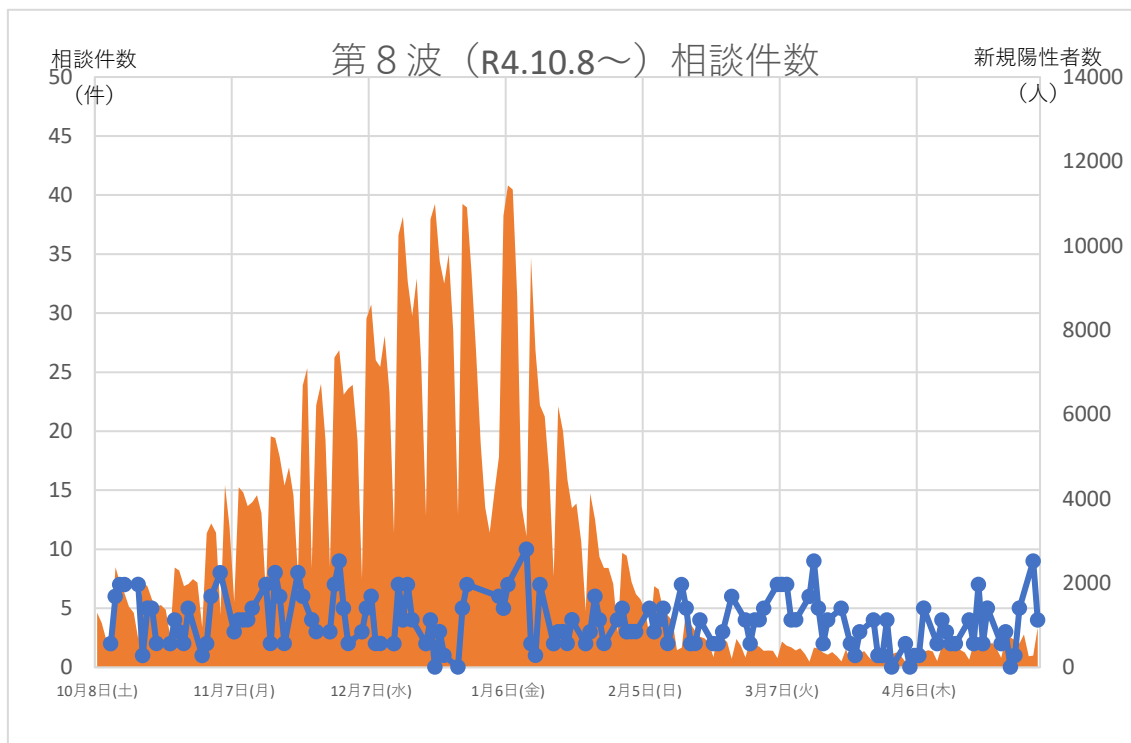
※文中の日付はすべて令和4年

相談件数は1日あたり概ね20件以内で推移した。8月3日のBA.5対策強化宣言実施の決定と8月26日の延長決定の前後には、これに関する相談がやや増加したが、宣言前後の協力要請等の内容に大きな違いがなかったことから、緊急事態宣言等の時のように急増することはなかった。

相談の多くはイベント開催に関するものであり、本人及び家族の感染疑い、検査、受診の相談等に関するもの等については対応窓口を案内した。

第7波の相談件数は746件で、1開設日あたり9件であった。

(8) 第8波(令和4年10月8日~令和5年5月7日) ※5類移行時点を暫定的な終期とする



電話の受付件数は1日あたり概ね10件以内で推移した。

相談の多くはイベント開催に関するものであり、本人及び家族の感染疑い、検査、受診の相談等に関するもの等については対応窓口を案内した。なお、令和5年1月27日に、国が「特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける」決定を公表してからは、5月8日以降の措置内容についての相談が増加した。

第8波の相談件数は531件で、1開設日あたり4件であった。

### 3 実施上の課題と対応

#### (1) 弾力的な体制の構築

その時々感染状況や県民・事業者への措置要請の内容などにより、相談件数に大幅な増減が発生する中で、どのような状況下においても円滑に運営できる体制を整備しなければならない。

そのため、相談件数の増加が見込まれる場合は、他部局職員の応援を受け、また閉庁日にも緊急事態措置相談センターを開設するなどの対応を行う一方、減少傾向にある時は、閉庁日の開設を取りやめ、職員の負担軽減を図るなど柔軟な対応を行った。



## (2) 通話録音機能を有する機械の導入

長時間にわたる拘束や理不尽な態度を取る電話相談者も、一定数存在することから、その対応により心身の不調を訴える職員が発生した。

そのため、令和3年9月1日から通話録音を告知する機械を設置し、通話を録音するよう対処したところ、そのような電話は減少し、状況が改善された。

## 4 ICTの活用

問い合わせ内容を記録する簡易なデータベースを作成、関係者間で共有することにより、問い合わせ対応を円滑に行えるようにするとともに、随時問い合わせ状況を確認した監督者等が増員等を行えるような体制を整えた。

## 5 広報・関係機関への周知

ホームページや広報紙による周知

## 6 自己評価

- ・ 緊急事態措置相談センターには、専従職員を配置せず、職員のローテーションで対応していたが、コロナ対応の長期化、その時々での感染状況や措置内容の変化などにより、相談内容が非常に多岐に渡るようになったため、職員の負担が増した。

このような中でも、円滑な相談対応を行うため、これまでの問い合わせ対応を記録してデータにまとめ、共有することで、比較的経験の浅い職員でも、相談者からの問い合わせに対して、適切に対処でき、負担を減らすよう配慮を行った。

- ・ 県民が不安に感じるような（県民・事業者に負担を求める施策、学術的根拠等が不十分なもの）情報が国や県から発信された場合、相談件数は増加傾向となることが判明してきたため、あらかじめ発信する情報の内容に応じて、より早いタイミングで体制を整備できれば良かった。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題・国へ提言すべき事項

特になし

## 8 根拠法令・事務連絡等

なし

## 9 事務費・財源

なし

## 10 5類移行に伴う対応

令和5年4月27日、国が予定どおりの5類感染症位置づけを決定したことを受け、本県の緊急事態措置相談センターも業務終了を決定した。

令和4年4月9日以降、閉庁日はセンターを開設しなくなったため、5類への移行直前の開庁日にあたる令和5年5月2日をもって業務を終了した。

## 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋（プラス）

### 1 概要

県内の飲食店の利用促進を図り、感染拡大防止と社会経済活動の両立につなげるため、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店＋（プラス）」を創設した。県内の飲食店を個別訪問し、県が推奨する感染防止対策に取り組む店舗を認証した上で、認証ステッカーを交付し、県内の飲食店による安心して利用できる店舗であることのPRを促した。また、認証店舗に対し、取組の遵守状況の現地調査を実施することで、県内の飲食店による感染防止対策の継続を促進した。

#### 【認証ステッカー】



### 2 経緯・取組内容

#### (1) 彩の国「新しい生活様式」安心宣言

県内の幅広い事業者による自主的な感染防止対策を推進するため、令和2年5月に、県医師会等の医療専門家に加え、行政、県内の経済・労働団体、消費者団体、マスメディアの代表者などで構成される「彩の国『新しい生活様式』評議会」を設置した。

評議会の設立とともに、「新しい生活様式」の定着と、県民がより安心できる環境を提供し、感染拡大防止と社会経済活動の両立につなげるための「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の制度を創設した。

本制度は、3密の徹底的な回避や手洗い・手指消毒の徹底、マスクの着用などが記載された安心宣言を事業所や店舗の入口等に掲示することで、感染防止対策を自主的に実践してもらおうとするものであった。


業種別団体が作成した業種別の安心宣言は、評議会において、有識者による

内容確認を行った後、認定証を交付した。認定団体は、学習塾や小売業、理容業、飲食業などの73団体だった。

【掲示物の例】

**彩の国「新しい生活様式」安心宣言**  
～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

<p><b>1 「三つの密」を徹底的に回避します</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎時の換気</li> <li>・一定の数以上の入場制限 (屋外でお待ちいただきます)</li> <li>・受付や更衣室、喫煙所での密着防止</li> <li>・社会的距離の確保</li> </ul>	<p><b>4 安心に向けた工夫をします</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前予約の最大限の活用</li> <li>・衣服のこまめな洗濯</li> </ul>
<p><b>2 感染防止の対策を行います</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱などの症状がある方の制限</li> <li>・症状のある従業員の出勤制限</li> <li>・手洗いや手指の消毒の徹底、手の触れる場所の消毒</li> <li>・適切なマスクの正しい着用と場面に応じた適切な着脱</li> <li>・共用する物品などの最小化</li> <li>・鼻水・唾液のついたごみはビニール袋に入れて密閉</li> </ul>	<p><b>5 行いません、行わせません</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・閉鎖空間での激しい運動や大声</li> </ul>
<p><b>3 安全のための設備にします</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入口等に消毒設備、体温計の設置</li> <li>・対面場所における、空気の流れを阻害しないパーティション(アクリル板・ビニールカーテン等)の設置</li> <li>・毎時の換気と消毒の徹底</li> <li>・共通タオルの廃止</li> </ul>	<p><b>6 感染対策に特に留意します</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一度に大人数が休憩する場面</li> <li>・対面で食事や会話をする場面</li> </ul> <p><b>7 重症化リスクに配慮します</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や持病のある方への配慮(高齢者利用時間の設定など)</li> </ul> <p><b>8 新しい働き方に向け努力します</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅勤務やオンライン会議</li> <li>・ローテーション勤務、時差通勤</li> </ul>



埼玉県マスコット「コバトシ」「さいたまっちゃん」

宣言日： 令和 年 月 日  
名 称： \_\_\_\_\_

※詳細はホームページ（<https://>）をご覧ください

(2) 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）

令和3年4月に評議会において有識者から意見をいただき「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」の制度を創設し、令和3年4月26日に店舗への訪問をスタートした。

国は、内閣官房令和3年4月30日付け事務連絡「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について」により制度を導入した。本県の制度は、国の制度導入に先んじて実施され、その後、国の制度に基づくものとなった。

本制度は、県内の飲食店を個別訪問し、マスク着用や手指消毒の呼び掛け、アクリル板の設置又は座席間隔の確保、換気の徹底といった感染防止対策を確認した上で、認証ステッカーを交付し、県内の飲食店による安心して利用できる店舗であることのPRを促すものである。それにより、県内の飲食店の利用促進を図り、感染拡大防止と社会経済活動の両立につなげることを目的と

している。

令和3年4月26日に、まん延防止等重点措置区域のさいたま市及び川口市の飲食店を対象に制度をスタートさせ、令和3年4月28日には、措置区域の拡大に合わせ、川越市、越谷市、所沢市などを加えて15市町に対象を拡大した。

令和3年5月18日から申請受付を行った感染防止対策協力金（第9期）からは、協力金の支給要件の一部になった。

その後、感染拡大防止への効果が期待されたため、令和3年5月28日には対象を全県に拡大した。

令和5年5月7日の制度廃止時までには28, 229店舗を認証した。

**【認証に当たってのチェックの視点】**  
新型コロナウイルス感染症予防対策チェックの視点

チェック項目	チェックの視点
<b>1. 来店者の感染症予防</b>	
<b>◆入店時</b> <input type="checkbox"/> 入店をする者が密にならないよう整理・誘導 <input type="checkbox"/> 入店をする者に対するマスク着用の周知 <input type="checkbox"/> 店内入口に消毒設備を設置し、入店時に従業員が来店者に手指消毒を呼び掛けている <input type="checkbox"/> 発熱、咳等の症状がある者、正当な理由がなくマスクの着用その他感染防止措置を実施しない者の入店の禁止	・密にならないよう貼り紙等の表示、又は声掛けを行っているか ・貼り紙等の表示、又は声掛けしているか ・貼り紙等の表示だけでなく、客の入店時に従業員が消毒液を使用するよう呼び掛けているか ・貼り紙等の表示、又は声掛けしているか
<b>◆アクリル板の設置又は座席間隔の確保</b> <input type="checkbox"/> アクリル板等（パーティション）が適切に設置されている ※ 同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置 ※ アクリル板等の高さは、目を覆う程度の高さ以上を目安 <input type="checkbox"/> 座席間隔（1m以上）が確保されている ※ いずれにおいても少人数の家族や日常的に接している知人等の少人数の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く	・目視、聞き取りで確認
<b>◆マスク推奨</b> <input type="checkbox"/> 食事中以外のマスク着用を推奨している ※ 病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情を鑑み、差別等が生じないように十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる	いずれかに該当しているか ・利用者への呼び掛け ・ポスター等の掲示又は卓上ポップの設置
<b>2. 従業員の感染症予防</b>	
<input type="checkbox"/> 従業員にマスク着用を徹底させている	・マウスシールドはマスクに切替え指導
<b>3. 施設・設備の衛生管理の徹底</b>	
<b>◆換気の徹底</b> <input type="checkbox"/> 建築物衛生法（ビル管理法）の対象施設で維持管理権原者の場合 法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしている <input type="checkbox"/> 上記以外の場合、以下のいずれか <input type="checkbox"/> 換気設備により必要換気量（一人当たり毎時30㎡）を確保 <input type="checkbox"/> 30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開する（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）などして十分な換気を行っている （参考） <input type="checkbox"/> 二酸化炭素濃度測定器（1,000ppm以下目安）を設置している	・建築物衛生法（ビル管理法）の対象施設で、維持管理権原者の場合は、法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしているか、聞き取りで確認 ・換気設備による適切な換気か、又は窓開けによる定期的な換気を実施しているか、いずれかを聞き取りで確認 ・（参考）二酸化炭素濃度測定器を使用している場合、室内の二酸化炭素濃度が1,000ppm以下になるよう換気しているか目視で確認
<b>4. 安心宣言に関すること</b>	
<input type="checkbox"/> 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守し、店頭に掲示している	・掲示は見やすいところにあるか
<input type="checkbox"/> 埼玉県 LINE コロナお知らせシステムのQRコードを店頭に掲示している	・掲示は見やすいところにあるか
<input type="checkbox"/> 上記以外の業種別ガイドラインの各項目を遵守している	・聞き取りで確認

### (3) モニタリング調査

令和3年7月から、県内の飲食店における感染防止対策の継続を促進するため、本制度の認証を受けている店舗に対し、取組の遵守状況を確認するモニタリング調査を実施した。

感染防止対策の取組の再確認ができた事業者には、モニタリング実施済ステッカーを交付した。

令和3年7月5日にモニタリング調査をスタートし、令和5年5月7日の制度廃止時までには累計29,981店舗に対し実施した。

#### 【モニタリング実施済ステッカー】



### (4) 未認証店への働き掛け

感染防止対策を行う飲食店を拡大するため、令和3年度に県内17保健所と連携し、商工会議所・商工会等の協力も得ながら未認証店や新規開業店への制度案内を行った。

令和4年度は体制を整理し、現地確認等の業務を委託した民間企業の現地確認員により未認証店への働き掛け訪問及びその場での現地確認・認証を行うこととした。

令和4年6月1日に働き掛け訪問等をスタートし、令和5年5月7日の制度廃止時までには累計4,762店舗に対し実施した。

【実施件数の推移】

		R3.4.26～ R3.5月	R3.6月～ R3.9月	R3.10月～ R4.3月	R4.4月～ R4.9月	R4.10月～ R5.3月	R5.4月～ R5.5.7
認証店舗数 (R3.4.26～)	期間計	12,557	12,191	1,646	710	1,123	2
	累計(末日時点)	12,557	24,748	26,394	27,104	28,227	28,229
モニタリング 調査店舗数 (R3.7.5～)	期間計	-	2,949	11,346	6,779	8,907	0
	累計(末日時点)	-	2,949	14,295	21,074	29,981	29,981
働き掛け 店舗数 (R3.6.1～)	期間計	-	-	-	1,459	3,303	0
	累計(末日時点)	-	-	-	1,459	4,762	4,762

(5) 安心宣言飲食店+の実施体制及び実施エリア等

令和3年4月26日の制度スタート時の実施体制について、1日最大で、県職員は業務を所管する産業労働部内外の160人、市町村職員・商工団体職員160人が従事し、2人を1チームとして160チームで対応した。

令和3年5月19日から業務委託を行ったが、令和3年5月28日から7月11日の感染拡大時には、県職員、市町村及び商工団体職員も対応した。

その後、令和3年7月12日から令和3年度末までは、1日最大で、委託事業者の現地確認員16人、商工団体職員16人による16チームで対応した。

令和4年度は、委託事業者の現地確認員16人による8チームで対応した。

訪問に当たっては、県内を幅広く巡回する必要があったため、5つのエリアに区分けし、日ごとで実施エリアを決め、現地確認、モニタリング調査及び未認証店への働き掛けを実施した。

## 【実施エリア】

### ・ エリア 1

上尾市・伊奈町・入間市・春日部市・狭山市・蓮田市・松伏町・三郷市・八潮市・吉川市

### ・ エリア 2

桶川市・加須市・北本市・行田市・久喜市・鴻巣市・幸手市・白岡市・杉戸町・羽生市・宮代町

### ・ エリア 3

小川町・越生町・川島町・坂戸市・鶴ヶ島市・ときがわ町・滑川町・鳩山町・飯能市・東秩父村・東松山市・日高市・毛呂山町・吉見町・嵐山町

### ・ エリア 4

小鹿野町・神川町・上里町・熊谷市・秩父市・長瀨町・深谷市・本庄市・美里町・皆野町・横瀬町・寄居町

### ・ エリア 5

朝霞市・川口市・川越市・越谷市・さいたま市・志木市・草加市・所沢市・戸田市・新座市・富士見市・ふじみ野市・三芳町・和光市・蕨市

## (6) 制度の廃止

本制度は、内閣官房令和3年4月30日付け事務連絡「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について」に基づくものとなっていたが、国は、令和4年12月にパーティション等の設置（座席の間隔の確保）の基準を緩和し、令和5年3月にマスク着用の推奨の基準を削除するなど、段階的な基準緩和を行った。それに伴い、本県の制度の基準についても、国に合わせた緩和を行った。

さらに、国は、特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症を5類感染症に位置付け、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を廃止することとし、これに伴い、基本的対処方針に基づく第三者認証制度も廃止することとした。

こうした国の方針を踏まえ、本県においても、令和5年5月7日をもって、彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び飲食店プラスの制度を廃止することとした。令和5年3月には、県ホームページで廃止について案内するとともに、経済団体、業界団体及び市町村等にメールでお知らせした。令和5年4月には、飲食店プラスの認証店に廃止に当たっての案内を郵送した。



## 【制度廃止の案内】



飲食店の皆様へ

### 感染防止対策のお願い

- 飲食店の皆様には、日頃から新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にご協力いただき、心から感謝申し上げます。
- マスク着用の考え方が見直されるなど経済活動の正常化が進んできております。
- また、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から5類感染症に移行した場合、これまでお願いしてきた各種の制限がなくなり、自主的な感染防止対策に取り組んでいただく形になります(裏面参照)。

#### 埼玉県からのお願い

- 5月8日以降も、感染リスクがなくなるわけではありません。感染拡大を防ぎ、営業活動が継続できるよう、引き続き、効果的な換気、手洗いの手指衛生など必要な感染防止対策をお願いします。今後、感染状況によっては新たなお願いをする場合もあります。
- 県では、国や業界団体が提供する情報を県ホームページに随時、掲載してまいりますので、ご確認をお願いします。

#### お問い合わせ

埼玉県産業労働部産業支援課  
DX推進・事業者支援担当  
048-824-2111(代表) 内線3788とお伝えください。



## (7) 飲食店等における「ワクチン・検査パッケージ制度」

感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、感染再拡大時におけるまん延防止等重点措置等の状況下においても、行動制限を緩和するため、飲食店等におけるワクチン・検査パッケージ制度を実施した。

ワクチン・検査パッケージ制度は、利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性を確認することにより、一部制限が緩和されるものであった。登録には飲食店プラスの認証が必要であり、登録し制度を適用する場合、行動制限時の営業時間や酒類提供、人数上限の制限が緩和された。

感染防止対策協力金(第16期～第18期)の要件の一部にもなり、令和4年1月21日から令和4年3月21日の飲食店等に対する営業時間の短縮等の要請期間に適用された。

彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び飲食店プラスの制度とともに、令和5年5月7日をもって制度を廃止することとした。

制度廃止時までには15,816店舗を登録した。

### 【登録店ステッカー】



### 3 実施上の課題と対応

- ・ 現地確認等の訪問について、数多くの対象店舗が県内に幅広く点在していたため、制度創設当初、業務を所管する産業労働部や他部局、市町村、商工団体に応援職員の派遣を依頼して対応した。その後、民間企業に業務委託し、安定した実施体制を整備した。
- ・ 本制度は県内の飲食店に多くの協力と負担を求めるものであり、県として特に丁寧に対応する必要があった。県、市町村及び商工団体の職員については、その点について、常に念頭に置きながら業務に従事するよう呼び掛け、徹底するよう努めた。委託事業者のスタッフについては、研修を充実（採用時研修及び中間研修）するとともに、日々の業務開始時に注意喚起し、業務中や終了時のコミュニケーションを十分にとるなど、対応の質の維持・向上に努めた。
- ・ 数多くの対象店舗を効率的に訪問するためのルート作成は非常に困難であり、最寄駅から大きく離れている店舗や、各店舗の休業日なども考慮しなければならなかった。委託事業者のスタッフがルート作成を専任で担当することでノウハウを蓄積し、可能な限り効率的に訪問するよう努め、遠方の店舗は自動車を活用して訪問するなどに対応した。
- ・ 未認証店への働き掛けに係る対象店舗の絞り込みについて、県内保健所が公表する飲食店営業許可店舗一覧からテイクアウト専門店などの対象外店舗を除く作業を行う必要があった。一覧に掲載された店舗のホームページを1件1件確認するなど相当の業務量であったが、職員の地道な作業により対応した。

### 4 ICTの活用

飲食店が行う現地確認の訪問予約について、原則、ホームページから申請するものとした。

## 5 広報・関係機関への周知

- ・ 県のホームページでの制度案内のほか、感染防止対策協力金の申請があった事業者には個別に郵送でお知らせするなどプッシュ型の周知を行った。
- ・ 未認証店や新規開業店については、県内17保健所と連携し、飲食店営業許可の申請者に案内するとともに、商工会議所・商工会等の協力も得ながら、個別に訪問して働き掛けた。
- ・ 令和3年10月及び令和4年3月の制限解除の際には、感染のリバウンドを防ぐために、各認証店、各県有施設、市町村、商工会議所・商工会などの経済団体及び鉄道会社等にポスター掲示の協力を依頼し、飲食店への認証取得と県民等への認証店の利用を呼び掛けた。

### 【案内チラシ】



## 6 自己評価

制度の対象となる想定店舗数34,000に対し、認証店舗数28,229(83.0%)となり、多くの県内の飲食店に感染防止対策に取り組んでいただいた。

飲食店由来の感染は大幅に減少し、感染拡大防止に果たした役割は大きかったと考えている。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

- ・ 現地確認に伴う事業費は非常に多額となり、今回は国費が措置された。今後、新興感染症の感染防止対策を行う際には、国に対し、必要な経費が全額国費措置されるよう、改めて要望する必要がある。
- ・ この度の新型コロナウイルス感染症対策では、飲食店に焦点を当てた要請及び第三者認証制度が実施された。各飲食店に与える影響は非常に大きく、今後の新興感染症への対応では、今回の対応も参考にして、要請の対象等を判断していくことが重要である。

## 8 根拠法令・事務連絡等

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
- ・ 「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について」（令和3年4月30日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官、農林水産省食料産業局長事務連絡）

## 9 事業費・財源

事業費	令和3年度	468,821千円
	令和4年度	213,880千円

財 源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

## 10 5類移行に伴う対応

国において、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられ、業種別ガイドラインも廃止されることとなった。こうした方針を踏まえ、本県においても、5月7日をもって「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」及び「飲食店等における『ワクチン・検査パッケージ制度』」の各制度を廃止した。

国は、5類移行後における事業者等の自主的な感染症対策の取組を支援するため、業種別ガイドライン廃止に際しての留意事項や5類移行後の基本的な感染対策の考え方等をホームページに取りまとめた。

本県においても、この考え方等について、各団体・事業者が自主的な感染対策に取り組む際の参考になるよう、ホームページやSNSで案内した。